

78-3



法學士津田欽一郎著

政治學史

東京博文館藏版

明治  
38 4 29  
内交



## 緒言

「大軍の記事を読み激戦の物語を見るものゝ何ぞそれ多くして國家軍隊の行動を指揮する學問技術に着眼するもの何ぞそれ少なきや」とは彼のホッブスが三百年前に發したる不平の嘆聲也。彼れホッブス獨坐幽居意を宇宙の外に據へ思を毫芒の内に銳して其器當世に買れず其書亦俗人の顧みる所とならず憂愁鬱結遂に此悶々の言をなす其心事亦推察するに餘あり。然りと雖眞理の爲に眞理を求むるは是れ學者の能事何ぞ人の顧みると顧みざるを問はん。又何ぞ其買るゝと買れざるを論ぜん。ホッブスの氣宇何ぞ亦小なるの甚だしき。

政治學史の編述は學者の最大難事にして世人の最も悦ばざる所也。苟も完全なる政治學史を編纂せんと欲せば古今東西の歴史哲學書を讀破し政治學に關係あるものに就きて其要を提げ其立を鉤し公平の判斷と非凡の識見とを以て之を取捨排列せざるべからず。是を以て古來政治學史の編纂を見ること頗る稀に西洋學術の淵藪たる獨逸に於てすら公法學者の著書中に散見するに過ぎず。佛人ジャーネーの政治學史能く博引旁搜



して政治學説の唯一寶典をなせしと雖浩漭にして往々政治學史の範圍を脱出し、英人ボ  
ロツクの政治學史亦諸學説を比較評論するに於て其要領を得たりと雖簡單にして學者  
所説の真相を了知せしむるに足らず。唯コロンビア大學教授ダンニング氏の「古代中世  
の政治學説」と題する著書諸學者の思想意見を説明し盡して間然する所なしと雖近世の  
學説に論及せざりしを憾みとす。政治學史に關する著述の缺乏する歐洲すら既に此の  
如し。我國に於て未だ一部の政治學史を出さざる亦怪しむに足らざる也。

余淺學菲才、自ら力を計らず、能を顧みず、卒先して此至難の事業に着手する所以のものは  
愧より始めて學者の猛省を促す微衷に外ならずして、博文館此杜撰の著書を發刊する所  
以のもの亦千金死馬の骨を購ふの深意ならずとせんや。唯紙數限あり、館主亦多く歲月  
を借さず、繁簡當を失し、布置宜しきを得ざる固より止むを得ざる所也。若夫罅漏を補直  
し、體裁を變更する如きは之を讀者の注意に待たざるを得ず。讀者幸ひに余の固陋を懲  
察して、歎々の資勞を吝む勿れ。本書は始め二冊となすの目的を以て編纂せしが中途不  
得止の事情は之を一冊に短縮するの不得止に至らしめ、遂に上世中世を述ぶること精細  
に過ぎ近世を序すること疎雜に失したるは著者の殊に遺憾とする所なり。是れ又他日

時機を見て改竄増補せんと欲す。本書の著述に就ては法科大學生小川市太郎氏の助力  
を藉ること多し。附記して以て多謝す。



# 政治學史目次

緒論	一
第一編 希臘の政治學說	一〇
第一章 希臘の政治組織	一〇
第一節 政體の變遷	一一
第二節 斯波多の政治組織	一四
第三節 雅典の憲法	一七
第二章 プラトンの政治學說	二一
第一節 プラトンの先驅者	二一
第二節 プラトンの理想	二四
第三節 プラトンの共和國	二七
第四節 プラトンの政治家	三一
第五節 プラトンの法律	三五



第六節	プラトリーの學說と希臘の政治	四〇
<b>第三章</b>	<b>アリストートルの政治學說</b>	四三
第一節	政治學の研究方法及に其性質	四三
第二節	國家の性質	四八
第三節	國家の組織	五五
第四節	アリストートルの主權說	五九
第五節	憲法の形式	六二
第六節	最良國家	六九
第七節	革命	七五
第八節	アリストートルの學說と希臘思想	八二
<b>第四章</b>	<b>希臘晩年の政治學說</b>	八六
<b>第二編</b>	<b>羅馬の政治學說</b>	八九
<b>第一章</b>	<b>羅馬の政治的發達</b>	八九

<b>第二章</b>	<b>ポリビウスの政治學說</b>	九六
<b>第三章</b>	<b>シセロの政治學說</b>	一〇〇
<b>第四章</b>	<b>羅馬法律家</b>	一〇六
<b>第三編</b>	<b>中世の政治學說</b>	一一一
<b>第一章</b>	<b>中世制度の發達</b>	一一一
第一節	羅馬の衰亡と基督教	一一一
第二節	法皇政治の發達	一一五
第三節	中興帝國の勃興	一二九
第四節	僧權俗權の衝突	一二三
<b>第二章</b>	<b>セント、トーマス、アクイナスの學說</b>	一二九
第一節	アクイナス學說の一般的性質	一二九
第二節	法律並に正義の理由	一三二
第三節	政治的權力の性質並に形式	一三六



第六節	プラトリーの學說と希臘の政治	四〇
<b>第三章</b>	<b>アリストートルの政治學說</b>	四三
第一節	政治學の研究方法及に其性質	四三
第二節	國家の性質	四八
第三節	國家の組織	五五
第四節	アリストートルの主權說	五九
第五節	憲法の形式	六二
第六節	最良國家	六九
第七節	革命	七五
第八節	アリストートルの學說と希臘思想	八二
<b>第四章</b>	<b>希臘晩年の政治學說</b>	八六
<b>第二編</b>	<b>羅馬の政治學說</b>	八九
<b>第一章</b>	<b>羅馬の政治的發達</b>	八九

<b>第二章</b>	<b>ポリビウスの政治學說</b>	九六
<b>第三章</b>	<b>シセロの政治學說</b>	一〇〇
<b>第四章</b>	<b>羅馬法律家</b>	一〇六
<b>第三編</b>	<b>中世の政治學說</b>	一一一
<b>第一章</b>	<b>中世制度の發達</b>	一一一
第一節	羅馬の衰亡と基督教	一一一
第二節	法皇政治の發達	一一五
第三節	中興帝國の勃興	一一九
第四節	僧權俗權の衝突	一二三
<b>第二章</b>	<b>セント、トーマス、アクイナスの學說</b>	一二九
第一節	アクイナス學說の一般的性質	一二九
第二節	法律並に正義の理由	一三二
第三節	政治的權力の性質並に形式	一三六



第四節 政府の職掌……………一四一

第五節 僧權と俗權……………一四三

第六節 アクイナスの後繼者エーザウスマヌス……………一四六

第七節 ダンターの學說……………一五二

第八節 バドアのマシリオ……………一五六

**第四編 近世の政治學說……………一六四**

**第一章 マキアベリーの學說……………一六四**

第一節 マキアベリーの生涯と其時世……………一六四

第二節 マキアベリーの政治論並に其方式……………一六八

第三節 道德宗教に對するマキアベリーの態度……………一七三

第四節 政治的動機に關する議論……………一八一

第五節 政體論……………一八四

第六節 領土の擴張に就て……………一八七

第七節 領土の保全……………一九三

**第二章 ジヤン、ボーダンの學說……………二〇一**

第一節 「國家」De Republica……………二〇一

第二節 主權說……………二〇七

**第三章 ホッブスの學說……………二二二**

第一節 人……………二二二

第二節 國家……………二二六

**第四章 ロツクの學說……………二二三**

**第五章 ルーソーの學說……………二三二**

**第六章 モンテスキューの學說……………二四五**

**第七章 バークの學說……………二五一**

**第八章 サピニーの學說……………二五八**



第九章 カントの學說……………二六三

第十章 ド、メートルの學說……………二六九

第十一章 ハツラーの學說……………二七二

第十二章 ヨンスタンの學說……………二七八

第十三章 プルンチユリーの學說……………二八一

第十四章 ベンサムの學說……………二八七

第十五章 オースチンの學說……………二九三

第十六章 結論……………二九七

目次終

政治學史

法學士 津田欽一郎著

緒論

人類と政治

人間は政治的動物なりとは希臘の碩學アリストートルが二千年前に於て看破せる眞理也。然り政治は常に人間生活の必要條件なるのみならず、又た其性情也。彼の蒙昧野蠻の人類が家に家長を戴き、部落に酋長を奉じて其權力に服従し、以て外部の侵害を防禦し、内部の平和を維持する所以のものは政治的性情の發顯にあらずして何ぞや。是を以て人類の集團あれば即ち茲に政治あり、既に政治あれば亦之に伴ふ組織ありて國運の消長、人民の休戚は皆一として直接に之に干繋せざるものなし。是れ即ち古今の學者政治家が國家の組織に頭腦を消盡する所以にして、又た志士仁人の善政良治に心血を枯渴せし所以也。我れに自由を與へよ、然らずんば死を與へよとは人民の完美なる政治組織に對する



渴仰心の自白にして、民の聲は神の聲なりとは惡政の繼續する能はざるの別名也。畢竟するに人間の歴史の大部分は人類の政治的渴望に原因する活動の歴史に過ぎずして革命と云い戦争と云ふも皆其自然的結果に外ならず。政治の人生に於ける豈亦重大ならずや。

復雜にして變幻極りなき國家の政治は固より規矩準繩の律すべき所にあらず。然りと雖人類は多年の經驗によりて國家盛衰の理法を發見し得べく周到なる注意を須めて國家政策の原則を了知し得べし。是等の理法原則が爲政家を裨益し、被治者に貢獻すること豈鮮少なりとせんや。而して此理法を説明し、此原則を講究するものは政治學也。換言すれば政治學は國家の事實的性質を説明し、國家政策の基礎を講究する學問也。故に政治學は常に國家の目的を決定し、政體の優劣を比較して國家の根本的概念を普及するのみならず、政權の範圍國民勢力の影響の如きも固より政治學の研究すべき領域なり。法律學の如き政治學と均しく國家の性質を闡明すること多しと雖、偏に論理の貫徹を主として實際の迂遠を顧みず。經濟學の如き國家政策の基礎を論評すること屢々なる

## 政治と政治學

も専ら富の點に重きて、一般政策の得失を論せず。是れ皆國家の片面的觀察にして、各其學問の目的を達するに於て不可なるべきも、國家現象に對して事實的説明を與へ、國家政策の基礎を論斷するに當りては、皆共に盧山の半面峯巒を批評するの非難を免れざる也。此弊害を避け、此欠點を補い、全局より國家そのものを觀察して、事實的説明を與ふるものは、即ち政治學の本領也。政治學の研究亦必要ならずとせんや。

加ふるに人智の進歩し、交通の發達するに當りて、國家の現象愈復雜を極め、國家の政務益多端となり、學者其説明に窮し、政治家其措置に困じ、色糸を嘆じ岐路に泣くもの舉世皆然り。假へは近代の文明諸國に付て之を見るに、近代の國家は法治國なると同時に文化を助長する國家なり。國際競争の益激烈に赴くと共に各國共同經營の事業愈増加し來り、個人自活の精神を普及する爲に其參政權を擴張する傾あると、共に政府は敏活なる運動に堪ゆるか爲に寧ろ集中的となり、貧富の懸隔を調和せんとする社會的思想の勃興すると同時に、産業振興の爲に土地を擴張する帝國主義あり、紛錯縱橫、纏繞多方、其局に處し事に當るものを

政治學研究の  
必要



して茫然自失解決に苦ましむ。豫め政治教育の素養あり、政治學の智識ある者にあらずんば焉んぞ能く是等の至難なる問題を解釋し、國家急須の政策を確立するを得んや。政治學の必要亦吾人の詹々を要せざる也。况んや智識の爲に智識を求むるそれ自身既に學者の快事なるに於てをや。

學者或は政治學の獨立を非認し、政治學史の存在を否定するものありと雖、是れ畢竟學問の意義を明にせず、政治學發達の程度を知らざるの議論と云はざるを得ず。惟ふに所謂學問なるものは智識に外ならず。精確なる智識也。嘗に或現象を知得するのみならず、諸現象の不同類似を了解する明智識也。換言すれば、法則に還元し、系統的に組立て得る智識也。故に政治學の學問なりや否やは政治學の研究する現象の性質によりて決定せらるべきものにあらずして、其研究方法の如何によりて判斷すべきの外なし。即ち觀察と推理とが適當にして正當なりや否やによりて檢察せざるべからず。

希臘の古代に於ては國家に關する現象を講究するものは凡て之を政治學と總稱し、國家經濟の説明も、國家の法規の説明も、純正なる國家の事實的研究も皆之

政治學は學問也

希臘羅馬の政治學

を空漠たる政治學てふ名稱の下に包含せしめ、其目的範圍の明了ならざると共に其研究方法の如きも任意常識によるの外、殆んど見るべきものなし。而して政治學の根本たるべき國家性質の説明、國家政策の論據の如きも、事實の觀察を避け、正當なる推理を思ひて、専ら學者の空想爲政治家の盃測に準據し、散漫統規なき哲學者の餘篇殘簡を搜索補收して政治學の能事となし、政治現象に關する科學的研究の如きは殆んど夢想たにせざりし所なり。獨りアリストトルの學派が燦然として異彩を放つを見るのみ。其後希臘衰頹して羅馬勃興するも、只尙武敏活の氣象に饒みて高尚深遠の思想に缺乏せる羅馬人は私人權義の學問に於て後世の木鐸たりしに拘らず、國家に關する學說に於て毫も貢獻する所なかりし也。

中世の政治學

中世に至りて一般學問の頹廢せると共に所謂政治學も亦萎靡振はず、偶國家の性質に關して學理的説明を試むるものあるも、多くは宗教的臭味に薰染して一顧の價致を有するものなし。蓋し中世は俗權と僧權との衝突激烈なる時代にして、直接之に關係せざる問題は世人の注意を曳くこと少きを以て、當時の學者



は相次て僧俗紛争の渦中に投入し、碩學アクキヌス、詩人ダンテの如きも此思潮を脱却する能はず、互に王權僧權の爲に全力を傾注し、政治學上に於ける功績少なし。パドアのアリシロ獨り超然として時流に反抗し、アリストテレスの學風を踏襲して墜緒の茫々を繋ぐありしも、これすら又政治學上の明星たる能はざりき。

然るに近世に於ける科學の進歩は或ゆる方面より人心を啓發すること多く、殊に政治上の事情は學者の頭腦を刺戟し、マキアベリ、ボイダンの卒先して政治學上に一大生面を開始するあり、ロツクホツプスの崛起して君主人民の權利地位を説明するあり、バーク出て、モンテスキウ顯はれ、フーヘンドルフコンスタンブルンチュリー亦相次て其天才を發揮するありて、政治學は一朝にして空前の進歩をなすに至りぬ。而して顧みて他方を考察するに、アダムスミス、ロツセル等の經濟學を大成して獨立の科學たらしむるあり、ギルケー、エリネツク等の起ちて公法學の範圍を明確にするあり。是に於て古代の所謂政治學中、法規の研究を目的するものは遂に公法として、法律の一部となり、國家公私の經濟に關係

## 近世の政治學

するものは亦獨立して、財政經濟の二學科となり、國家の事實的性質を説明し、政策の基礎を講究するものは政治學として、一部獨立の研究目的となりぬ。故に政治學は學問なりや否やの問題は、政治學發達の現状が未だ學問たる資料を具備せざるや否やの問題に歸着せざるを得ず。

## 自然科學と政治學

凡そ自然科學にありては、原因結果の關係整然として結果より原因に遡源し、原因より結果に到達するに容易なるが故に、其前提常に普遍的、一般的にして結論亦必然的なりと雖社會人事に關する學問は往々にして特別なる前提より可能的の結論に歸着することあるも亦止むを得ざる也。是れ自然の法則に従つて規則正しく運動する天然の諸現象を研究する學問と、自由意思によりて不規則に行動する人類を目的とする學問との性質上本然の差異にして、同一の理論を以て推知すべからざるが爲也彼の統計學に於て國家社會の現象を研究するに於て大量觀察の方法を採用せざるへからざる所以の理實に茲にありて存す。倫理學は人間道德の本領を指示して個人行爲の實際問題を決定し能はざる如く、經濟學は生産消費の原理分配の理論を説明して個人の貧富を左右するに足



らず。是れ社會的現象を目的とする諸學問の一般的通性にして、政治學特有の缺點にあらず。前提の普遍にして一般なるは必ずしも學問たるの必要條件にあらず、多數の事實を観察して得たる前提はたとへ特定の可能的なるも尙且つ研究の發足點たり得べし。又た之によりて發見せられたる法則を適用する範圍の廣大なると程度の確實なるとは亦た必ずしも學問の要素にあらず。其法則にして事實上の根底を有し、論理貫徹する、あらば學問たるに於て缺くる所なし。政治學は他の諸學に比して研究困難に發達幼稚なるに拘らず、今や棒莛を開き、荆棘を切り、系統整成し、用語周到となり、論理貫徹し、觀察亦精細となりぬ。何ぞ之れを以て學問とするに妨げんや。既に政治學の成立するあり、政治學史の存在する亦怪むに足らざる也。現んや政治學史なるものは政治學發達の沿革を序述するものなるに於てをや。

人間進歩の歴史は半面に於て説謬の歴史なり。太古野蠻の當時より發足すれば人間の歴史は悉く進歩の歴史なりと雖、文明の今日より古代に遡及すれば歴史は一として失敗誤謬の連鎖にあらざるなし。即ち誤謬は改善の指針にして

## 政治學史の必要

## 政治學史の範圍

改善は文明の動機也。ヒュームが過去を知れ過去を知らずんば現在を知る能はず焉んぞ將來を知るを得んと唱導せしものは畢竟這般の眞理を表示せしものに外ならず。溫古知新の理法は政治學の研究者に取りて又最も必要のことにして、學者之によりて過去の誤謬を發見し、自ら創造する所なくんば焉んぞ能く將來政治學の進歩を企及するを得ん。

莫遮。政治學史は唯政治學發達の經過を序し、政治學說の沿革を述ぶるを以て足れりとす。學說の道德上に於ける正邪善惡論じ、人心に與ふる影響効果を究むるは元より政治學史の範圍外に屬す。假之ロックスの契約説は社會に破壊的危険の思想を鼓吹するの弊害ありとするも、政治學上に於ては最も有力なる學說として之を尊重せざるを得ず。又マキアベリーの「プリンズ」は諸國の侯伯帝王に權謀術數の罪惡を勸誘するの非難ありとするも、其政治學上に上げる偉大の功績を没却する能はず。要するに政治學史の目的は學說の趣意を明了に紹介し、政治學發達の順序を精確に説明するにあるのみ。



# 第一編 希臘の政治學說

## 第一章 希臘の政治組織

希臘は政治學の淵源なり

希臘は諸般の學術の淵源なるが如く、又實に政治學の淵源なり。是れ蓋し希臘にはアリストートル、プラト、ソクラテス等の賢哲輩出して一代の人心を啓發し千古の思潮を指導したる結果なりと雖、如何なる偉人も無より學問を創設する能はず。政治學の研究者は是等學者の學說を闡明する前に、先づ是等の學者をして是等の學說を主張するに至らしめたる希臘の政治的事情を觀察せざるべからず。道德の存在せざる社會に倫理學の發達を見ること難し。焉んぞ妍美なる政治組織の成立せざる國家に崇高なる政治理論の發生することあらんや。

希臘に政治學の發達せる原因

余の見る所を以てすれば希臘の政治學說をして陸離たる光芒を放つに至らしめたるものは之を三つの原に區別することを得べし。

- (第一) 政體の變遷
  - (第二) スパルタの政治組織
  - (第三) アゼンの政治組織
- ### 第一節 政體の變遷

政體の變遷 (一) 貴族政治

(第一) 政體の變遷 希臘有史時代の初、即ち紀元前七百年代に於て、所謂、ヘレニック、ウオールドなるものは、唯半島の小山、谿間、若しくは海岸諸島に分散割據せる小都府の總體に過ぎざりしを以て、其各都府に共通なる政體なかりしと雖、スパルタを除くの外、一般の共同社會は、貴族、政治、宴、頭、政治、を採用せるもの、如し。彼のホーマーが史詩に描出したる家長政治、族長政治は當時既に消滅し、政治上の特權は凡て諸神の後裔なりとして承認せられたる少數貴族の掌中に歸せり。而して是等の少數なる貴族は其地位門閥に於て他の階級他の家族に卓絶せしを以て一般に及ぶべからざる者として尊重せられ、獨り政治上のみならず、經濟上宗教上社會上の全權を支配せり。希臘の都府中には往々他の政體を採用せ



るものなきにあらざりしと雖も、彼等諸都府は同一の起源を有し、同一の傳説を有し、同一の宗教を有せしを以て、互に政治的結合を希望するの念強盛なりしと共に、分散せる母市マリアンは遠隔の地に建設したる殖民地を制御するに不便なりとの觀念より互に同一の政體を採用して共同せんとするの傾向を生ずるに至りぬ。是を以て紀元前七百年頃に於ける希臘の政治は、殆んど純然たる貴族政治たりき。

(二)專制政治

然るに時勢の必用は端なくも貴族政治を轉覆して專制政治を採用せしむるに至りぬ。時勢の必要とは他なし。即ち都府の發達繁榮、商業貿易の振興、一般智識の進歩は貴族制度の傳説的基礎に疑團を挟むものを生ず、他方には貴族政治に伴ふ道德的腐敗漸く暴露し來り、獨手國家を統御せんとする偉人野心家又此機に乗じて其權略を逞ふせるを以て、スパルタスバルタ以外の重要なる希臘諸市は、單食して所謂僭主を奉戴し、從來の貴族政治を抛擲して專制政治を採用するに至れり。然りと雖僭主の希臘諸市國に君臨するや、祖先の餘榮によるとにあらざ、宗教上の傳説によるにあらざして、全く貴族政治の疲弊に乗じて一時の功名をな

せるに過ぎず。是を以て長く人心を收攬して其榮位を繼續せんとせば、勢ひ市民に迎合し市政の改善に盡瘁せざるべからず。是れ希臘の僭主が當初政治に精勵して宵旰の勞苦を厭はざりし所以にして、又市民の一時專制政治に謳歌せる所以也。然るに專制政治の眞髓たるべき暴力と殘忍は日ならずして鋒芒を露出し來り、桎梏に次く桎梏は貴族を憤怒せしめ、壓制に次ぐ壓制は又市民を激昂せしめ、貴族平民は相結托して僭主の暴政に反抗するに當り、僭主は悉く國外に放謫せられ終りぬ。

(三)民主政治

是に於てか希臘諸市國の政體は再變せり。然れども全國を通じて一の確然たる政體の創設せらるゝことなく、民主政體を採用せんとする人民黨と舊位地を往復せんとする貴族黨とは互に軌轢して紛争絶ゆるの時なく、學者政治家の頭腦を刺戟せしめたるもの少なからざりき。如何なる政體を採用せんか。貴族政治は物質的精神的進歩を助長するの具にあらず。專制政治は市民の權利を伸張し幸福を増進する道にあらず。從來經驗せる專制貴族の二政體は、皆共に治國平天下の最良方法にあらずとせば、他に之に勝ざる良政體を採用せざるべ



からず。況んや波斯帝國の機を見て希臘を併呑せんとしつゝあるをや。是に於て民主政體はヘレニクウオールドの大部に採用せられたり。然れども保守的黨派のスパルタガ覇主として民主政治に反對するありて政治的意見の衝突は希臘をして政争擾亂の渦中に投入せり。是れ實に希臘國運の進捗に取りて痛嘆すべき一大打撃なりしと雖も政治學上に於ける燦爛たる希臘思想の貢獻は實に此二政的擾亂の間に發達したるを思へば又些か慰意するに足るものあり。希臘の學者は眼前貴族君主民主の三政體を目撃して其利害得失を比較考察するを得たり。希臘の哲學者が此重大なる國家の難問題に逢着して解牛着刀の方法を講究するに至るべきは自然の理にして是等哲學者の豊富なる智識と明確なる觀察とは政治學上の曙光を放射するに至るべきは必然の勢也。

## 第二節 スバルタの政治組織

希臘の政體的變遷は政治學の發達を促進せしと多大なりと雖。斯波多亞典の制度が希臘人の政治思想に影響せしこと亦た鮮少ならずとす。而して斯波多

斯波留多の政治組織

の政治組織を理解せんと欲せば先づ斯波多の社會的基礎に着眼せざるべからず。斯波多に於ては人民の階級制常に嚴格に株守せられ、スパルタイ、ペリオコイ、ヘロイテスの三階級は各職分確定して互に相侵すことなく、ヘロイテス(奴隸)は其數最も多きも其地位最下級に位し、専ら農業に従事して此の二階級に生活の要素を供給する一種の奴隸に過ぎず。次にペリオコイと稱する階級は或意味に於て中等社會と見るべきものにして私權を享有し、又或程度の自治を行へり。是等の人民は或範圍に於て農業に關與せるも其職業は重に商業なり。然れども是等の人民は國家の政治生活に於て毫も参政の權を有することなかりき。要するに斯波多政治の全權はスパルタイの掌握する所にして他の二階級は全く服従者の地位に立てり。スパルタイはドリリア種族の遷徙して此地を畧し、爾後ユウロタス溪間及び海岸の地に土着したる者にして、其人口他の階級に比較して甚だ少數なるも慍悍勇猛にして、他の種族を壓倒制御し、常に治者の位置を獨占せり。彼等は商業を蔑如し、農工業を禁止し、軍事の訓練の修養を以て其唯一の業務となせり。



リクルグス憲法

彼の有名なるリクルグスの憲法と稱するものを見るに、男兒は七歳に達すれば兩親の膝下を離れて、國家監督の下に共同教育を受け、嚴格なる體操によりて専ら身體の強壯武藝の鍛練に従事し、常に天幕の下に同居して監督官の指揮に服従せり。リクルグスの憲法中最も著名なるものはシスチアと稱する會食にしてスバルタの壯丁は公共心を養成する爲にマデストリート(執政官監督の下に同胞と會食し、其の食事は平等にして奢侈を嚴禁せり。リクルグスは又國家を強大ならしむるの目的を以て、家族制度を破壊し、商業を制限し、外國の交際を杜絶し、爭訟辯論を禁止し、平等的社會の基礎に本づく、武斷的政治を建設せんとせり。是れ豈複雜なる社會組織にあらずや。

政治機關

而して顧みて希臘の政治的機關を考察するに政治の首班たるべき二人の王ありて其威嚴權力共に等しく、次に二十八人より成る(終身官の)元老院ありて民會に提出すべき草案を審議し、大罪を裁判す。次に斯波多人全體より成る民會ありて提案の權利なく討議を用ゐずして直に議事を決せり。次に位するエフロイと稱する機關は希臘人の政治思想に最も重大なる影響を及ぼせしものに

して、五人の選舉せられたる會員より成立し。専ら王並に元老院の權力を制限する爲に設備せられたるもの、如し。然るに後に至りて王の宗教と軍事上に於ける實際の權力甚た大ならず、元老院の勢力亦旺盛ならずして、監督の機關たるべきエフロイの威權のみ獨り増大となり、政治の實權悉くエフロイの掌握に歸して、行政並に一般政務の最後の決定は之れをエフロイに仰がさるべからざるの奇觀を呈するに至りぬ。是によりて之を、看ればスバルタ政治の中心はスバルタイの一階級にして、スバルタイの政治的中心はエフロイなりと言はざるべからず。故に治者の地位より觀察すれば、スバルタの政治組織は純然たる民主主義なるも、何んとなればエフロイは年々人民によりて選舉せられたるを以て、最少數の階級のみ政治に參與し得る點より觀察すれば、貴族政治なり。要するに斯波多の政治組織は、其形式に於て一部分君主制的、民主的の外觀を呈せしと雖、實質に於ては寡頭政治として説明し得べし矣。

### 第三節 雅典の憲法



## 雅典の社會階級

雅典は凡ての關係に於て斯波多と正反對の傾向に出てしが如く、國家の社會的基礎に於ても全く其揆を異にせり。即ち雅典の社會階級は一方に於て自由民と奴隸の區別あると共に他方には貴族と平民との區別あり。然りと雖、是等の奴隸と稱するものと雖、スバルタの征服せられたるヘロットとは質性全く異なり、又貴族と平民との間にもスバルタイとペリオコイとの間に嚴存せる如き殘酷なる人種的區別することなかりき。殊に雅典には斯波多に比類なき滯留外國人なるもの非常に多數なりしが、雅典の海權商業發達するに及んで漸次雅典の經濟的、社會的生活に同化せられ、各階級間の隔懸を調和するに於て多大の効果ありき。然りと雖、政治上より言へば、雅典の憲法は貴族と平民のみに參政權を與へ、第三階級を排斥せしを以て民主政治なりと言ふ能はず。

## 雅典の政治組織

雅典有史時代の當初に於ては政治上の特權は全くユーバトリデイ(貴族)の壟斷する所にして、アルホン並にアレオバグス(元老院)は是等の貴族が政權を行使する重要機關なりき。而してアルホンは一年毎に選舉せられたる九人の評議員より成り、元老院は其會議の場所よりして後世アレオバグスの名にて熟知せら

## ソロンの憲法

るゝに至れり。然るに紀元前七世紀に於ける貴族と貧民との長期の確執は遂にソロンをて雅典の政治組織を變更し、有名なる新憲法を發布せしむ。此憲法の骨子とも見るべきは門閥を以て參政權の根據とせる從來の制度を一變して富の程度を以て唯一參政權の根據となせること是なり。即ちソロンは各人の収入高に應じて全國の人民を四階級に區別し、其階級によりて公權的能力の相異を決定せり。例へばアルホンの如きは唯第一階級の富者のみの占領する所となり、第四級の如きは如何なる參政權をも享有することなかりき。故に、此新制度によるも從來の貴族は國政上に於て尙ほ至大の勢力を留保するを得たりしと雖も、民主主義の萌芽は此改革によりて諸種の方面に發顯せり。エクレシアと稱する平民議會、自由民の有ゆる階級を包含する會合はアルホンを選舉し執政官の行政的行動に許否の權なると共に亦兼ねて司法裁判の權を行ひ。又四百人元老院なる機關は平民會の召集期日決議事項を決定し、平民議會の發せる條令執行を監督する權限を有せるを以て、アレオバクス並に元老院の權力が、此二機關の爲に減殺せらるゝこと頗る多大にしてユーバトリデイの政治的特



民主主義の發

權は之が爲に大打撃を被れり。  
紀元前五百六十年に於て亞典にピシストラタスの如き僭主の崛起して政治を獨裁せる事實は、ソロンの民主的憲法の精神を埋没せしこと鮮なからず。然れどもソロン憲法政治の形式はピシストラタスの專斷的政治の下にも猶ほ能く其餘喘を保持し、ピシストラタス放謫せられてクライセネスの立法するに及んでは、民主主義は油然として汚濁し、更にペリクルス執政の時に至りては民主主義か殆んど完全に近き實在を見るを得たり。ペリクレス時代に於ける亞典の政治組織を見るに中心に一般公民の集合體たる議會あり、國家最高の行政機關にして萬般の政務に對して最終の採決を與ふる職權を有し。從來四百の議員より成りしフイレイは増加して五百人とあり専ら内事に關する種々の行政事務を處理し、外交軍事に於ては人民より選舉せられたる十將軍ありて國家の宣戰媾和のと司る、而して司法裁判所も全國人民中より抽籤によりて選出せられたる五百人より成るデカステリーの管轄する所となれり。如斯にして民會がアルホン、セネーの政權を蠶食せし如く曩日の政治機關の行政權は悉く五百

人會に移轉し、司法權の全部を舉げてデカステレーの手裡に委するに至れり。要するに亞典最後の政治組織は亞典市民の凡てが參政權を享有し得る點より觀察すれば、完全なる民主政治なりと雖も、全人口中全く私權を享有せざる奴隸外國人の存在せる點より考察すれば、少くとも近世の意味に於ては之を民主政治と稱するに足らず。而して此特異なる政治的組織か、希臘の思想家に向て最有益なる政治研究の材料を供給したるや、疑を容れざる也。

## 第二章 プラトの政治學說

### 第一節 プラトの先驅者

希臘に於て比較的系統ある政治學說の端緒を開きしものは實にプラトに始まる。然れどもプラトをして其大名をなすに至らしめたるものは彼のソクラテスにして又た彼のソクラテスをして一學派を樹立するに至らしめし者はソピキスト刺殺の功多しとす。故にプラトの學說を説明するに當りて是等の先驅者を略述するは偶以てプラトの學說を明了ならしむる所以也。ペルシヤ戰爭

者  
プラトの未收



よりペロポネサス戦争に至るまでの凡そ百年間は希臘の最も多事なる時にして、内憂外患相踵て至り希臘市民をして重大なる實際の政治問題に懊惱煩悶せしめたり。ペルシアの専制との接觸、亞典の興亡、斯波多貴族政治と亞典民政との衝突等は日常經驗の範圍内に急なる政治問題を持來し、學者政治家の頭腦を刺激すること少なからず。獨り政治的部面のみならず他の精神界に於ても亦從て大なる活動を生じ、文學美術は勃興して萬世に不朽の名を傳へ、一般哲學亦たソフキストソクラテス指導の下に赫灼の光彩を放ちてアリストートルプラトの爲に其根底を作り、二世紀前より漸次開發し來りし倫理的知覺又民主政治の下に造詣する所あり、古代の迷信的信仰は、ペリクルス時代に於て全く消散し去り、神話の上に建設せられたる神學は、全く衆望を失して墜緒茫茫、亦繋くに由なく、君王の價值は、其行爲の善惡によりて定まり、政治問題の解決亦た之を倫理的、正邪の標準に求むるに至り、希臘に、一の理想國家を顯實せしめたり。當時の哲學者が概ね正義の觀念によりて國家を説明するに至りたる亦宜ならずや。

ソフキスト

彼のソフキスト學派なるものは實に此時勢に促されて崛起せり。ソフキストは此時勢に適する人材を養成して實際の必用に應せしめんが爲に出顯せり。彼のソフキスト學派が専ら修辭と雄辯法とを以て教育の主眼となせるものは是等の技術が當時に於て成功の最良方法なりしが爲に外ならず。當時如斯國家に於て商工業は尊重せられたる職業にあらず。一世に名を成さんとする青年は成功の捷路を政界に求むるの外なし。ソフキストが談天彫龍の技を以て其本分となせるもの豈亦其理由なからんや。然るにソクラテスの自尊的精神はソフキストの流を汲むを欲せず、批評的眼光又能く彼等の缺陷を指摘嘲罵して完膚なからしめ、冷靜なる理解力と深淵なる思想とによりて遂に道德學の基礎を設立するに至れり。道德學なるものは人間の行爲思想に關係する諸學の總稱にして今日の所謂政治學なるものも亦た其一部分を領有す。ソクラテスは直接政治學上に寄與したる功績なしと雖も、科學的研究方法の發明者として、倫理的組織の創立者として、間接に政治學に貢獻したる効果亦没すべからず。ソクラテスの研究方法なるものは懷疑と定義なり。諸般の現象に對して疑惑

ソクラテス



し、疑惑して、研究し、研究して、後定義を設定するにあり。ソクラテスは定義を以て至難の事業なりとし、普通人若しくは未熟の人は固より老練なる思慮家と雖到底完全に近き定義を案出し得ざるものとなし、ソフィスト學派の不完全なる定義を取り來りて、謾罵譏笑の材料に供せり。而してソクラテスの倫理的根據は要するに、徳行は智識と一致し、罪惡は庸愚と一致すと言ふにあり。故にソクラテスに従へば何が正義なるかを知る人は即ち正義の人なり。彼れは此論據より一步を進めて政治上に論及し、正義と一致する智識は法律の智識なりとし、成文法は國家の法律なるが故に制限的拘束力を有するに過ぎざるも、不文法は神の意思に出づるを以て絶対的拘束力ありと論結せり。ソクラテスの政治學説は此簡單なる獨斷教に過ぎざりしも、プラトの深遠高遠なる學説の彼れに胚胎せるを思へば、ソクラテスの偉勳亦崇尚すべきものあり。

### 第二節 プラトの理想

限ある紙數を以て漂渺たるプラトの政治論を正確に説明するは頗る困難のこ

プラトの政治學説研究の困難

プラトの學説とソクラテスの學説との比較

とに屬す。プラトの政治論は大部分他の學科の問題と連關するを以て之を分離して研究するに困難なると共に、彼の思想は亦年令と共に豹變して終始一貫を欠くこと多く、加ふるにプラトの特別なる性格は其議論をして詩的空漠に陥らしむるを常とす。故に彼の議論を會得せんと欲せば正確なる理解力を用ふると共に又熾烈なる感情に訴へざるべからず。是れ實に幾多のプラト研究者をして共に手を焼かしめし所以にして、又幾多の學者をして其眞意を誤解せしめたる所以也。

莫遮プラトの政治的理想はソクラテスの持論と比較するによりて其綱概を明了ならしめ得べし。彼のソクラテスが科學的研究方法の基礎を置き、倫理的系統を建てたるは前述せり。然るにプラト出づるに及んで更に師の業を大成して後世の形而上學に地盤を据へ、包濶的倫理學の根底を固むるに至れり。ソクラテスが實際的智識の發足點として要求したる定義を自ら自身は始めてプラトによりて定義せられ、徳行は智識に致すとの彼の倫理説は、眞正なる徳行、眞正なる智識てふプラトの説明によりて益其眞價を發揮し來りぬ。プラトはソクラ



一般的概念

眞正の徳行、眞正の智識

テスが至難の事業となせる定義そのものを説明して定義なるものは或現象の過渡的偶然的分子を除外し恒久的本質的要素の断定なりとし眞正の智識なるものは概念を拒絶したる抽象的方法によりてのみ到達し得べきものとなせり。

此説の當否は別問題なりとするも所謂概念の發明は人間の智識進歩の歴史に於て最も量大なる貢獻たるを失はず。而して彼れが能く複雑なる國家諸現象を捕捉し來りて抽象的原理を創設し得たるものは其豊富なる想像力の効果ならざるばあらず。プラトの言に従へば抽象的理想に合成し得るものは眞正なる智識の主要事項にして従て純正なる哲學の主要事項なり。呼んで馬と云ふ。此馬其馬若しくは他の馬を指すにあらず。一般の馬即ち馬なる觀念を云ふなり。如斯唯心論はプラトの政治學說全體を支配する思想也。

ソクラテスは其倫理的教條に於て徳行の智識と一致すべきを断定せしがプラトは其師より更に一頭地を抜きて實の徳行のみが窮極的徳行にして實の智識のみが此理想の知覺なりとし眞正の意味に於ける善は此絶對的抽象的智識に

到達したる人によりてのみ確定し得るものなることを論結せり。プラトは更に進んで勇氣、節制等二三特種の徳行に付きて定義を下し正義を以て一般の秩序品性に於ける調和の整理的徳行なりとせり。彼れ即ち曰く正義の人は良く整理せられたる市の如く不正の人は無政府に類すと。彼れが倫理に關して抱懐せる思想の政治論に學徹すべきや固より必然のことなり。彼の政治學說は其内容に於て高尚幽玄なりと雖形式に於て獨立なる系統をなさざりしはアリストートルの哲理に比して確かに一着を輸せざるを得ず。「共和國」政治家「法律」なる彼の三大篇は實に千古の奇書にして亦實に彼れの理想の化身なり。「共和國」は重に理想的國家を説明し「政治家」は理想に加味するに實際政治を以てし「法律」の巨作は殆ど全く實際政治に對する彼の抱負を披瀝せり。請ふ吾人をして順次に此三大雄篇の要旨を説明せしめよ。

### 第三節 「共和國」

プラトの共和國は或ゆる點に於て彼の傑作なり。思想の實質表示の形式は二

「共和國」



國家成立に必要なる三階級

千年間人目を眩惑せしめて幾多の模擬者を挑發せり。プラトは共和國に於て正義の支配する國家の觀念を形作らんとせり。即ち政治上に於ける最大勢力を彼の唯心論と倫理説に求めんとせり。是に於て彼れは人間希望の相異並に彼等を満足する爲に必要な相互の協力を以て國家成立の第一原因なりとし、此原因より發生する國家は人民の三階級を要するものとせり。即ち(一)人民に生活の必需品を供給する生産者(二)勞働者を保護し及び國家の目的を達する爲めに充分なる領土を保全する軍人(三)社會一般安寧幸福を増進する執政官是なり。而して是等の三階級は共同一致して國家の事務を經營するによりて始めて國家最大の幸福を享有し得べし。社會の各員は此階級中最も自己に適當すると信憑する所に就き特殊の技能發揮すると共に又他の階級に屬する人々と調和統一するによりて國歩の進歩を企圖せざる可らずと云へり。近世の經濟學者が其獨創に出るが如く誇稱する分業の原則は二千年の昔既にプラトの共和國に於て主張されたることは頗る注意すべき事實にあらずや。プラトが第三階級として想像したる執政官は全く彼が特別の注意を致せるものにして、市

共產主義

民生活の經過すべき有ゆる經驗をなしたる老人と眞正の智識に於て間然する所なしと容認せられたる賢者より成り國家の事務に就きては制限せらるゝことなき自由選擇の權限を有す。而かして彼等執政官と稱するものは毫も個人の家族財産に對して利害を有せず公共と共に生活し共同の食卓に於て飲食し共同の天幕内に睡眠し僅かに生活を維持するに足るべき絶對的最少限の必需品を以て哲學を研究し以て有ゆる人間の事務に悟道を寄與するに足るべき眞理を發見し如斯にして彼等の有する眞正の智識以外に他の力を借ることなくして國家を適當の地位に指導するものならざるべからずとせり。プラトは又彼れの倫理的的思想を政治論に波及せしめたる結果として(一)社會生活に於ける有機的結合の必要。(二)組織的教育の重要。(三)貴族政體の合理的基礎を唱導せり。

(一)國家統一の理想とは彼の有名なる共產主義の議論に外ならず。彼れの理想によるに私有財産並に家族的關係は社會に於ける紛擾の原因なるを以て社會の調和を維持する爲には社會の各員は第三者並に無關係者の利害休戚を見る



こと同胞故舊と異なるなきを勉めざるべからず。社會の各員は社會の同一の事件に付きて同一に歡喜し、同一に悲嘆し、私の言葉の同意義に發音せざるべからず。私有財産の制度は此調和を破壊し、此思想を攪亂するものなるを以て其存在を容認する能はずと言ふにあり。而して彼れは家族的關係の存續を以て國家の成立に有害なりとし、幼兒は兩親を知るべからず、兩親は幼兒を知るべからずと極論するに至りぬ。

國民教育

(二)國民教育に關するプラトの意見は身體並に精神の訓練によりて國家の恒久的發達に必用なる品性智識を開發せんとするにあり。彼れ即ち曰く、法律を以て社會制度に適應する如く市民を陶鑄せんとの希望は全く無益也。國民の品性に於て健全ならんか法律の力を藉るの要なし。國民の品性墜落せんか朽木彫すべからず。法律亦た何の効かある。品性は練磨の功によりて之を修養する外なし。幼時より薰陶し常に高尚なる國家的理想を普及するによりて始めて完全なる品性に到達するを得べし。執政官の唯一職務は此訓練を司るにあり。執政官は幼少なる市民を監督して身體並に精神的の教養に従事せしめ、二

貴族政體

十歳に至れば重きを精神教育に置き、三十歳に及んで各其才能を檢察し其適否によりて三階級中何れかに配分し、學問に適當なりと容認せられたるもの、中より更に眞正の智識を蘊蓄せる監督を撰拔して五十歳に至りて之を執政官の列に編入し以て國家の施政を監督せしむべし。かくの如くにして國家の善政良知始めて企及し得べき也と。(三)プラトは又政體としては貴族政體を推舉せり。茲に之を序述するは重複に失するを以て「政治家」の部に説明せん。

第四節 「政治家」

「政治家」

「政治家」の目的とする所は治者の理想を發達せしめ、政治をして智識中適當の地位を保持せしめんとするにあり。故に其結果として彼は眞正なる政治家と賢哲とは全く一致し、政治と教育とは凡ての點に於て合體するものなるとの結論に到着せり。是等の觀念は既に共和國に於て形成せられたる所なりと雖、政治家に於ては更に精細に之れを説明し科學的形體を具備するに至れり。プラトは「政治家」に於て理想的治者並に抽象的政治學を最も明確に實際的政治家並に



實際施政の術より區別し、國の軍事財政に關係する人若しくは司法を司る人と眞正なる政治家との間に侵すべからざる境域を設置し、前者を以て全く後者の配下に隸屬すべきものとせり。彼れの意見に従へば眞正なる政治家の任務は徳行の理想的標準に適合する市民を養成するにありて眞正なる政治學の目的は法律によると依らざるを問はず、市民を正義に指導するに足るべき眞智識の闡明にあり。故に此の窮極的眞理の點より觀察すれば普通政體の善惡を區別するの標準となる諸種の特質の如きは固より問ふ所にあらず。治者の少數より成ること多數より成ると貧者なると富者なると臣民が合意的に治者に奉仕すると強制的に服従するとは全く別問題也。彼れ乃ち曰く我が疾患を治療するものは名醫なり。我意に従つて治療すると我意に反して治療すると貧困なると富貴なると書籍によりて醫術を修業したると書籍以外に修業したるとは全く之を問ふを要せずと此意味に於けるプラトの政治的觀念は立法法律を以て全く政治の要素にあらずとして政治以外に排斥するもの也。然りと雖プラトは又一面に於て理想と實際との關係を論じ、法律の顯著なる職

## 法律の効用

## 政體的分類

分を説明して曰く理想的に云へば賢哲の自由的行動は善良完全なる政治の保證にして、狹隘且つ變通を欠ぐ過去の法規に勝ざること多々なり。窮屈なる準繩規矩を以て賢哲の行動を律するは其の術に習はず其の技を知らず、淺薄なる智識固陋の慣習によりて變化多き醫師の手術危険なる水先案内の運動を制限せんとするに同じ。然れども賢哲は常に得難く大智亦求むるに由なし。是れ國家の政治に於て法律に依頼せざるべからざる所以なり。法律は過去現在に於ける社會の經驗並に實際的智識の具體的表彰なり。如何なる人も如何なる人の集合體も成文法慣習法に包含せらるゝ如き多量豊富なる眞正の政治的思想を有することなし。故に是等の法律に準據し之れに背馳することなきは不完全なる人類間に成立する不完全なる政府組織にありて最も重要なことなりと。

彼は又此觀念を基礎として共和國に於て略説せるものとは全く相違せる政體の分類を案出せり。即ち彼れは希臘人の思想に普通にして嘗てヘロドタスの採用せる主權者の數による政體的分類と主權者の法律に對する關係による分



類法とを混用せり。而して彼れの思想とする政體的分類は實に左の如し。

- (一) 法律に制限せらるゝもの
  - (甲) 一人の治者 王
  - (乙) 少數の治者 貴族政治
  - (丙) 多數の治者 立憲政治
- (二) 法律に制限せられざる者
  - (甲) 君主政治
  - (乙) 寡頭政治
  - (丙) 民主政治

彼れは此分類に於て各政體の優劣を比較し論じて曰く是等の政體中何れも絶體的に善良なる政體存在することなし。然れども實際に國民の立脚點より觀察すれば一人の統治者を有する政體は六種の政體中最も善良にして又た最も弊害多き政體なり。換言すれば治者の法律に服従する間は最も善良にして法律に制限せられざる時に最も危険也。貴族政治と寡頭政治は善惡の程度に於て諸種の政體の中間に位し民主政治は善惡に關して帝政と全く正反對の地位にあり。詳言すれば法律に制限せらるゝ政府中最惡のものにして法律に制限

せられざる政體中最良のもの也。プラトは此説明に於て全く共和國と見解を異にせるに拘らず民主政體を排斥して貴族政治を推擧するの同一結論に歸着せり。

### 第五節 「法律」

「法律」

プラトの政治論中最終の著作にして又最浩漭なるを「法律」とす。「法律」は其名稱に於て既に察知し得らるゝ如く全く彼れが思想の一大變化を説明するものなり。共和國に於て彼は殆んど純粹なる理想的國家を想像せしが政治家に至りて理想的國家に折衷するに實在的國家を以てし更に「法律」に入るに及んで全く理想的國家を抛擲し不完全なる人類間に成立し得る比較的完全なる國家組織を案出せんとするに汲々たるものゝ如し。彼れは政治家に於て實在的國家に於て法律の力を利用するの止を得ざるを承認せしに過ぎざりしが「法律」に於ては絶對に社會生活を決定する法典を編纂し之によりて實際政治に於ける最良の結果を確保せんとせり。故に彼れの立案せる法典は出來得る丈共和國の理



想に膠着せんとせる形跡没すべからずと雖も、實際社會の必要に應じて著しく其の靈無標渺の思想を變形せるや明なり。彼れは法律に於て遂に結婚並に家族生活の必要を承認せり。然れども政府は健全なる子孫を擧ぐるが爲に適當なる配偶者の結婚を勧誘し家庭の規律を視察監督し夫婦を強制して公共の會食に出席せしむるの權ありとし、又た教育に關しては長官の獨裁的職務なりとの意見を拋棄せるも青年の教育は最も峻嚴なる法規の下に行はざるべからざるを主張し、市民の智識的技術的發達は檢察官の監督の下になすべきものたることを立言せり。

プラトの理想とする社會階級

プラトは又共和國に於て夢想せるが如き社會は到底實現し得べきものにあらずるを覺知し、私有財産の制度を容認せり。然れども不公平なる財産の分配は非常に嚴格なる手段を以て防禦せざるべからずとせり。蓋しプラトは政治的紛争の常に經濟的原因に發生するを熟知せり。彼れ即ち曰く、平穩なる社會とは極富極貧の在存せざる社會也。と。特に土地の平分によりて市民の所有を均一にし、商業貿易を杜絶して富の激増を防止せんとするは彼の希望なりき。

貴族政體

然れども彼は此意見を抱懷せるに拘らず、法律に於て更に此富の程度に應じて人民の階級を區別し公權的能力を異にせんとせり。即ち彼は全人口を四階級に區別し、國家か貧の限界(Limit of Poverty)として承認せる、土地の面積を標準とし、唯此標準に止まるの土地を所有するものを最下級とし、之に二倍、三倍、四倍するものを順次三級、二級、一級となし。一級以上の財産は之を國庫に沒收せんとせり。彼れは政體に於ては明かに民主政治と帝政との中間にある貴族政體を採用せんとせしもの如し。彼れ論じて曰く、帝政と民主政治とは全く正反對なる二大主義即ち權力と自由との代表なり。何れの主義も極端の程度迄之を採用すれば國家に災厄を來すこと、亞典、ペルシアの歴史が證明する如し。治者と被治者の感情を融和すは二主義の中庸を得るにあり。相思交情は政治にとりて最も重大なる要素也。政府は善良なる法律を以て心服せる臣民を指導すべく、規則を以て臣民を強制すべからずと。是れ即ち政府は治者と被治者の合意より成るとの自然法説に一致するものにあらずや。故に彼れの見解によれば帝政は權力の不當なる行使を制限する如く組織せられざるべからずと言ふにある



もの、如しスバルタに於て元老院、エホレスを置きて治者の施政を制限せるは彼れの理想に合體せり。反之。彼れは民主的、自由の放肆に流るゝを痛心し、民主主義の基礎たるべき平等の觀念は適當に理解せられざるべからず。何となれば平等には絶對的平等と關係的平等との二種あり。前者は即ち各市民は各公共事務を處理するに同一の機會を有せざるべからざることを意味し、後者は各市民の政府に立つ地位は各市民の價値に比例せざるべからざるを意味す。例へば抽籤による選擇は絶對的平等の方法にして選舉による選擇は關係的平等に接近せる方法なりと論結するに至れり。

## 行政組織

プラトの考案にかゝる行政組織は最高官府として、市民の選舉による三十七人の法律のマジストレトを設け、其次に選舉並に抽籤の方法によりて選出せられたる行政會議を置き、更に平民會を以て政府の一要素となさんとするにあり。マジストレトなるものは五十歳以上にして始めて就職して七十歳にして退職す。其職務は國家の行政權を總攬し陸軍士官を任免するにあり。行政會議は其名の如く専ら行政事務を審議討論し平民會は重にマジストレトの選舉

を司掌す。而してプラトは是等の三大行政機關の外に全く獨立して行政官を監督する監督機關を置かんとせり。此監督機關は十人の年長者たるマジストレト、徳行の卓絶したる僧侶、教育を監督するマジストレト、より成り日々、黎明と日出との間に會合して國政を討議し、國法を變更し、制度を移易するに付て最終の決定を與ふの、權限を有す。又彼の採用せる司法制度は人民をして聲を有せしむるの原則に法れるもの、如く、立法の方法に於ては甚だ明瞭ならざるも當時最賢明なるマジストレトをして起草せしめ、唯に法文を劃列するに止らず其精神條理を説明して市民に歸向する所を知らしめ、其細則に至りては全く行政官の取捨選擇に一任せんとする趣意なるが如し。畢竟プラトは成文法の人民の慣習不文法を廢止變更するに足らざるを確信せるもの、如し矣。要之。プラトの此著作は社會生活の諸種の問題に連關する秩序なき思想の集合にして犯罪のことあり、私犯法に關することあり、契約、遺言のこと、遺失物拾得のこと離婚のことより巫術農業のことまで紛錯雜陳す。社會歴史並に比較法學の材料としては實に有益なるもの多しと雖、政治學說に關係あるものは前述の



數項を以て其大要を悉せりと信ず。余は進んでプラトの政治論に付き一言せんと欲す。

### 第六節 プラトの學說と希臘の政治

プラトの高遠なる政治論は皆彼れの偉大なる想像力の反映に相違なしと雖彼の思想に政治的考案の動機を與へたるものは希臘の實際政治に外ならず。彼の作中抽象的倫理説に根底を有し實際政治と何等の關係を有せざる如く思惟せらるゝ共和國の如きも仔細に之を觀察すれば全くリクルグスの憲法に胚胎せしを知るに足るべし。スパルタの實際政治に於ては共和國に於けるが如く治者の階段は全く政治にのみ身を委ね他の職業を取らず。峻巖酷薄なる公共生活を營み國民間に統一の模型を維持せんが爲に過酷なる訓練を事とし無慈悲なる干渉によりて個人並に家族的の利益を國家の爲に犠牲に供せり。加之プラトの夢想せる成文法の廢止金銀使用の禁制一夫多妻の制度羸弱なる幼兒の壓殺等は皆既にリクルグスによりて實行せられたる所に外ならず。惟ふ

希臘政治のプラトの學說に及せる政治

2. 1. 5

實際的政治組織の必要を認むるに至りたる原因

にスパルタがペロポネサス戦争に於て亞典を蹶倒したるの一事は希臘の思想家をして一面スパルタ政治の長所に心酔せしめたること少なからず。プラト謂らくスパルタの如き政治組織は國家を強大ならしむるに於て最も適當なる政治組織なり。然れどもスパルタの智識的訓練を缺如せるは社會の進歩發達を促進する所以にあらずと。是に於て彼れは一面スパルタ式の政治に加味するに智識的啓發の機關を以てし最も完全なる理想的國家を亞典に顯出せしめんとせり。是れ實に彼れが共和國を出せる所以也。

プラトが其法律に於て理想を抛擲して實際的政治組織を工案するに至りたる原因も亦之を希臘政界の事情に求めざるべからず。彼れの晩年に於て希臘の政界は彼れをして斯波多式の政治組織は必ずしも最大の競争力を有するものにあらざることを看破せしむるに至れり。ペロポネサスの戦争に一敗地に塗れて亦起つ能はざりし亞典は漸く其勢力を恢復して再び斯波多と對抗するを得たるを以て彼れの政治的見解は亦茲に一變調を來せり。彼れは法律に於て亞典に於ける多くの制度を推舉稱揚せしは豈之が爲にあらずや。法律に



プラトンの政治論は希臘歴史の説明なり

プラトンの點

於て彼れの考案せる政治組織はソロンの憲法と殆んど符を合せたるが如きものあり。富の程度によりて人民を四階級に區別せる如き、行政會議の形式職權の如き全くソロンの憲法中重大なる事項と一致するにあらずや。法律の執政官、夜中の會議の如きソロンの制度の模倣にあらずや。

依是看之。プラトンの政治論は希臘歴史の説明にして、當時に於ける現行制度の紹介に過ぎざる也。彼れは希臘諸國の制度中に包含せられたる主義原則を指摘發見するに敏機にして正確なりしと雖、實際に完全なる國家を案出せんとするに當りて經驗の範圍を希臘諸國に限り、觀察の部面を過去の制度に限りしは實に大なる欠點と言はざるべからず。彼れの想像せる國家は團體の權力の下に道德智識の崇高なる理想を實現せんことを希望する少數人間の集團にして人民は全く是等の目的に要する手段に自身を犠牲にせんとする分子なり。彼れ即ち曰く。「人民は商業工業に従事すべからず。是等の職業は奴隸外國人のとなり。大なる權力の掌握大なる富の蓄積は市民の希望すべきことに非ず。眞正なる法律者の目的は海陸に於ける國威の發展にあらずして文化幸福にあり」

と。要するにプラトンの國家に關する思想の絶對的範圍は貴族的市國に制限せられ、亞典斯波多に於て實現せられたる帝國主義の如きは全く彼れの眼睛に映することなかりき。加ふる政治學を以て倫理學と混同し、觀察と分析とによりて事實を研究するを避けて専ら空想獨斷に依頼せるは著しく彼れの學說をして學問的價値を失墜せしめたり。然りと雖。學術の荒唐散漫たる二千五百年の古代に於て能く學界に一新機軸を出し、十有九世紀の間後世の學者をして其高風に歸向せしめたる彼れ勢力功績は亦以て偉大なりと謂ふべし矣。

### 第三章 アリストトルの政治學說

#### 第一節 政治學の研究方法並に性質

研究方法

政治學上に於けるアリストトルの功績は政治學をして獨立科學たらしむるの素養を作りしにあり。彼れの思想は其實質に於てプラトと全く相背馳するにあらずと雖、其形式方法は之と趣を異にせり。アリストトルの抱懷せる思想は大部分又プラトの抱懷せる思想なりき。然れどもプラトの其思想を表示



するや、諷示的、蘊蓄的なるに、反し、アリストトルの之を説明するや、明晰、正確、毫も晦翳、曖昧あるを見ず。是れ蓋し是等學者の智識的特質の然らしむる所にして、プラトの想像的、總合的なる如く、アリストトルは事實的、解剖的也。プラトは、比喩類推によりて、思想を默示し、アリストトルは正確なる論理によりて之を明示す。プラトは統一を以て、普遍現象を研究し、アリストトルは不同によりて之を闡明す。故にプラトが善、美、徳に關する、彼れの哲學的觀念より、演釋的に問題を解決して、遂に道德學と政治學とを混亂せしに、反し、アリストトル周到なる觀察と客觀的事實の細緻なる分析によりて、此二學科を各獨立の科學たらしむるを得たり。

## 政體の比較研究

アリストトルは希臘諸國並に野蠻國の有ゆる現存せる政體を比較研究して始めて、彼れの政治論を發表せり。彼れの「憲法」の如きは百五十餘の異りたる政體を講究觀察せし餘に成ると云ふ。憲法論は散逸せる殘簡斷墨に過ぎざるも之によりて考察するに、彼れが歴史並に當時の政體を研究せしこと明にして、其研究方法は又實に客觀的、科學的なり。然りと雖或範圍まで當時の人心を支配せ

## 政治學と倫理學の分離

る抽象的理想の勢力に董染せられたるは亦不得止ところ也。唯彼れの論理的頭腦はプラトの如く全く空想の奴隸たるを免れ得たるは多とするに足るものあり。彼れが他の時代他の人民を研究せるは寧ろ説明の便宜他人の誤謬を匡正する必要に出でし結果にして之によりて政治論の基礎を確定ならしむるが爲に、ならず。故に彼の研究方法は歸納的なりと雖純粹なる歸納法と稱するを得ず。アリストトルはプラトの如く極端なるアイデアリストにあらざるも、彼れの議論が著しく理想によりて支配せられしは、彼れの巨作を通覽するによりて會得し得べし。

アリストトルが政治學をして獨立の科學たらしめたるは、政治の觀念を全く倫理の觀念より區別せるにあり。プラトの思想に於いて全つく紛糾雜亂せる兩者の限界はアリストトルによりて發見せられたり。アリストトルはプラトの所謂普遍的抽象的善の思想を排斥して善を以て關係的觀念となせり。彼れは人の至善を論する學は何なりやの自問に答へて、政治學也とし、人の善なるものは人に存する或ゆる力の發活動なるを以て同胞の聯合なくして成立する



能はず。換言すれば、社會なくして存在する能はず。故に個人の善は國家の善中に包括せらる。彼は國家を以て其目的即ち善の實現に必要なる人類の窮極的形體に外ならずとなし。國家を論ずる政治學を以て最重要なる學問とせり。

此抽象的觀念よりして彼れは倫理學を以て政治學の細別なりとなせりと雖も彼れの倫理説は政治學の如く多く抽象的窮極的議論を交へさりき。彼の道徳論の原則は行爲の兩端間に正當なる中庸の選擇をなすべしと言ふにあり。此原則は人間意思の自由を認識し善の實現を個人の自覺並に正當なる睿智に歸與せんとするにあり。如斯實際的見解によれば彼れは少くとも倫理學に交付するに獨立の科學たるべき性質を以てせるが如し。然りと雖此點に關して彼の意見は明瞭ならず。彼れは往々にして倫理學を政治學と同一視し又時として全く特立なる二個の科學として説明す。此不確定なる斷定は彼れの政治學に於て善良なる市民の徳行は善良なる人の徳行と一致するかの問題に付いて繰返さるゝを發見し得べし。要するにアリストトルは政治學に就て二様の見解

政治學に對する二様の見解

を取れるものゝ如し。即ち一面に於てはプラトの如く政治學を以て人の絶對的善並に絶對的完全なる國家に關する純正科學とし他方に於ては之を以て實際社會に於ける實際人の憲法上法律上の關係を論ずる實際的科學となせり。然れども彼れは此兩様の見解を取りしに拘らず實際的方面に重きを置きしや明也。彼れが卓越の標準は個人に於ても社會に於けると同一なりとせる彼れの抽象的理想的政治學は人の注意を曳くこと少なく近世の思想に貢獻すること少しと雖。實際に於ける社會的政治的活動力の形式並に動機を説明せる彼れの理論は政治學にとりて千古不磨の模型と學語を創設して後世に不朽の名を傳へたり。

政治學の性質

アリストトルの倫理學中には政治學の境域に最も接近する多くの原則を發見し得べし。彼は正義を解説してプラトの如く分配的正義と綜合的正義を區別し正義の法律に於ける關係を檢査し所謂自然の權利なるものを法律上の權利と差別せり。然れども是等の原則を國家生活の作用に適用するに關して充分なる説明を與へたるは彼の倫理學にあらずして政治學也。政治學は其もと包



括的にして整頓せられしものなりしならむも傳へて今日に至るものは其議論不明了にして缺點多きを免れず。是れ畢竟數世間其原作を複寫する際多くの錯誤を生したる結果なるのみならずアリストトルが全篇を通じて再校する機會なかりしが爲也。加ふるにアリストトルに心酔仰瞻せる近世の崇拜家が彼の著作を高遠になさんとして却而之れをして混亂に陥らしめたる事實は益彼の眞意を解するに苦ましむるに至れり。莫遮多大の損蝕もパテカンの彫刻せる半身像の聲價を失墜し能はざる如く、是等の微瑾亦彼の白玉をして瓦石たらしむることなし。

## 第二節 國家の性質

### 國家の性質

アリストトルは彼れの政治學第一卷に於て國家の根本的犠牲を説明して曰はく、國家は人類の協會なり。人間組合の最上の形體なり。時の點に於ては、家族村落に次ぎ思想の點に於ては兩者に先たつ。而して家族發生の原因は蕃殖に關しては男女の結合に本つき生活の必需品に關しては主人と奴隸の關係に始

### 家と家族

まる。村落は其缺亡を満足するに便宜なる爲に家族の結合より起り、國家は是等の村落が自給の容積並に性質を有せんが爲の組合によりて成立す。故に國家は最後の完全なる結合なり。生活の單純なる必要の點より見れば、國家の存在するは完全なる生活を得んが爲也。人類は政治的動物なり、故に人は唯國家によりてのみ其生存の目的を達し得べく、始めて完全なる生活を營み得べしと。彼れ又曰く、其同胞と結合に於て生活し能はざるもの若しくは生活するを欲せざるものは神にあらざれば獸類なり、人類社會の現象にはかかる存在を容るゝ餘地あることなしと。

然りと雖國家の此觀念は其重要なる特性に於て人間社會に他の小結合の存在するを妨げず。歴史的に言へば家族と同性質の家長政治は一般政治の模型なりしが如し。太古諸國に帝政の發達せし理由は實に茲にありて存せり。何となれば太古の王なるものは家長の權力を慣習によりて維持擴張したるもの外ならざるを以てなり。然りと雖アリストトルは國家と家族を全く程度を異にする同種類のものとなすを非難せり。彼れは國家は大なる家族にして治者



家長の妻子財  
産に對する關

奴隸制度は自  
然と一致す

は大なる家族の長なりとのプラトの説を反駁して國家と家族とは其程度に於けるのみならず又種類に於て異なることを辨明し之が爲に家族に付きて精細なる解剖をなし往々經濟學の根本問題に關する彼れの見解を發表せり。

彼れ即ち曰く「家族は妻子財産奴隸を包括する上に支配權を有する人より成立す而して家長の是等三要素に對する關係は一ならずして各異なるを見る。家長の其妻に對する關係は絶對的壓制にあらずして家憲的助言者たるにあり。家長の其子に對する又專制にあらずして自己の幸福よりも寧ろ彼等の幸福を計るが爲に慈愛を以て之に臨むにあり。反之。家長の財産に對するや専ら自己の利益の爲に專斷を以て之を支配す。此家長の服從的分子に對する種々の關係は國家と家族との間に於ける最も重要な區別なり。何となれば國家に於ては治者の各市民に對する關係全く同一なればなり」と。

家族と國家に關する此議論はそれ自身に於て警拔奇特なりと言ふ能はざるのみならず家族は物質的、必要の爲に存在し、國家は道德的、智識的、必要の爲に存在すてふ彼れの第一元則に對して何等の増減あることなし。然りと雖家族の種

々なる要素の性質任務に關する彼れの精細なる議論は社會歴史、經濟歴史にとりて實に重大の價值を有するものたり。奴隸が家族の自然的要素の一なりとの議論に關しアリストトルは當時の學者よりいたく攻撃せられたり。或學者はアリストトルに反對して曰く「奴隸と自由人の區別は唯た法律の事實にして自然の事實にあらず。故に此區別の根據は正義にあらずして腕力にあり」と。

アリストトルの之に對する辨明は巧妙にして又最も社會の事情に凱切なるものあり。彼れ曰く。「主人と奴隸の關係は正當にして自然の一般原則に一致す。是れ人間の目的を達する爲に命令と服從の結合を要する原則なり。人は能力に於て皆相異なる。世には其天稟に於て人を指揮命令する資質を具備するものあり又人に奉仕するに適するものあり。前者は其天性に於て主人にして後者は天性に於て奴隸也。此兩者の結合は家族存立の目的を實現する爲に必要なり。故に奴隸の制度は自然と合致すと。勿論アリストトルは實際制度此理論に一致せざるを了知せり。彼れは亦多くの奴隸が知識に於て却て主人を陵駕するものあることを承認せり。然れども彼れは是等の理由を以て其理論に影



響することなしとし自然の主人と自然の奴隷を區別し能はさらしむるものは多少偶然的事情に起因することを確信せり。彼れは又戦争による捕虜を奴隷とするに付きて征服者の知識優等なる時のみ此原則に適合するものとし最後に希臘人以外の人種は希臘人に比して知識的發達劣等なるを以て希臘人の奴隷たるべきものたることを主張せり是れ實に當時希臘人の思想を支配せる一般思潮なりき。

故に彼れの學說に従へば家族は知識的能力の相違に關係して組織せらる。此能力は婦人に於ては纖弱なる形體を以て存在し、子供に於ては未發の状態に存するも奴隷には何等能力の存在あることなし。是れ全家族協合して一家の至善を經營するに當り家父權の支配に付き三種の區別を生ずる所以也。家族の財産に關しては彼れは家父に絶對所有權ありとせしや疑なし。彼れは私有財産の有効を主張せるも其論據明ならず。然れども彼は財産取得の方法に關して經濟學の原則を發達せしめたる幾多の説明を與へたり。富の生産は彼に取りては高尚なる彼の學理の問題となすに足らず。彼れは財産を以て生活の維

政治論中に包  
合せられたる  
經濟說

持の爲に又は家族の職務として多少必要なるものとなせり。然れど財産の取得を以て家族の任務中最も卑賤なるものとなせり。此見解よりして彼は財産取得の方法に自然的取得と不自然的取得の二方法を區別し、自然的方法を以て純然たる生活の必要品を獲得する方法となし、經濟學の範圍に於て研究すべきものとせり。而して彼は所謂自然的方法中に家畜の繁殖、農業、獸獵等を編入し、尙漁業を以て之に附屬すべきものとし、掠奪をも自然的取得方法中に加へたるは實に奇怪の感なき能はず。所謂不自然的取得方法なるものは生活の維持を目的とするに非ずして無限なる富の蓄積を希望する取得方法を言ふなり。彼の思想に従へば商業は其最も主たるものにして物々交換の方法によるも貨幣によるも凡て生活の必要以外の目的を有する商業は不自然にして又貨幣の使用が交換を便宜にするより各人錢それ自身を以て商業の目的となし之が爲に多くの弊害—殊に利息を以て金錢を貸す惡習を生じ、金錢は生活の必要品を獲取する要具たらずして却てそれ自身を培殖するが故に之を取得するは全く不自然なりと結論せり。



經濟學上の大  
發見  
彼れの經濟說  
の欠點

彼れの、此經濟論は最も強固なるとともに、又最薄弱なる形體を有するもの也。アリストトルの敏活なる解剖的技能は解釋せらるべき問題を形造るに當りて最も卓越せる結果をあらわせり。生産と交換の思想は明了に解釋せられ、使用價格と交換價格の區別は又充分に説明せられ。貨幣の主要なる職分は彼によりて始めて紹介せられたり。然れども彼れは資本の觀念を捕捉する能はず、從て利息に關して甚だ幼稚にして有害なる觀念を抱懷するに至れり。此點に關する彼れの誤謬並に掠奪を以て財産の自然取得なりとせる彼れの狂想は彼れの所謂自然なるもの、觀念を不明了ならしむるものにして彼れに取りて實に一大失錯なりと曰はざるを得ず。自然(Nature)なる言葉は政治學の歴史を通じて學者の難關たり。アリストトルの如き政治學の首卷に於て自然を以て凡てのPotentialitiesの完全に發達せる状態なりとせるに反し、其第一卷の卷末に於ては原始的未開の状態を示すと稱し。或場合に於ては國家の特徴は充分發達せる人道なる故に人は自然に政治的なりとし、又或場合に於ては掠奪は原始社會の通則なるを以て財産所得の自然方法なりと云へり。要する、彼れの使用せる自然

自然の意義

國家の組織

なる語は、二様の意義を有すると共に、又之を錯雜混用せるものなるが如し。

### 第三節 國家の組織(憲法、市民、政府)

アリストトルは彼れの政治學說中最も重要な部分を占むる憲法を講究するに當りて彼れは先づ理論若しくは實際に於て當時一般に矜式せられたる諸國の憲法並びに學者の考案を驗察せり。彼れは其政治學第二卷に於てスバルタクリート、カルタゴ等の憲法並にプキポタムス、フアリーリスソンの如き卓絶せる思想家の立案にかゝる憲法を記載し、其主要なる精神を對稱説明せり。然れども彼れが是等の材料を蒐集して、歴史的研究をなすに至りたる原因は、政治學の爲に確實なる根底を建設せんが爲に、あらずしてプラトの議論を破壊し、共和國「法律」中に礙結せる理想を批評せんが爲なりし也。アリストトルの研究方法を以て、アリストトルの立脚地よりプラトの理論に附着する幾多の弱點を攻撃するは實に反掌の易きにありと謂ふべし矣。彼れの攻撃は先づプラトの共和主義に向つて放たれり。アリストトルは統一を以て國家觀念中根本的重要なる

プラトの共和主義に對する攻撃



ものなることを承認せるもプラトの主張する手段は遂に國家の目的を破壊するものとなしプラトが人が自身の小兒を知らざるは偶以て國家に於ける凡ての小兒に對して同様に高尚なる感情を感得せしむる所以なりと論斷せるに對し彼れは「自身のものなりとの觀念は愛情の基礎なるを以てプラトの採用せんとする手段の結果は凡てに對する大なる愛にあらすして誰をも愛せざることをなるべし」として之を駁撃し更に共產主義の社會には到底調和の企及し得べからざるを痛論して曰く「財産の共有によりて得らるべき社會的調和の程度は私有財産によりて獲らるべき調和の程度に比して甚た少なし。何となれば共同利益を有する人々間に醸生せらるゝ紛争は頻繁にして且つ激烈なるを以てなり。故に私有財産なき社會に於ては貴重なる社會義務を想像する能はず。プラトの所謂統一が國家にとりて最も重要なりとの觀念は根本的に誤れり。プラトの所謂統一なるものは人間の差異ある能力の調合を指するにあらずして個人の能力を悉く均一にせんとするものなり。是れ既に調和にあらずして單調にせんとするものなり。音樂に於て單調の嫌惡すべきが如く此觀念は又

## 公民の意義

國家に取りて務めて忌避せざるべからざるもの也。國家の統一は治者被治者の如き能力を異にする個人間の關係を適當に配合するによりて始めて到達し得らるべしと。

アリストトルは此見解より驀進して直ちに憲法的關係を説明せり。彼れ曰く「客觀的に考思すれば國家は市民の集團に外ならずと。然らば市民とは何ぞや彼れは先づ事實の點―殊に希臘國內に於ける事實の點より此疑問に答へたり。彼れ曰く「市民とは陪審官立法者の職務に參與し得る人若くは此兩職に兼務し得る人を云ふ。換言すれば市民權とは政權を享有しうる能力にして國家は是等の權利を行使する人々の集團也。故に社會に於て此權利を有せざるものは適當なる政治學の範圍に入るべきものにあらずと。彼れは如何なる人が市民たらざる可らざるかの疑問を掲げ市民として最も必要なるは自ら治し他より治せらるゝの資格なり。此兩様の資格は共に欠くべからざるもの也。彼等生活の必需品を生産しつゝある勞働者は唯治せらるゝを以て足れりとするも市民は治し治せらるゝ資格を具有せざるべからず。生活の必要より全く離隔する



國民憲法の意

憲法の變更は  
國家の變更な  
り

政府の模範的  
組織

は適當なる政治的義務の行使に避くべからざる也。労働者は實に國家の存在に重要なるも是れ市民にあらず。二三國家に於て労働者を市民の部に列せしむるものあるは生活の必需品著しく缺亡せる場合也」と自答せり。

故にアリストトルの想像せる國家は彼れの解説せる如き市民の自給的集團にして又彼れの所謂憲法なるものは國家の政務を行使する權力の一般的組織に外ならざる也。即ち政府機關の數並に機關の相互關係主權の行使せらるゝ方式特に主權の所在は皆憲法の決する所なり。而して彼れは憲法を區別するに主權の所在を以てし、人民が治者の團體なるとき其憲法を以て民主政體となし、少數治者なるときは寡頭政治となせり。

アリストトルは又此觀念を以て國家變更の時期を説明せり。彼れ曰く「國家の要素は憲法なり故に憲法の變更の時期は國家變更の時期なり」と。然れども彼は變更後の國家は變更前の國家のなしたる行爲に付き責任を負ふべきや否やに付ては毫も説明する所なし。

以上説明せる如き思想よりしてアリストトルは政府の自然的模範的組織を考

主權

案せり。曰く「假令國家は相互協力の必要よりは寧ろ人間の協同的性情によりて成立すと雖も、此政治的組織より得る所の利益が社會義務の維持に影響すると多大なるを以て、是等の利益は各人共同なるを勉めざるべからず。即ち市民は或は治者として或は被治者として相互の技能に應じて均しく利益せられざるべからず。故に憲法は各市民をして交代に政權に參政する如く組織せられざるべからずと。然れども齟齬斗屑の小人が心血を枯渇して獵官に奔走しつゝある實際の社會は彼れの此の議論をして一片の空文たらしめたるにあらずや。」

#### 第四節 主權說

アリストトルは國家の要害は憲法に表せられ、憲法の主要部分は主權なりとの觀念を以て更に主權の所在は如何なる合理的原則によりて決定せらるゝかを論究せり。彼れ曰く「多數の治者を希望する人々と富知識を有する少數の治者を希望する人々との間の辨難攻撃は著しく激烈なりき。前者は民主說を主



## 國家の目的

張し自由に關して同等なる市民は政治に關して亦た同等ならざるべからずとし、後者は寡頭政治を標榜して富、知識、門閥に於て優等なるものは均しく政權に關して優等ならざるべからざるを公言す。然れども兩者に皆共に正鵠を失して極端に偏せるもの也。國家主權の所在に關する標準は國家の性質、國家の目的に付き正確なる觀念を得たる後に於て始めて創設し得べし。國家は富を取得せんが爲の組合にあらず。單に生活の維持を目的とする組合にあらず。若くは又國際同盟の如く双方當事國家の政治的、商業的利益を増進せんとするものにあらず。國家の目的は一定の人々共同の住所を有せんが爲にあらず、相互の侵害を防止せんが爲にあらず、相互の交際を繼續せんが爲にあらず。國家の内部には是等の目的を以て組織せられたる數多の團體成立し得べし。然れども是等の組合は友誼若しくは共同利益の爲めに發生し、國家と其の目的を異にす。國家の目的はよく生活するにあり。幸福に高尚に生活するにあり。換言すれば國家は只生活の爲に存する團體にあらずして高尚なる行爲の爲に存する團體なりと。

## 主權の所在

此見解に従へば政治上に於ける權力の大なる分配は完全なる生活に最も多く貢獻せる人に屬せざるべからず。即ち德行殊に正義は自由、門閥富に比して更に一層大なる主權の標準なりと曰はざるべからず。故に彼れは然らば主權は人民の多數に歸すべき乎。小數に歸すべき乎。個人に委すべき乎の問題に答へて人民總體の綜合的德行は遂に其一部の德行に卓越せりと云へり。然れども彼れの茲に所謂主權なるものは最高の行政權、政治の重大問題を決定する權力にして國家に隸屬するの權力なることに注意せざるべからず。

## 主權の意義

又アリストトルが人民の總體は主權ならざるべからずと論斷せるものは、人民は全體として國家の政務を處理するに最も適せりと云ふの意味にあらずして國家の重大なる問題は全體の人民によりて決定せられざるべからずと云ふにあり。彼れ曰く音樂並に響應に於けるが如く政治の優劣は之を人民の判斷に待たざる可らず。音樂響應の巧拙を試験するものは音丁樂師にあらずして之を聽き之を味ふの公衆なり。政治の寬嚴を知るものは局に立つの一部階級にあらずして傍觀する一般人民也と。而して彼れの所謂國家の重要問題と稱す



るものも實際に於ては選舉若くは其他の方法を以て行政官を選任するの意味に外ならず。故に執政官の選舉の如き事務に制限せられたる全體人民の主權なるものは國家に於ける終局的權力の所在に關する問題の解決なり。然れども此解決は市民は全體として德行の同一標準に遠さかること少なきを推定せむ若し假りに彼等中に德行高き二三人の人ありとせんか此場合に於て主權は又た全體の人民に存するや。アリストトルの説明は頗る簡單なり。曰く此德行の卓絶したる少數は理論上主權者也と。

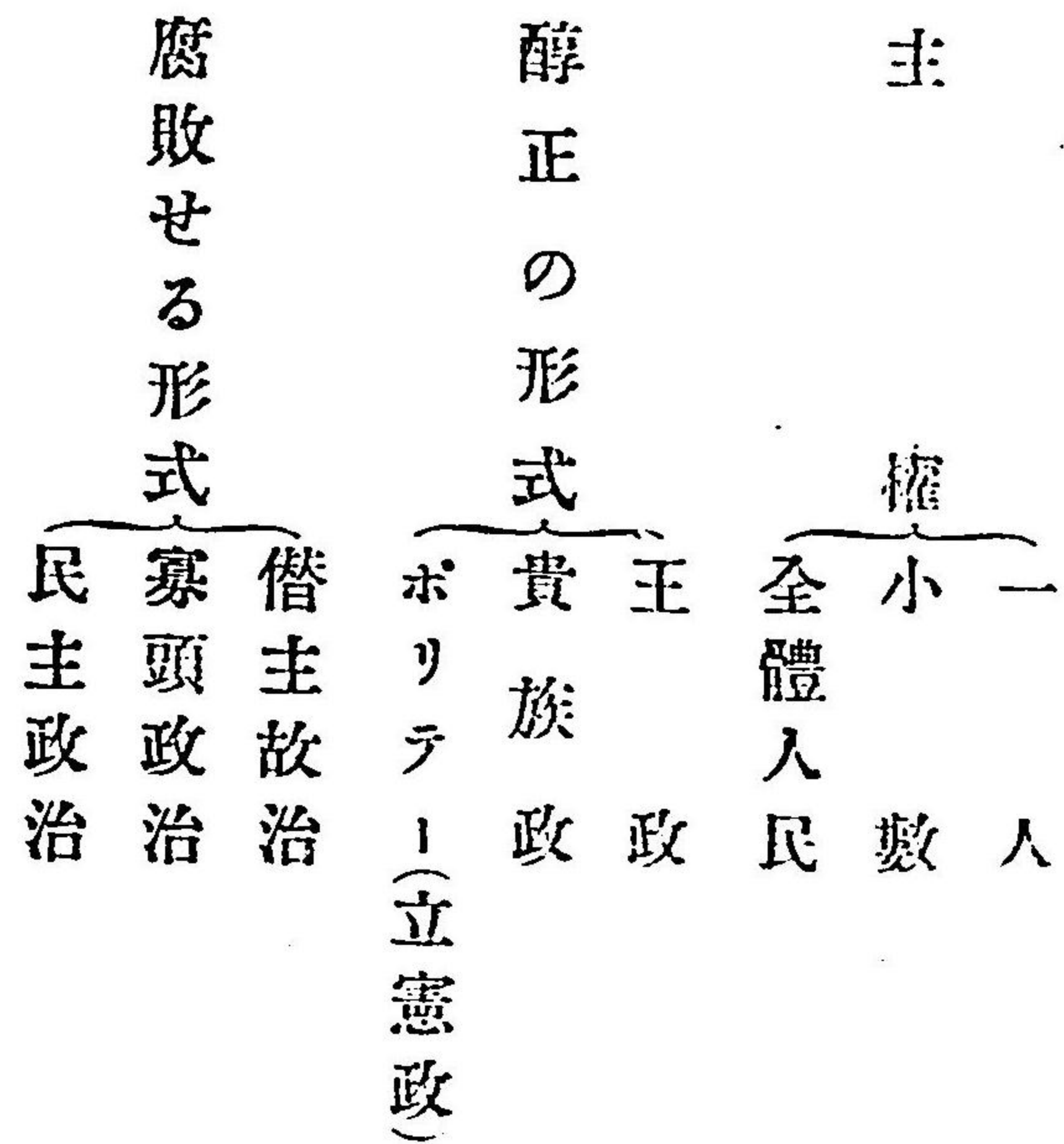
アリストトルは又た人的主權一人なると少數なると多數なるとを問はずの上。に法律の主權を奉戴せんとせり。彼れ曰く法律の不確定不完全なる場合に於てのみ人の主權は終結的也。成文法律は往々にして弊害を生ずることあるも慣習法は常に正義に合す。法律の規則は只神の規則理性の規則なるも人間の規則中には又禽獸の規則の附加せらるを見るべしと。

人的主權と法律上の主權

第五節 憲法の形式

憲法の形式

アリストトルは先づ主權の歸着する人(即ち主權者)の數によりて政體を分類し、次に政權の行使せらるゝ目的に従つて之れを區別し、更に國家の真正なる目的に一致するや否やよりして純粹と腐敗との區別をなせり。即ち政府が國民の眞善美を目的とする場合に於て純正にして政府が市民の幸福を無視し治者の利益のみに熱中するときは腐敗也。要するにアリストトルの政體的分類は左の如きものあり。





此分類に付きて考案するに彼れの所謂純正の形式あるものは最も廣濶且つ最も抽象的の意義に於ける政治の範圍に屬し、全く理想に根柢を有す。反之。腐敗的形式なるものは實際的獨立の特性を有する點より當然政治學に屬すべきものにして腐敗的なる名稱を得たるも只理想に乖離せるが爲めに外ならず。アリストトルの王政並に貴族政治に對する觀念は殆んどプラトの空想的なると選ぶ所なし。實質的に完全なる一人の支配を意味する王政並に少數の完全なる人の支配を意味する貴族政治は之れをプラトのガーデアンより區別すること容易ならず。若しアリストトルにして是等の政體に理想的議論のみを事とせしならむには彼れの著作亦たプラトの亞流たりしならむ然れども嘗て前述せる如く政治學に於ける彼の議論は著しく實際的分子を以て支配せられ理想的分子の漸次歴史的批評的記事に蠶食せらるゝを見る。唯二三の場合に於ては理想の實際的憲法に混同しつゝあるものゝ如し。憲法なる言葉は往々アリストトルによりて家庭規則の或部分に適用せられたり。此狹義の意味にて或場合に憲法を抽象的理想となし、又た或場合には實際的民主政治の適當なる

帝政に對する  
見解

處置を以て實在せしめうるべき制度なりとせり。

アリストトルは帝政を以て主權者が德行に於て全く卓越したる人の場合なる時のみ正當のものなりとし、かゝる人のみ法律に制限せらずして支配するの權利あるものとせり。然れども彼は實際に於て如斯完全なる人物の得難きを知り、實際の國家にとりては完全に近き法律は完全に近き人よりは主權たるに適す。法律に服従する政府の行動として個人の技能は決して個人總躰の能力に及ばず。多數は一人の如く容易に腐敗せずたとへ一人は名義上の主權者に過ぎずとすも實際一人にて萬機を總裁し能はざるか故に又多數政治の必要を感ずるに至るべしと云へり。惟ふにアリストトルは帝政を以て只に理論上のみならず實際に於て實行し得べからざるものとせるが如し、彼れは又潛主政治（王政の腐敗せる形體）を以て單に腕力に依頼するものと想像せる故に之を以て政治の純然たる合理的組織となさざりしは言を待たず。

帝政以外の政體を精論するに當りてアリストトルは主權者の數よりは更に一層深遠なる事由に根據を置けり。彼れは貴族政治は富者の政治にして民主政

民主政治と貴族政治の區別  
は政治的基礎  
にあり



治は貧者の政治なりとし、一方は外観少數者の政治にして他は多數の政治なる如きも兩者の區別は決して如斯形式によるにあらず寧ろ經濟的根據に支配せらるる者なりとし更に經濟上社會上の状態によりて民主貴族の兩政體を各四階級に區別せんとす。彼れか貴族政治と民主政治を區別せる標準は大に敬服するに足るものなりと雖も貴族政治と立憲君主國とを分類する根據は頗る不明了たるを免れず。此兩政體の貴族民主政治に對する關係は純正政體と腐敗政體との關係の如く政府の目的により區別せられずして市民をして政權に參與せしむる特別の元則によりて區別せられたり。彼れ曰く或ゆる社會に於て政權爭奪の原因となるべきもの四あり。曰く自由曰く富曰く德行曰く門地是なり。自由の根底に政府の行動を置くものは民主政治にして富を以て政治の基礎とするものは寡頭政治也。嚴正の意味に於ける貴族政治は德行を基礎とし立憲政治は自由富の結合分子を基礎とす。而して自由富の二要素と共に德行を折中して建設せられたるものは又た一般に貴族政治の名稱を以て命名せらるゝ如し。然ども此混合的貴族政治は德行にのみ準據する純然たる理想的

政體的分類の標準範圍不明了なり

貴族政治と區別せざるべからずと。

アリストトルの政體的公共は常に複雑分岐せるのみならず其區別の標準範圍亦茫漠として殆んど其の眞意を了解するに苦ましむるものあり。例へば立憲政治と混合貴族政治とは之れを辨識するに由なく民主政治の變形と貴族政治とは大部分に於て同一物たり。彼れの明晰なる頭腦も政體的分類に於ては錯亂昏惑して其常態を失せるものゝ如し。然れども政治組織に大影響を有する歴史的社會的經濟的の諸勢力を指摘説明せる彼れの眼識は千歳の下人をして仰瞻せしむるに足るものあり。是等の諸勢力を看破せしは偶以て彼の分類法に影響し不知不識の間に其政體的分類を變更し遂に收拾すべからざるの破綻に陥らしめしものならん乎。

政府の三大機關

前述の四大要素を基礎として憲法を分類する彼れの思想は又た最も能く各政府の必要機關の説明に於て察知するを得べし矣。彼れは各政府に欠くべからざる必要機關として三大機關を列擧せり。(第一)商議機關(立法機關に類し稍異なる)。(第二)執政機關。(第三)司法機關。是なり。而して彼れの説明によるに各政



體の特質は是等三機關の輕重分配如何にあり。各政體の各互より明確に區別し得ざるも畢竟是等三機關の輕重分配分明ならざるに依る。極端の共和主義の政體に於ては直接に凡ての重要なる問題を決する者は人民の集合體にして執政官は抽籤によりて選任せられ、凡ての公民は凡ての官職に被選權を有し、司法官は公民の全體より選舉若くは抽籤の方法によりて選任せられたる陪審官より成り、凡ての事件に關して管轄權を有す。又極端なる寡頭政治にては、商議機關は富民の集團にして無限の權力を有し、執政官は最大財産を有する富者より成り、司法官は富有者のみより選出せられたる少數の團體を以て組織せらる。立憲政治に於ては商議機關は適當の財産を有する公民の集合體にして適法の政務に付てのみ其權力を行使し、執政官は選舉と抽籤を折中せる方法にて適當の財産を有する者より選任せられ、陪審官は執政官と同じく抽籤と選舉によりて中等の財産家中より選任せらる故に實際に於て是等政體の顯著ある特質は左の如く略言するを得へし矣。即ち民政に於ては一般公民の集合體に重要な政務を集中し完全なる自由なる自由の保證として抽籤によりて官吏を任

命し公務に就くものに報酬を給す。寡頭政治に於ては政務を少數なる富者の集合體に集中し、富者より官吏を任命し公務に俸給を支辨せず。立憲政治に於ては政務を各機關に分配し、抽籤と選舉を混同せる方法によりて官吏を任免す。實際的貴族政治即ち混合貴族政治に於ては統治者として適當なる首長の下に寡頭政治の組織を應用し、其首長を決するは富によらずして德行を以てす是れ實に各政體の特質也と。

### 第六節 最良國家

最良國家

政體中何れが最も完全なりやの問題を決定するに當りて彼れは又各政體に付き精密なる解剖をなし、遂に一の確定せる結論を得ざるに至れり。彼れ曰く此問題を解釋する於て何れの政體が絶對的理想的に完全なるやを決定するのみならず又た何れの政體が實際の人間によりて實行し得らる政體中最も完備せるものなりやを決定せざるべからず。或る事情の下に如何なる政體が最も適合するものなりやを講究せざるべからず。……絶對的理想的國家としては



絶對的理想の適者即ち完全なる徳行家か主權者ならざるべからざるや疑なし換言すれば至善の人が支配せざるべからず。若し一人の至善者支配すれば王政にして少數の至善者支配すれば純正の貴族政治也。然れども是等の理想を避け實際の人間に存して考察するに諸政體選擇の標準は個人的行爲に於けると毫も異るとなし。人間社會に於て極端の富裕極端の貧困は共に罪惡の本源也。極端の富者は驕傲にして服従の資格を欠き貧者は卑劣にして命令するの資格を失ふ。故に極富と極貧の二階級のみより成る社會に於ては決して眞正の國家成立するとなし。何となれば是等の社會には凡ての集團にとりて最大要素たるべき厚誼の存在せざればなり。故に中等社會の他の二階級に比して最も勢力多き國家は最良の國家なりと云はざるべからず。此の如き國家に於ては能く社會の平和を保ち秩序を持ち鞏固なる基礎を定むるを得べし。凡ての點に於て中庸を得たる政體は立憲政體也。故に此の政體は平均に於て最良の政體なりと謂ふとを得へし。然れども此の政體か平均において最良なりと云ふは必ずしも各國民各時代に最も適當なりとの意味にあらず。特定の狀態

各政體の比較

最良の國家生活  
最良の個人生活

は特異の政體をして最良のものとなし最惡のものとなす。故に政體は其國其時の事情に適當せるものを採用して轉變することなきを勉めざるべからず。換言すれば政體は鞏定不動を以て其標準とせざるべからず。此意味に於て貧者の富者に超過する場合に於ては民主政體を最良とし富者の權力貧者を凌駕するに足る國家に於ては寡頭政治を最良とす。立憲政治は中等社會の他二階級を壓倒する社會に於てのみ其最も完全なる適用を見るなりと。

アリストトルが諸種の政體を熟考せる種々の觀察點に従つて諸政體の優劣を比較すれば次の如く排列することを得へし。即ち(一)理想的王政。(二)純正貴族政治。(三)混合貴族政治。(四)立憲政治。(五)最適宜の民主政治。(六)最適宜の寡頭政治。(七)民主政治として寡頭政治の中間に位する諸政體。(八)極端の民主政治。(九)極端の寡頭政治。(十)潛主政治。是也。

要するにアリストトルの政治學は最良の政體と重要な事情の精細なる説明とを企圖するもの如し。アリストトルは此著作に於て果して對絶的最良政體を論究するにありしか將た又た比較的の最良政體を説明するにありしか明な



らず。此問題に關する彼れの議論中には純正貴族政治を推舉する如き諷示往々にして散見すると共に立憲政體を賞揚するの言辭亦隨處に介在す。現今吾人に傳はる彼れの政治學は全く政體的組織に關する精論に缺如し彼の銳利なる論鋒の只國家にとりて最も便宜なる事情並に人法の品性を養成するに最も有効なる方法のみに向て傾注せらるゝるを見る。彼れ即ち曰く國家に於ても個人に於ける如く至善の生活は富權力の追求にあらずして美德にあり。個人の奴隸を有するは光榮にあらず專制の權力を行使する亦尊重すべきなし。故に敵國を侵略して勝利を期するか如き目的は學者の眼中に入るべきものにあらず調和並に政治的社會的組織の凡ての要素の間斷なき活動により完美を求め平和を期するは真正の理想にして國家人民の圓滿なる幸福を増進する所以也と。

而して彼れは此理想の實現を立法によりて修養し得べき人民の品性に求めんとせるものゝ如し。是等の點に於ては彼れの議論又プラトの法律と符を合すものあり。彼れは又た帝國の希望すべき形狀として一定の範圍を超過すべか

## 國家の範圍

## 市の内政に關する意見

らざるを希望し常に中庸の主義を推舉せり。彼れの思想によるに人口の數國土の範圍は國家の自給に相當する如く充分大ならざるべからず。然れども人口の數はよく管理せられうる範圍を超過すべからず。社會は市ならざるべからず國なるべからず。市は必要品を海外に仰く爲に海岸に接近せざるべからざるも商業航海を獎勵せしむる如く餘り接近すべからず。人民は其資質に於て北方人種の勇氣と亞細人の智識を兼備する希臘人の如くならざるべからず。國家をして自給たらしむるに重要な要素は農業者技術家軍人富者僧侶執政官なり。彼等は市民其ものとなり生活の時季に従ひ軍人となり行政官となり僧侶とならざるべからず。如斯して公民が凡ての義務を果行するの結果能く自由民間に平等を維持し治し治せられし經驗によりて市民なる品性を陶鑄するを得べし。而して一方に於て其土地の生産によりて補給せらるゝを以て真正の美德を發揮するの餘裕を樂むを得る也と。

アリストトルは是等の重大なる考慮に次きて市の内政に關する意見を表示せり。是れ彼れの天空海濶の大思想より見れば僅かに殘山剩水に比すべきもの



ならんか。是等の意見中には大に見るべきものありと雖問題外に屬するを以て又た茲に紹介するの要なし。唯彼れが敵の攻撃に關して市に適當の施設防備をなすべしと云へる意見の如きは頗る奇異の感なき能はず。市民の理想を發達せしむる方法に關しては彼はプラトと同じく之れを科學的教育に求めたり。彼れ曰く「社會の完美は其の要素たる公民の完美にあり。公民の完美は智識的・道徳的教育によりてのみ到達し得べし。故に統一的・強制的公共教育の制度は最良國家の第一必要にして、かゝる制度の整理は政府の最も重大なる職務也」と。アリストトルの教育的立法に關する考察はプラトの意見と殆んど一致せり。彼れは實際の利用よりは寧ろ知識的養成を希望し、體力の練鍛に適當の制限を置きてスバルタの如く極端に失することなからしめんことを企圖し、音樂を以て人間の智的・道徳的發展に最も必要なるものとせり。而して彼れは七歳より此教育に入らしめ、政府をして公民の生活を監督せしめ、結婚の時期、結婚の方法、出産、少年の薰陶等は、一に政府の手に委し之によりて體育の發達、智識道徳の諸點に於て圓滿完全の理想的人物を養成せんとせり。

### 第七節 革命

革命

アリストトルは以上畧述せる方法によりて理想的に政體の鞏固を企及せんとせり。故に此點に於て彼ればプラト以外何等の進歩せることなし。然れども當時希臘轉變極りなき政治生活並に煩劇なる政體の推移變遷はアリストトルをして其學說の適用を變化敷衍せざるべからざるの不得止に至らしめたり。此問題に關するプラトの議論は全く希臘の現存的政體の理想に從て進化せしめんとせる夢幻に過ぎざりき。然るにアリストトルは彼れの政治學に於て此問題の爲に歴史的事實の無數を蒐集し、科學的解剖の巧妙なる模範を示せり。彼れは王政より寡頭政治、潛主政治より民主政に至る希臘の實際的政治變遷を以て希臘に於ける經濟的・社會的進歩の隨伴なりと説明し、更らに希臘の實際政治をして全く學理上の冷靜なる思想と背反せしむるにいたりたる政體變遷の特別原因即ち革命を説明せり。彼れをして此説明をなすに至らしめし所以のものは固より混濁せる政海の紛争が彼れの純潔なる思想を刺戟憤扼せしむる



革命運動の一般的原因

こと多かりしが爲なるを疑はず。アリストトルは革命運動の最も一般なる原因を以て之を人間の平等に對する渴望に歸せり。既に説明せし如く彼れは平等には絶對的平等關係の平等の二種ありとし、多數人は少數者のみ或特權權力を掌握するを見て絶對的平等を希望し、少數者は是等の特權權力は其門地技能に相應するを認めて關係的平等を追慕すと斷定し、之によりて帝政寡頭政治貴族政治民主政治の設立に關する争闘の現象を説明し、更に人間の性情に存在する猜忌傲慢恐怖並に不明了なる社會的經濟的事業は革命の特別原因ありとし、革命の動機中自然的變遷に本づくものは最も重大にして偶發的のものは影響を及ぼすこと甚た少なりとし、ハルモデウス、アリストギトンとピストラデスとの私闘は偶然出來事にして亞典に於ける潜主の敗亡の原因にあらずと論結せり。

王政の民政に變遷する一般原則並に其變

アリストトルは革命の原因に關する此議論を政體の或ゆる種類に適用せり。民主政治寡頭政治立憲政治貴族政治は皆彼れの犀利なる眼光を以て檢察せられたり。彼れの此研究は政治學に歴史的研究方法を適用せる矯矢として後世

に尊崇せられ彼れ議論の根據として蒐集せし幾多の材料は希臘歴史の研究者に裨益すること鮮なからざりき。彼れは此の研究の結果として王政の民政に變遷する一段原則を發見し種々の原因は此の一般原則の變形を創設するに至るべきを説明せり。彼れ即ち曰く民主政治は必ずしも最終の政體にあらず寡頭政治潜主政體は最終の政體たることあり。此原因に付ては姦雄責任ありと云はざるべからず。古代の戰爭的奸雄は人民の友と詐稱して遂に潜主となり、現時の奸雄は辨舌を以て富者を攻撃し遂に富者の革命運動を惹起す。又た人民は法律以上にあるとの奸雄の言に欺瞞せらるゝこと多きを以て適宜の民主政治は極端の民主政治に變遷するを常とす寡頭政治は特權を有する階級間の不和野心によりて轉覆す。故に治者間に調和を維持するを得ば寡頭政治は敗亡することなし。然れども寡頭政治の轉覆せらるゝや全く種類を異にする政體と交代することなくして變形的寡頭政治の創設せらるゝこと多し。又た貴族政治立憲政治の如き混合政體の革命は専ら其採用せる反對主義の衝撞に原因す。而して貴族政治は富者の階級の不當なる干涉によりて寡頭政治に變遷



## 革命の救済策

する傾向を有し立憲政治は貧者の階級の不當なる渴望によりて民主政治に移推する趣勢を有す。要するに政體の確定不動は關係的平等を維持し各人をして其所を得せしむるによりて企及すべしと雖。社會的經濟的事情は不知不識の間に政體的變遷に覺知し難き影響を與へんと。

アリストトルは革命を生ずる原因を列擧すると共に之を救済する方法を劇陳して曰く混合政體に於ては政治的變化を醸生する如き新事情の發端に注意せざるべからず。貴族政治寡頭政治にありては劣者の階級を優待し特權を有する階級間には民主主義を嚴守せざるべからず。官吏就職の年期を短縮にし各人をして就職の機會を得せしめざるべからず。人は腐敗し易し一人をして無限の權力を掌握せしむべからず。人に權力を與ふるや順次に徐々たるべし。止むを得ず個人に無限の權力を與ふる場合はオストラシズムの方法に依るの外なし。各國家に於て最も注意すべきは官吏をして金錢上利益より全く離隔せしむるにあり。寡頭政治に於て殊に然りとす。何となれば民庶は政權を貴族に委して利益を得るに満足し其極政權名譽利益を擧げて悉く之を富者の

有に歸せしむるに至るが爲め也。少數の階級と一般人民とを満足せしむる最良方法は官職を公衆に公開し官民に俸給を給せざるにあり。加ふる國家財政の事情を公衆に公告し官吏が國庫金を私用せざるを明了にすると最も必要也。何れの階級も政權を壟斷することなきは又最も希望する所にして何れの主義をも極端に採用せざることは凡ての政體に於て必要なり。極端は反動を挑發するが故に勉めて中庸を維持せざるべからず。蓋し何れの階級が國家の治者なりとするも他の階級は又た國家にとりて有益なる分子なれば也。次に國家の革命を防止するに於て最も重要な手段は政體の精神を鼓吹する教育制度也。是れ往々人の看過する所なりと雖も革命的救済の最重大なる手段なり。公民にして其政體の維持に必要な智識的練磨なくんば焉んぞ能く其政體の有益なる効果を收得するを得んや。然れども之れを以て寡頭政治の下には貨殖の氣風を養成し民主政治の下には抗上の精神を普及すべしとの意味なりと誤解する勿れ。是れ唯既に醸成せられたる害毒を益培養するに止まるのみ。寡頭政治の下には貴族富者の子弟放肆淫逸に流れ細民困頓勞苦に陥り民主治



帝政に關する議論

政の主義は動もすれば民をして自由を誤解し、暴行狂亂を敢てせしむ。是等の惡風を匡正し、中庸を得せしむるは教育によるの外なし」と。

次にアリストトルの帝政、潜主政に關する議論は頗る注目すべきものあり。アリストトルは王政を以て唯古代の遺風にして永遠に存續し能はざるものとなして曰く「王政は其もと卓起せる人物家族が心服せる人民を支配せるに起因す。然るに一般人民が開發するに及んでは何人にも絶對的卓絶を許さず、王政亦從て衰敗せざるを得ず。何となれば臣民が帝王に服從せざるに至れば帝王は絶對無限の腕力を以て之を制御せざるを得ず。如斯は既に王にあらずして潜主なれば也。若し夫れ王にして民の意に従つて其權力を制限するとせんか、是れ名義上の王にして實際の王にあらざる也」と。アリストトルの潜主に對する意見亦頗る奇なり。彼れは潜主を以て實際的政體として學問上の考量に價値すべき最近の政治現象なりとし、潜主政治は凡ての政體中最も短命なるが故に特別の注意を要すべきものなりとし、一般に是等の革命的原因是民主政治、寡頭政治と同一なりとし、潜主が是等の革命的勢力を防止する方法は二ヶの全く

潜主に對する見解

相反せる方針を取るにあるとを結論せり彼れ曰く。「潜主が革命に反抗せんが爲に採用する第一手段は殘忍壓制の手段也。賢者を放逐し智者を虐殺し、人民間に高尚なる生活を撲滅し、智識的社交的の組合を禁止し、交通の自由を阻害し、唯銳意、黔首を愚にして權力を維持に努め、兵力、服裝、殘忍、狂暴を以て魔王の福音を天下に傳ふるにあり。……而して潜主は人心を收攬するの策として又全く性質の相反する政策を採用することあり。潜主は美政の名の下に其陰險なる手段を韜晦し、甘言以て民意を迎合し、諛辭以て將士を籠絡し、學者を優待し、商工業を獎勵し、宗教を尊び、慣習を重んじ、奢侈の俗を禁じ、遊惰の風を止め、潜主自身亦自ら節儉力行して四民の同情を喚起すると共に貧富相互間の感情を衝突せしめ、一旦緩急あるの日、貧者富者相共に結托して我に反抗する如きなからしめんとし、間に乘じ隙に投じて漸次自己の勢力を扶殖し、友誼慈仁の假面の下に鞏固不拔の權力を確定するにあり。是れ奸雄が依りて以て政權を奪する方法なり。故に潜主政治の基礎は技術にありと謂つべし。然ども如斯方法による潜主政治は臣民に利益を與ふると多く其運命亦長久なるべし」と。



## 第八節 アリストトルの學說と希臘理想

希臘思想

以上述べたる所によりアリストトルの學說は少くとも純粹なる希臘思想を包含するものなることを發見するに足らむ。彼れの歴史的探究は遙かにヘレニクの範圍外に脱却せりと雖彼れの案出せる國家組織は其の主要部分に於て現在希臘中に存在せし國家を模範せること明也。彼れはプラトと同じく希臘民族の他の人種に卓越せることを認めたり。社會組織の基礎として奴隸の必要を認めたり。政治組織として市國の模範特性を認めたり。又彼れは麴麩を求むる職業の智識的修養並に道德的開發と一致せざることを。及び政治上の徳義を維持する爲に國家は教育に關して最高の注意を拂ふべきこと、凡て人間の遠因行爲は法律に服従すべきものなること等の思想に於て當時の思潮と一致せり。然れどもアリストトルは年齢の長ずるに従ひ是等の思想を著しく變化し又た或場合に於て全く是等と背馳せる意見を抱持するに至り彼れの希臘的獨斷教の下には近世の政治學說と全く一致する幾多燦然たる原則の蘊蓄せらる

自由と権力の調和

いを見る。

就中自由と権力の調和に關する意見の如きは人をして其卓識に仰瞻せしむるものあり。彼れの思想によれば國家には治するものと治せらるゝものあり換言すれば一方の意思が他人の意思の服従するによりて初めて政治的組織起ると云ふにあり。無政府黨の所謂自由平等の思想は到底此觀念と相容るべきものにあらず。彼れ即ち曰く平等とは多數の支配を意味し自由は各自の傾向を意味す。故に一致すべきものにあらずと。個人と國家との間の關係を説明する彼れの此見解は政府に立つ人々の職權に關する彼れの意見によりて一層明了となさるゝを見る。彼れの説によれば官吏の最重要なる職務は命令の發布にあり。然れども命令の上には輿論慣習法等の分子存在せざるべからずと。彼れは輿論の説明に於ては甚だ巧妙ならざるも慣習法を以て最も重大のものとなし人民は總體としては一人の智者より賢明なりとし人民が總體として自然の間に發生せる慣習法は最も完全なるものなりと云へるは頗る其の要を得たり。



アリストトルの主權説は近世の思想と符合す

アリストトルは主權の觀念に關しては近代の學説と全く符合するものあり。即ち彼れは最終の決定力を有する主權者を置くの必要を認め、猶此主權者を拘束するに足る法律の存在を認めたり。而して彼れは此の人的主權は道德智識の最高なる人即ち希臘民族の全體にありとし、人的主權は法律の未だ占領せざる範圍に於て活動すべきものとせり。アリストトルは實際立法者として主權者を認めず、主權者の主要なる職務を以て行政にありとなせり。然れども無意識に法律の不完全なる部分に於て立法するは又主權者の職分なりとせり。彼れが極端なる民主政治に於ける立法部の權限を以て之に限れる趣意も之に外ならず蓋し彼は立法部に於て善良なる慣習法を廢止變更する如き法律を制定するは最も有害なりと信じたればなり。彼れが立憲政體に就きて三つの重要なる機關を區分したる卓見は後人の敬服する所なり。然れども彼れの三重要機關を區別せる趣意はモンテスキューの三權分立説と大に意義を異にせり。アリストトル商議院官吏執政機關司法部を以て國家の重要機關とせり。是等の機關は近世の分類法と多少同一の形式

アリストトルの三重要機關とモンテスキューの三權分立

政治に及ぼす經濟的影響を古發見的卓見也

アリストトルの政治學は斯波の多化思想也

を有するものありと雖も彼れはモンテスキューの如く其職務によりて是等の機關を區別せるにあらず。彼れの所謂商議院なる者は立法機關は即ち立法機關なりと雖も唯不文法の缺如せる範圍に於て立法するに止まり官吏と稱するものは行政機關たるに相異なるも殆んど商議院と其の職掌に於て選ぶなく司法部の立法部と異なる所は職務よりは寧ろ組織並に立法の手續を異にするにあり。

次にアリストトルの學説をして恒久普遍たらしめしものは經濟的作用の政治的組織並に活動に影響することを看破せしにあり。彼れは如斯にして理論的見解よりして私有財産の維持を主張し實際の見解よりして財産を有するものと有せざるものとの間に於ける衝突は政體の變化に重大なる勢力を有するものなることを斷定し更に政體の分類行政機關の整理革命を説明するに當りて其根據を經濟的佐用に求めたること多し。プラトリーの法律にしてアチツカ化せられたるスバルタ思想なりとすればアリストトルの政治學はスバルタ化せられたるアゼン思想なりと云ふを得べき乎。



アリストトルの成功せるは希臘思想と宇内共通の思想を結合せるにあり。レニツク市國中其思想に於て亞典の如く普遍的なるはなし。精神的にも物質的にもアセンは其の最度に達し、又た最も普遍的なり。アリストトルの學說が羅馬の武斷政治中世の神學的政治にも多くの適用を見るに至れる所以のものは彼れの天才の然らしむる所なりと雖も、亦た以て雅典文明の賜ならずとせんや。

#### 第四章 希臘晩年の政治學說

晩年の政治學說

アレキサンダーの死後、二世紀間の政治的、社會的變遷は系統的、政治思想を漸次に壊敗せしめたり。當時は政府に關する理論を講究するにおいて最不適當なりき。アレキサンダー大王來以武力は唯一の政治勢力となり、武力は人民的組織によることなく唯純粹單一なる雇兵の勞務を旨とするに至り、帝國の建設文野の接觸は當時の最大問題となりぬ。かゝる過渡時代に於て政治學說の其態度を失ひ、政的暴風風の沈靜を看却しつゝあるは自然の順序なり。凡そ政治學

ストイック、  
エヒキュリア  
ンの研究

說なるものは混頓擾亂の時代經過し、新秩序の確定せらるゝに及んで始めて其位置に相當したる形式を以て出顯し、更に新時期の動亂によりて壓倒せらるゝを常とす。かくしてアレキサンダーの帝國勃興せるより羅馬が東方に判士を擴張するに至るまで政治學なるものは聞として聲なきに至れり。

勿論基督紀元前三世紀間の希臘文學中には政治上の問題に關する意見の散在すること多し。然りと雖も、是等の議論は皆獨創の特徴なく、其後世に及ぼす影響の如きも微弱にして殆んど認識するに足るものなし。プラトール、アリストトルの學派衰頹して、ストイック、エヒキュリアン、スケプテックの學派跋扈し、政治上の事項をして理論との關係を疎隔せり。彼等は倫理の問題に特別の注意を置き、正當なる生活を得んが爲めに、個人行爲の準繩を説明せり。然れどもプラトール、アリストトルが科學的に組織せられたる國家に於ける善良なる生活に解説を與へたるに、反し、彼等(セノエヒキュラス)は政治生活に全く無關係なる個人行爲を論究せり。倫理は彼等の爲めに極端の程度迄政治より分離せられたり。而して個人は國家權力の下に全く權利を有せざるものとなり、人民生活の



問題は孤立せる人の生活問題になり加ふるに希臘諸市の公共生活は全く昔日の面影を失し、國家の政治的活動は市の民會商議院より發源せずしてマセドニア、シリヤ、エチプトの朝廷に發源するに至りぬ。實際政治の事情既に如斯焉んぞ高尚なる學說の此間に發出することあらん。

## 第二編 羅馬の政治學說

### 第一章 羅馬の政治的發達

羅馬の政治組織

羅馬の政治學說が政治學上に貢獻すること甚だ少なく其の實際政治が輓近政治學の資料として多大の效果あるに比して全く奇異の觀を呈せり。是れ抑も如何なる理由によりて然るか。這般の説明は先づ羅馬の權力を發達し維持したる政府の組織によりて之を求めざるべからず。

羅馬は有史時代の初期に於て帝政の市國なりき。羅馬は共和の市國として其偉大の事業をなせるも衰頽するに及びて帝國的專制的國家なりき。王政は歴史前より紀元前五百年迄繼續せり。此時に於て政府の機關は(一)文武の最終權力を有する一人の王選舉による(二)セネートと稱する會議、並に(三)王を選舉し、王に最高終生の權力を賦與する會議即ちコミテア、キュリアタより成り、政治上の權利はパトリキイと稱する貴族階級の獨占する所にして、プレベスと叫ぶ多數

- (一)王
- (二)セネート
- (三)コミテア
- キュリアタ
- 社會階級
- (一)パトリキ
- (二)プレベス



コミチアケン  
チユリアタの  
創設

の平民は政治に參與することなかりき。然るに是等のプレベスや貴族の壓制專横に反抗し遂に兩階級協義の末貴族の獨占たるコミチア、キユリアタの外に更に貴族平民の會議たるコミチア、ケンチユリアタを創設するに至れり。紀元前五百年にタルクイマス、スーベルプス王の放逐せられてより、羅馬の政治は貴族平民の政權爭奪の間に經過せしが、其極遂に羅馬市民の一體は貴族平民の區別なく公私の權利を享有し得るに至れり。然れども此目的の達せらるゝ前既に大なる變化の政府組織に起れるあり。王政を破壊し王を廢止するや其權限は選舉による二人の執政官の手に委せられたり。王はコミチア、ケンチユリアタに於て貴族平民の選舉人により選出せらるゝと雖も。執政官の職に就くものは貴族のみに限られたり。然るに歲月の種易するに當り人民は貴族と同じく此執政權に分與せんとし、種々の執政機關を設立せり。而して是等の執政機關中プレートルは司法を司どり、ケンソルは民事寺院に關し廣括の權限を有し、國家危急の出來事あるやデクテートル一時の間國家政務の最高權力を有することゝなりぬ。要するに人民の政略は絶へず執政權の取得にあとり雖も、

ケンソル  
デクテートル

トリビュン

彼等は又た貴族の階級と拮抗せんが爲に又た純然たる民會を組織せり。彼等はコンシリウム、プレベス即ち平民議會を組織し、彼等の事務を執行する吏員を選舉せり。トリビュンと稱するものゝ中最も有名にして平民の爲に貴族政府の施政に干渉し執政官の命令に對して有効なる許否の權を有せり。後に至りてプレベスが貴族と同じく執政の全權を得るに及むてトリビュンは大に其勢力を失墜せしと雖、然れとも貴族平民の紛争中大なる權力を有し、羅馬憲法史重要の部分を形成せり。

コミチアトリ  
プリータ

貴族平民の衝突調和するや平民會は漸く正式なる憲法を發達するを得たり。貴族平民兩階級の區別消滅するやコンシリウム、プレベスは變じてコミチア、トリプリータとなり羅馬共和時代の晩年最も有名なる立法機關となれり。コミチアケンチユリアタは猶ほコンソルを選舉する機關として存續し、コンソル行政の行爲に付き責任を負い刑事訴訟の最終判決を行い、戰時平時に於ける政治上の問題に付き最後の決定を與ふる權限を有せり。又た往時のコミチア、キユリアタは共和時代に全く其勢力を失ひ、只重要ならざる宗教事務を取扱へるに過ぎ



被併合國家の  
處分問題

ず。反之、元老院は政府の職務の大部分を處理し其の勢力隆々當るべからざるものあり。昔時貴族の城砦たりし元老院は當時に於ても著しく貴族的性質を帯び貴族平民合同後に於ては其の議員は獨り大なる執政權を行使する人々にのみ限られ、共和時代の最卓越せる數人の政治家によりて占領せられたり。元老院は理論に於て單に顧問官に過ぎず從て其の決議は眞正の法律(Lex)に必要なる要素を缺如せりと雖、實際政府の事務の或部分は全く元老院の支配に屬せり。羅馬の版土擴張せらるゝに及んで、外國人との關係、羅馬公民と同盟人との關係、國家の財政、社會上政治上の特權の分配等は凡て元老院の管理する所なりき。

内部、軋轢の繼續すること、二百年、其間羅馬人は、非常の困難を以て能く、外敵に抵抗せしが、内部の協同成るや、相次で羅馬版土に合併せられし、人民を如何に取扱ふべきかの問題は、雜然として錯出せり。羅馬人征服せる近隣以太利並に拉典の諸國は同盟國(Socii)と承認せられ實際完全なる地方自治制の下に統治せられ、其他の諸國は羅馬市民の殖民地としてプレフエクトなる官吏によりて支配

羅馬人の被征  
服者に對する  
政治的變遷

せられ人民は一部の政權を享有するを得たり。服從せる人民の大なる負擔は羅馬の軍隊に入りて軍事上の義務を果たすにあり。是れ羅馬の公民と異なることなしと雖政府に參列する權は只羅馬公民の獨占する所にして同盟人の有するは唯 *ius Latie* に過ぎざりき。然るに是等の人民が羅馬市民の抗議紛争の末遂に紀元前九十年に至りてポイ河以南人民に凡て完全なる公民權を確證するを得たり。是れ拉丁人が其以前除外せられたる生命財産の權を名義上保障せられたるものなりと雖、公民の増加は却て民會の腐敗を助成するの惡結果を呈出するに至れり。

羅馬人が以太利半島以外に於て征服人民に施せる政治の方針は之をプロビンスとなすにありき。地方に於ける最高の行政權は羅馬より派遣せられたる執政官後世之をプロコンソル若しくはプロプレートルと云ふ之を掌握せり。共和時代に於て羅馬の公民權は地方に擴張せられず。地方長官の失政に對しては其任期の終了に當り羅馬に於て地方官を彈劾するの一方法あるのみ。後地方に於ける權力の亂用其極に達するや此彈劾の制度亦有名無實となり、地方



人民は皆悲惨の窮境に沈淪せり。  
 ユリウス・ケイザー以後羅馬帝國は其實質に於て全く專制政治となりぬ。然れども紀元三百年に至るまで古代の政治的形式は尙殘存し元老院の有する行政上の権限は政府の帝政的性質を掩蔽せり。ユリウスとアウグストスによりてなされたる共和政體の變遷は以前敎人に分配せられたる執事政を終生一身に專屬せしむるに至りぬ。アウグストス並に其子孫がトリビエン地方長官の權力を獨占せし一事のみにも既に以太利並に地方に唯一最高の主權たるに足る。況んやコンソルケンソルの権限も相次てアウグストス並に其子孫に歸せしに於てをや。元老院は新組織に於て國家最高の機關にして法律に正式の効力を與ふるは實に此機關にあり。然れども實際に於て元老院は帝の元老院にして帝は元老院の一議員にあらず。是を以て元老院は國家の立法院にあらずして皇帝の諮詢府たるに止まり民會漸く其勢力を失墜し刑事裁判の權は皇帝の親裁する所となり官吏任免の權遂にテベリウス帝の手に移り古代羅馬の立法組織は紀元百年に至りて殆んど全く其跡を絶つに至れり。

デオクリテア  
 ンコンスタチ  
 ン兩帝の大改  
 革

加ふるにデオクリテアンコンスタンチン兩帝の行政大改革により古代の政治的思想との關係は益絶縁せられたり。法律家の主張する撰制(皇帝は羅馬人より權力を得たりとの擬制)は王權は天より降下せりとの議論によりて益不稽に陥り基督教前に於ては帝王を神化し帝王を神として尊敬するとの妄説によりて益此思想の根底を固くし基督教の國教となり。曠には此政治組織は帝王は神的性質を有するにあらざるも神より權力を賦與せられたるに起因すと辯護し帝王を以て神の意思によりて統治し國家の機關は皆帝王の權行使を補佐するものなりと解釋せり。而して此帝政の頂上に達する前カルカラ帝の時に於て羅馬兵民權の漸次に地方に擴張する結果として古代市國の痕跡は全く消滅し國內に於ける市民の統一とは皇帝の意思に服従する仕方の統一を意味するに至れり。嗚呼又何の素養ありて特異なる政治學說の此間に出顯するかとあらんや。然れども宇宙法の確定として羅馬人の學說中多少近世の政治學說に資するものなきにあらず。請ふ其二三に付き之を略述せしめよ。



## 第二章 ポリビウスの政治學說

ポリビウ

羅馬人が實際政治上の伎倆を有せることは彼等の政治的發達の歴史並に傳説によりて充分證明し得べし。共和政府の組織を完備するに當りて彼等は非凡なる軍事的才能を表はして能く國家の獨立を維持し其領土を擴張せしのみならず法又立法的施政的伎倆を出して國內政治の保守的進歩を計れり。然れども政治問題に關する包括的理想に至りて毫も捕捉すべきものなし。元來羅馬人の性格は他の學理に於けると同じく政治論に於ても顯著の地位を占むるに適當せざる也。彼のケシニアのカートーが容赫なく希臘哲學者を羅馬の市外に放逐せる一事によりて推測するも古代羅馬人の智識的修養に對する態度亦ト知すべきにあらずや。羅馬が既に世界の最強固となりし當時に於て未だ政治論の研究に着手せしものなきも之が爲にして其研究の一在留希臘人によりて着手せられたるも豈之が爲にあらずや。アケエアン、リーグの人質として十六年間に太利に抑留せられたるポリビウスなる人羅馬の政治組織に熟達し、當

時羅馬の政治家と交際し、遂に大共和國の歴史を編成するに至りぬ。彼れは其歴史を序述するに當り羅馬が此隆盛を致したる原因として羅馬の政體に重要な主義を説明せんと企てたり。此研究の結果が近世の政治學說に寄與せる効果亦鮮なしとせず。

各政體の循環

ポリビウスはアリストートル、プラトンの案出せる政體の分類を採用し、是等の數種の政體が歴史に於て順次に循環するものとなせり。彼れは、先づ文明の技術、社會生活の慣習等の未だ知られざる人間状態を發足點とし、人類は、洪水、飢饉、疫病、其他類似の原因によりかゝる獸的狀態に陥ること往々にしてこれあり。是等の人々が自覺の力により互に相結合して獸類の如く他の強大勇悍なるもの、保護助力を請ふことあるべし。是れ政府の原始的形式にして即ち腕力に基く帝政の起源なり。然るに理解力發達し、經驗に長し正義義務の觀念渾熟するや、道德に起因するものと思惟せられたる帝王の權力茲に承認せらるゝに至り、自然的壓制は王政と變形し、モナークはキングの名稱を有するに至る。若しキングにして正義道德の上に立つ能はざるに及べば、變じて潜王となり、更に變



政體腐敗の防止策

じて、人民の徳望ある首領等によりて支配せらるゝ貴族政治となり、此貴族政治又腐敗して、少數者の不正不徳なる寡頭政治となり、共和政治之より出て腐敗墜落して暴徒政治となり、暴徒政治の極端なる弊政は遂に之を戡定する腕力による専制君主を出し、漸次又其循環を繰返すと説明せり。

而して彼れは三ツの原始的政體中には各腐敗壞類の分子存するものとなし、此類懷を防止する爲には他の政體と配合して其類懷的分子を融和消失せしむるにありとなせり。彼れは政體を鞏固ならしむる方法はスバルタ政府の特徴にありとなし、羅馬盛大の原因をも亦之に歸せり。然れども彼れは斯波多がかゝる適當に配合せられたる政體を採用するに至りしはリクルグス賢明の然らしめたる所なるも之に反して、羅馬の場合に於ては困難炭厄によりて贏ち得たる經驗の結果に出てたるものとなせり。

羅馬に於ける政治組織の解剖

彼れの説明によるに、羅馬の憲法には帝政、貴族制、共和政治の三主義を表彰する三ツの機關あり。コンソルは帝王の權力より成り、セネートは貴族的性質を帯び、民會は共和的也。然れども政府各機關の行動に於て各要素の均勢對抗する

衝突均勢の原理

こと明了也。コンソルの權力は絶對の武斷的權力なるも他にセネートありて軍隊供給を制限し、コンソルの再任を決定し、宣戰を許否し。コミチア亦平和、戰爭の問題を議決するにより有効にコンソルの軍事的行動を防止することを得。元老院は財政並に外國との條約に於て廣濶なる行政權を有するも、民會は法律を以て元老院の一般的權力を制限し得べく、人民の特別の代表者たるトリビュンの議決さへ元老院の行動を中止するに足れり。又民會に至りては二ヶの重大なる事實に於て其勢力を羈束せらるゝこと明なり。即ち人民の大多數に財政上關係を有する以太利全國に通ずる公共事務は悉く元老院の支配する所にして、各市民は共士として、早晚コンソルの麾下に立たざるへからず。是れコンソル、元老院相互に其權力を濫用し能はざる所以なりと。

此羅馬の制度に關する解剖は稍等勢を失し、事實に於て又其眞想を欠くものありと雖、政府の組織に衝突均勢の原理を採用せるとは政治學史に於て注目すべきことに屬す。プラト、アリストルは或政體を創設するにあたり數種の政體に特有の主義を採用結合するの利を賞揚せり。然れども彼等は唯憲法並に具



體的形體を有する機關の佐用には等の異りたる主義を採用せんとするに過ぎざりき。アリストトルの政體は其要素に於て民主政治なりたとへ人主の有する主權は官吏の撰擇に於て抽籤よりも寧ろ撰舉を用ふる如く貴族的方法によりて調整せらるゝにもせよ、反之ポリビウスは全く異なる主義を一體とし、各主義をしてそれ自身の利益の爲に自由に行動するにより、遂に相互の制限たるに至るべき混合的政治組織を立案せり。古代の學者は各政體に附隨する不定を各主義の結合によりて匡正せんとし、ポリビウスは機關の交互的反抗によりて此目的を達せんとせり。此兩個の考案は理論並に實際に於て近來人の承認する所となりしと雖、政府の三機關間に衝突均勢を承認する趣意は前者にあらすして寧ろ後者にありとす。

### 第三章 シセロの政治學說

シセロの學說

羅馬政治家の耳目がグラツキ、マリウス、スーラ、ポンペー、シーザー等の事業に傾注せる間に政治學說の發生することなきは勿論にして、唯此時に際し羅馬の

民主政治

壞類を防止せんと思想より披瀝したるシセロの哲學的理論は萬綠叢中の一  
點紅たるの感なくんばあらず。彼れの二個の著書 De republica 並に De Legibus は  
共に從來の政體を創設維持せんが爲に羅馬人に警戒する趣意に出でしものな  
り。其著作の高尙にして思想修辭の燦然たるものあるに拘らず、空想的にして  
當時實際に益する所少なし。彼れの著書はたとへ羅馬の法律家並に古代の基  
督教作者に貢獻すること多かりしにもせよ之を崇尚せる政治學研究者を啓發  
するに足らざりしのみならず、却て彼等を惑亂せしに過ぎざりき。

シセロが著作の實際的目的は明了也。共和國に於て彼れはプラトリーの其大著  
述に於てなせるが如く理想的國家の觀念を説明せり。彼れは其論敵シビオが  
其議論中にソクラテスの言語を引用せしに反對し、其持論を説明するに當り常  
にプラトリーの言辭を慣習せり。シセロは又プラトリーと均しく實際生活並に人  
間性情に何等の關係なき空想的政體を描出せしのみならず、政治學の理想を説  
明し、綜合するに於て羅馬の國家並に其歴史に其領域を限定せり。彼れは國家  
の理想を民主政治なりし、其議論の根本的觀念を次の如く確定せり。



「庶民政治は、權利の共同並に、共同の利害によりて結合せられたる多數人によりて黙認せられたるものにあらざして」 Est Republica res populi; populus autem non omnis hominum

Coetus, quoquo modo Congregatus, red coetus multitudinis juris Consensu et Communione utilitates sociatus.」<sup>1)</sup>

人類の社交的性情

彼れは人類結合の第一原因を以て孤立の弱點に於ける自覺よりは寧ろ人類の社交的性情にありとなし、結合を保持せんとする爲に此性情は遂に政府を組織するに至るものとなせり。而して彼れは又帝政貴族政治民主政治等三個の根本的政體を以て各獨得の長所を有すると共に又革命の循環を發生する腐敗の萌芽を蘊蓄するものとなし、此傾向を防止せんが爲には各單純なる政體の單所を捨て、長所を採る如く三政體の混合を必要なりとせり。此ポリピウスと全く同一なる結論に次きて、彼れは衝突均勢の必要を明白ならしめんか爲に羅馬の政治的發達を説明し既に渾成せる羅馬の共和組織を以て混合政體の完全なる模型となせり。彼れ曰く「帝政は潛主政に陥り易し故に採用すべからず、貴族

衝撞均勢の既  
はポリピウス  
より出て、ホ  
リピウスより  
も背し

政治は其壟斷せる權力に重倒せられて遂に民政に交代せらるゝに至るべしと。シセロの學説はポリピウスの思想を襲踏せしと多きは疑なし。然りと雖之を以て直ちに彼れはポリピウス以上に一頭地を抜く能はざりしと速斷する能はざる也。何となれば彼れの議論は今日に於て零碎斷片に於て之を推測し得るに止まるのみならず、其零碎斷片も多く散逸して拾集し難きものあれば也。然れども之によりて蠡測するも衝撞均勢の彼れの理論はポリピウスの如く、機械的にあらざりし者、如し。彼れは均勢を執政官、元老院、平民議會等の機關に求めずして寧ろ之を腕力、勢力、自由等の主義に求めたるもの、如し。此點に付て眞理の那邊に存するにもせよシセロは倫理、法律、政治學の會合する境界に於て政治學上に貢獻すること多きや疑なし。彼れは自然法の觀念を發達し又を實際に適用せり。

正義の觀念

公正正義は永久不易なりとはプラトー倫理説の骨子なりしことは既に之を述べたり。然れどもプラトは形而上學の性質に於て此説を主張し其説又頗る蘊蓄的なり。ストイツク派は最高の宇宙法則として自然の宇宙神論的觀念を抱



## 公正と法律

懐せり。然るにシセロは一部プラトリーの學説を掬み、永久的正義の本源を以て之を神に歸し、神を目するに自然と一致するにあらずして自然の創造者なりとせり。而して彼れは又他方に於てストイックの思想を取り、具體的人間の理性並に人定法との直接の關係に於て抽象的宇宙法並に理性を説明せり。

希臘哲學に於て既に公正ジャイトと法律の區別は認識せられたりと雖。公正は其本源に於て内國に於て法律に先たち法律より全く獨立するものと思惟せられたり。ライトなる言葉には二ヶの異なる觀念を包含す。一は即ち抽象的善、公正にして他は即ち個人若しくは個人の團體に關する權利の集合也。希臘の哲學に於ては Right なる言葉は多く前者の意義に於て使用せられしが、羅馬に至りて後者の意義に重きを置く傾向を生せり。此傾向の影響によりプラトリーは法律と Right の希臘的觀念に反對し Right は法律に從屬し法律に依頼すべきものとなせり。彼れ即ち曰く、凡て自然は神の支配する所也。人間は創造せるも物中最高にして理性あるが爲に、他の動物と區別せられ造物主に接近す。人間の性情に神靈的分子あるが爲に、人は神が依て以て宇宙を支配する法則の唯一要素たる

## 自然の意義

公正正義の窮極的原則を分有す。加之人は其性情により是等の原則を自覺せり。何となれば凡ての人は一様に合理的なれば也。人間性情の單一ワンチは絶對なり。個人は個人と異なるも凡ての人は他の凡ての人と一様也。たとへ悪慣習の之をして全く異なる方向に出てしむることあるも然りと雖自然が如何なる人に理性を與ふにもせよ、其公正の理性たる點に於ては即ち同じ。而して法律は命令し禁制するに於て公正の理性あり。故に亦公正あり。然りと雖理性は凡ての人に與へらるゝを以て公正も亦凡ての人に與へる。故に自然の法則即ち純正にして單純なる法則は有ゆる權利の本源限界にして兼ねて又自然の權利の本源限界也。人の權利は慧譎なる利益の計算に本つき、各國民間に存在する制度法律の相異は公正正義の實際的差等を表照すとの反對説は、我議論の眞理を消失するに足らず。眞正且つ窮極的意義に於ける法律は世界を支配する永世的智識にして人間には何を命令し何を禁止するかを決定せる賢者の垂訓なり。地方的、一時的制定法は正義に合せる時にのみ此名稱を値すべきものにして自然的道德に反するものは此名稱を適用するを許さずと。



正確なる論理の立脚地よりすれば此説明たるや隔靴搔痒の恨なき能はず。自然てふ言葉亦彼にとりて種々の異なる意味に使用せられたるを以て錯雜を免れず。然れども彼れの死後其著書を講究するもの多く自然の法則に背反する人定法は法律として力なしとの彼れの説は一千五百年の後に至りて實際に採用せられしを見れば彼れの功亦多とするに足るものあり。

De Legibus 中以上略述せる所は自然の法則に一附すべき法典の精細なる解釋の序文として彼れの説明せる所也。其他此書中の三卷は羅馬の或宗教上並に政治上の制度を解説せるに過ぎず。彼れはかくして自然の永世的宇宙法則を以て羅馬の法則となし之に多少の變通を加へて實際政治に於ける自黨の指針たらしめんとせり。悲し哉。時運日に非にして彼は憂愁怨を飲むて黃泉の客となり其所説亦千歳の間地中に埋没せらるゝに至りぬ。

#### 第四章 羅馬法律家

羅馬に於ける法律の發達

シセロの嘗て説明せし法律の觀念は共和政治の後に輩出したる羅馬法律家に

恒久的宇宙法則

よりて始めて明了となされたり。羅馬の政治的生活終を告ぐるや羅馬人の特性は此廣大なる領土と政治的關係を有せざる個人的事務の處理に向つて其活動を開始せり。此時に當り羅馬帝國の事實は文明諸國の駁雜なる要素を陶鑄して行政の統一を期するにありき是に於て羅馬法律家の天才は其發展の極頂に達し今世文明諸國の法律の淵源となすに至りぬ。

市民法の萬國法

共和政治の下に羅馬の私法は市民法と外國法との二ツより成り、ユスシヅキレは羅馬市民の財産家權利を決定する規則の全體にして外國法は羅馬國內に住する外國人間に適用する法なり。ユスシヅレは羅馬の十二銅表に起源し其後羅馬人の改進黨によりて修正せられたるもの也。反之ユスセンシユムは羅馬に發達せし自然的平等の主義に加ふるに外國人並に征服者間に存在せる慣習思想を包含せるものなり。羅馬のプレートルは法律を適用するに於て唯正義の觀念に違反すべからずとの制限ある外凡て自由なりき。十二銅表は羅馬古代の法律にして發達せる社會に適用すべからざるもの多かりき。故に羅馬の市が次第に發達し民間の關係は益複雜に赴くに連れ市民法は時勢の要求



に伴はざるに至れり。而して此缺點はユスゼンシユームに比較せらるゝによりて益顯著となれり。何となればアドリアチック海の東方を征服せる後に至りてユスゼンシユームが文明社會の原則を慣習を含蓄すること益豊富なるに至りたれば也。羅馬市民が外國人若しくは征服せられる人民と取引するに當りて著しく市民法の不便を感せしめ、遂に共和政治の滅亡前に法律を混同する傾向を生せり。帝政の時に至りて帝王の法庭に於て司法行政の事務を處理せるが爲に此傾向は益促進せられたり。帝國の各地より輻輳せる上告の決定をなすが爲に君主は國內の法曹を其身邊に侍せしめ常に其意見を聽きしを以て、是等の法曹の意見より羅馬の法律はユスチニアンの大法典に蘊蓄せられたる特性を發揮するに至れり。

法律家の事業は市民法と外國法とを調和し之を系統的となすにありき。外國法中に包含せられたる種々の特徴は歴代のプレートの布令により市民法に採用せられ、此種々の地方並に人種の異なる思想慣習より蒐集せし無數の材料によりて羅馬の法律家は全帝國に適用し得べき一般原則を編成するを得たり。

## 市民法と萬國法の調和

## 權利の觀念

羅馬法律家の受ける重大の感化はストイック哲學派の感化なり。羅馬法律家の編成せる法律中にストイック哲學の思想普遍するは畢竟此の結果に外ならず。彼等は文明國の實際的事務を處理するに當りて古代のストイック並にシセロすら缺如せる宇宙法の觀念を具體的に形成せしたり。

羅馬法律家の理論によれば其根本觀念は法律よりは寧ろ權利にありき。是を以てシロセの所謂自然法は自然權利に比して輕視せられたりき。自然權利は彼れの勢力を傾注せし處にして其特性内容は又彼等によりて最も巧妙に説明せられたり。羅馬人の征服せる人民中には其思想慣習の一致せるもの多かりしが爲にユスゼンシユーム即ち是等の慣習思想の總體は自然權利と一致するものと思惟せられ自然權利中の重なる要素をなす自然理性の合體と思惟せらるゝに至れり。奴隸制度の議論に於て立法者が自然權利に關して各人は平等也。……自然法によりて各人は自由に産れたり。……故に奴隸制度は自然に反對する權利也……と主張するに至りては社會の事柄に關してストイック派の實際的傾向は明了となれり。政治上に重要ならざる是等の斷定は其後長



羅馬法律家と政治學の關係

く彼等の株守する所となれり。  
 羅馬の法律家が政治學の觀念を全く缺亡せしは、最高の立法者に關する彼等の議論に徴して明也。彼等は曰く普遍的理性は權利の本源なりと雖、法律を作るは君主の意思なり(Quid quic Principi placuit legis habet vigorem)。帝政時代に於て普遍的理性が實際の事務に付き最高の決定力ありしや若しくは君主の意思は最も權力ありしやは當時の事情より明なるも、ユステニアンの法典が歐洲の法律となりし時代に於ては一方に性理に重きを置く論者輩出し他方には君主の意思を主張する論者崛起し法律家は二者何れを以て最終の權力者となせしや明ならず。要するに羅馬の法律家は直接政治學上に貢獻する所なしと雖、自然法の巧妙なる解釋によりて間接に斯學に寄與すること多大なりと謂つべし。

### 第三編 中世の世治學說

#### 第一章 中古制度の發達

##### 第一節 羅馬衰亡に於ける基督教

基督教の傳播

政治學說の立脚地よりすれば、中古史の重大なる事實は羅馬帝國に於ける基督教の創立並に基督教會の發達なり。羅馬の政治的制度は東方にては高尚迂遠なるヘレニック思想の影響を被り、西部にてはチュートン民族の激烈なる壓迫を受け著しく變遷せり。然るに或地方に於ては基督教は凡ての自覺的考量を支配する幾多の主義を供給せり。羅馬の政治的消滅前既に希臘羅馬の智識的修養全く壞滅して、歐洲は混頓たる野蠻文盲の悲境に抛擲せられ、中世時代は全く非智識的、非智識となりぬ。唯宗教の形式信仰に向て其思想を傾注せり。故に歐洲が智識的、生活を復興すると共に、政治的考量を恢復せる時代に於て最も重大の注意を曳起せし問題は國家と教會の分離の問題なりき。中古の學者が世



基督教會漸く  
政治的となる

俗と寺院の關係を説明する議論に熱中せる事實は當時の政治學を消滅するに至らしめたり。

當時基督教の急激なる發達は實に驚くべきものなり。羅馬帝國中不明の地方より發顯して痛疾慘怛遣るなきの人民を慰安し、第四世紀の始に於て基督教の信仰儀式は遂に羅馬の最も勢力ある階級の宗教たるに至りぬ。殊にコンスタンチン帝の國教として之を採用するに及んで遂に國內の異教徒を壓倒し、其信徒の狂熱は又羅馬帝國を蹂躪せるチユートン人間に大なる勢力を占むるに至れり。コンスタンチン帝の改宗前にありて基督教會の組織は半は古代の家族的信仰の状態により半は十二使徒相續の傳説によりて支配せられ、各教會の小事は其所在地の地位一般に最高と信せられたる教會の決議によりて決定せられたり。是等の理由よりして羅馬の教會並に其僧正は古代より高地位を占領せり。加ふるに基督教の國教となりし以後種々の事情は教會組織の完成を助成せり。然れども帝王が其權力を教會の事務に分與せし事情は其最も重大なる

基督教の勢力  
激進

ものなりとす。教會は信仰、教會組織の問題を處理するに於ては、其會議能く之を辨ずべしと雖、異教徒を鎮壓し、違反者を處罰するに當りては、帝王の權力に依頼せざるべからず。故に善惡に拘らず基督教會は全く政治的となるに至りぬ。

コンスタンチン帝より西羅馬帝國滅亡に至まては教會の權力次第に増長し王權漸次に滅殺せられたり。歴代皇帝の暗愚羸弱なると歴世僧正の敏活英邁なるとは遂に此傾向の原因をなし、社會組織の壊敗せる際基督教が世人の注目を惹くこと多かりしと、宗教制度が野蠻人の侵略を免れし事實は益此發達に寄與せしが爲也。ヒッポの僧正が其様大の筆を以て基督教の教旨を賞揚し非常の勢力を與へしも此時にして、セロメーが豊富の思想、妙巧なる事例によりて基督教の維持に貢献せるも亦此時也。殊に羅馬の僧正レオが獐猛慄悍なるハンスの手より羅馬を救濟し得たる事實は當時の文明人をして感謝仰瞻の情を曳起せること多かりき。

西羅馬帝國の  
基督教

西羅馬帝國に於て帝權消滅するや教會は野蠻人中唯一の羅馬思想の代表者として存續せり。當時法律上、政治上の制度はチユートン人の風俗習慣に壓倒せ



られたりと雖、教權の形式内容は毫も侵蝕せらるゝことなかりき。人種の混同激烈の進歩をなすに至るまで教會の威嚴は羅馬人によりて維持せられ、チュートン王國の立法行政中僧正の權力は普く承認せられたり。基督教の信仰は獨りヴァンダル、ブルガンデアン、オストロゴツス等の短命なる王國に於て大なる勢力ありしのみならず。ウゴツス、フランク等の恒久王國にも偉大なる勢力を行へり。而して是等の民族の間斷なき紛争中にも基督教は依然として其體面を維持し駸々として其勢力を擴張せり。

東羅馬帝國に於ては國家と教會とは古代の關係を維持するを得て野蠻人の惡感化を免るゝを得たりしが希臘思想の智識的逼壓を脱却すること能はさりき。異教は東方より瀰漫し來りて帝權を侵蝕すること恰も西羅馬帝國に於ける野蠻人と異なることなかりき。然れどもコンスタンチノープルの帝權確立せる事情は西帝國の滅亡が教權を獨立せしめたると全く其趣を異にす。東方の教會は皇室と密接の關係を保有し共に外部的侵略を被り遂に衰廢するに至れり。マホメット教徒が殆んど或ゆる基督教徒を倒壓せる結果、東方の基督教徒は俗

東羅馬帝國の基督教

法皇政治

權に依頼して此大敵を防止せんとし、益國家と寺院の關係を密接ならしめたり。

## 第二節 法王政治の發達

西羅馬帝國に於ける帝權の衰頹は羅馬法皇を推して教會の主權者たるに至らしめたり。コンスタンチン帝の改宗するや僧正は帝に咫尺して宗教上の諮問に答へ遂に羅馬帝國內の教會に關する凡ての政務を掌握するに至れり。東羅馬の帝都をコンスタンチノープルに移轉せるは稍羅馬法皇と東方教區アンチヲツヒ、アレキサンドリア、コンスタンチノープルとの關係を疎隔せしと雖、ゴール、西班牙、亞弗利加等に於ける法皇の權力は毫も影響する所なかりき。殊に帝國の首都羅馬を去りてよりベーターの繼嗣と稱する羅馬の大僧正は西方に於ける地方教會は羅馬法皇の管轄内にあるを以て首都の管轄權も亦羅馬法皇の掌握する處なりと主張するに至りアリアンニズムと正教との爭論激熾なる最中に於てサーデニア教會の如きは他の僧正の教會を超へて支配權を有するを



決議せり。而して此羅馬の寺院に於ける最上權は次世期に於て羅馬僧正に政治上の最高權を許可せるによりて益鞏固となりぬ。西羅馬皇帝ヴァレンティニアン三世は全國内に於ける宗教上の原因より發生せる訴訟の爲に上告裁判所を設立して羅馬の僧正に之を主宰せしめ、勅令を以て羅馬僧正の最上權を公布せり。

然れども皇帝が法權を許可せしは羅馬法皇の權力を増長せしめたる原因にあらずして寧ろ法皇權力の發展せる徵證と見るを得べし。紀元五世紀の初よりしてインノセント一世、レオー一世の如き大法主は顯著なる才能と成功を以て宗教上の問題に付き羅馬の權力を確保し、其巧妙なる政治の結果、蠻人の爲に蹂躪せられたる羅馬帝國の民事を處理するに於て大成功を奏しオストロゴツスの以太利を征服せる間羅馬の僧正は常に正義を代表して統治者のアリアンニスムに顛抗せり。ゴツスの勢力を打破し以太利を東羅馬帝國の領土となすに至りし戰爭は帝國殊に羅馬の社會秩序を根底より壞頽せしめ其秩序の恢復せられざるに北方より侵入せるロンバルドの野蠻人は再たび全半島を擾亂せり。

羅馬法皇の權力發展

コンスタンチノープルに所在する皇帝の力微弱にして到底以太利を防禦するに足らず。故にロンバルズの羅馬に入りしや之と正式の媾和をなせしものは羅馬法皇グレゴリーなりき。

法皇政治の性質を一變せしめたるはグレゴリー(紀元五百九十年……六百〇四年)に始まる此時以來羅馬並に以太利全國の政治事務は悉く法皇の支配する所となれり。一時の間コンスタンチノープルの宗主權、ラヴェーナの太守の權力は多少承認せられたりしが、紀元七世紀にロンバルズの以太利を蠶食し、マホメント東羅馬帝國に侵入するに及んで羅馬都府に於ける羅馬皇帝の勢力は著しく減却し、宗教上の原因は東西羅馬の分裂を促進するに至れり。皇室の援助を得てコンスタンチノープルの教長は絶へず全教會に對する最高權を要求せしが、羅馬皇帝の承認による教長の要求は羅馬法皇を憤怨せしむること甚しく遂に法皇をして政治上に於ける獨立の意思を強固ならしむるに至りぬ。加ふに偶像禮拜に關して紛起せる爭論は希臘教と羅馬教の分裂を促し、マホメットの蹂躪する所とならざりし西羅馬の羅馬教は宗教上にも政治上にも全く東羅馬

グレゴリー



ロンバルデー諸王とフランク王

法皇政治の弱點

の權力より獨立するに至れり。

法皇レオゼ、イジュアリアン並に其繼嗣者の發せる非偶像禮拜の教令によりて煽動せられたる反亂の結果としてラヴェンナ太守の滅亡するや、羅馬法皇の直轄たる羅馬はロンバルデー王の專制する所となり、ロンバルデーの諸王は羅馬の都府を以て其領土内に併合せんとし、法皇極力之に反對せしも其力能く之を防止するに足らざるを知るやセント、ピーターの名に於て援を強盛なるフランクに請ひ、フランク王チャールス、マーテル其子ビピンと其請に應じて、ロンバルズ王を其領せる寺領地外に放逐し、並せて以前太守によりて支配せる土地を恢復し、之れを法皇に贈與せり。かくの如くして法皇は正式に政權の掌握者となれり。之に次ぎてザチアリアスがフランク間の王權篡奪をビピンに許可し、ステーフエンがビピンの戴冠式に盡碎せし功績は法權の擴張に寄與すること多く、其後百五十年にしてシャールレマン即位するに及びて法皇レオ三世が其戴冠の盛典に幹旋せし事柄は、教權の發展に一紀元を劃するに足る。法皇の政治上に於ける地位の最大弱點は、法皇と羅馬人との關係なりき。古代

帝國の時より新法皇の選任は往々人民紛争の原因となり之が爲に血を流すの慘禍を見ること少からざりしが中世に至るに於て法皇の地位は又羅馬の市を分割占有せる貴族の支配の下にありき。是を以て法皇の權力増長するや此高位に關する貴族間の競争激甚となり、羅馬法皇は西部歐洲の帝王侯伯より多大の尊敬を得たるに反し羅馬内に於ては貴族の指揮に甘んずる木偶に過ぎざる有様なりしを以て第十世紀當時の羅馬法皇の品性甚た高尚ならず法皇政治の權力も亦漸く萎靡するに至れり。然るに一千〇五十九年ラテラン會議の結果として法皇の選任は法皇庭の内閣に委任せられしより多少此弱點を救濟せしと雖未だ全く其弊害を匡正するに至らず、所謂ヒルデブランド時代に到りてクレゴリ七世、インノセント三世等の高僧輩出して其權力威嚴を確保せしより法權の基礎亦移動すべからざるに至れり。

### 第三節 中古帝國の勃興

法皇の權力盛大となりしと同時に之と對抗する神聖羅馬帝國の出顯せるは頗

帝國勃興



る着目すべきことに屬す。神聖羅馬帝國は始めクロヴィウスが羅馬領ゴールに建設せしフランク帝國に起源し其後三世紀間シャレマン帝に至るまで次第に擴張せり。フランク民族はクロヴィウスの時既に基督教に改宗し野蠻の侵畧民族中唯一の正教徒なりき。彼等の制度は凡て基督教化せられたるチュートン風たる特性を有し政治上並に社會に及ぼす教會の勢力かくの如く強盛なるはなかりき。上は宮庭より下は都邑の一小會社に至るまで僧正僧侶廣大なる勢力を有せり。八世紀の初めモロピンチャン朝の勢力はカロピンチャン家として知られたる東方フランクの家族によりて阻隔せられたり。チャールスマルテルの天才英氣は西羅馬に於けるサラセンの征服を防止して戰慄せる基督教國の譽望を博し羅馬法皇をしてロンバルズの擊退を請はしむるに至れり。獨り宗教的感情に刺激せられたるのみならず政治上に大なる野心を包藏するピピン何ぞ法皇の愁訴哀願を聞て蹴起此大任に當らざらんや。ピッピン遂に此大任を完ふし法皇の許可を得てフランクの王となりシャイレマンロンバルドの領土を併有して帝王の爵位稱號を法皇に得たり。

シャイレマンと羅馬法皇との關係

然りと雖シャイレマンは如何なる種類の政權をも之を法皇に得たりと思惟することなきは當然のことにして法皇もかゝる權力をシャイレマンに附與せりと想像することなきは固より其所なり。是を以てフランク帝王は其軍事的、行政的天才によりて古代西羅馬帝國の領土として一般に認識せられたる地方にも其權力を擴張して憚らざりき。然れども彼れは常に基督教の爲にサラセン並に異教徒を討伐して實際上の帝王となりしも顯美なる稱號の缺如せるより、遂に基督教國一般の儀式に従ひ法皇の手を経て正式の君號を得たるに過ぎず。此事實は往々史家の誤解する所なれども拉丁基督教とチュートンの政治との關係をして他日非常に重大なる結果を醸生するに至らしめたる原因なり。此結果は即ち神聖羅馬帝國の歴史に於て説明せらるべし。

シャイレマン帝國の瓦解

シャイレマンの帝國は彼れの死後未だ五十年を経過せざるに全く土崩瓦解せり。然れども此無政府的狀態の經過中にも帝國の理想帝王の理想並に帝王が羅馬に於て法皇により戴冠後に始めて其權力を正式完成せるとの一般的理想は生殘せり。此理想は以太利國內の諸侯に對して權力の維持を希望せる法皇



によりて刺殺せられンヤールマン帝國の一部を分割して統一を夢想する歴代の主權者によりて激成せられたり。紀元九百六十二年大王の稱號を有せし獨逸王オット一世は以太利を其領土に加へ法皇をして帝王の尊稱を承認せしめたり。而して神聖羅馬帝國の歴史をして劃然たらしめしものはオットの戴冠式に始まる。

## 獨逸歴代の帝

純粹なる世俗の見解よりして其後獨逸歴代の諸王は常に獨逸以太利の統一に心血を枯渴せしと雖獨逸以太利に於ける王權の全く封建的性質を帯びたるとチユウトン人とラテン人との人種的敵視と、教權殊に法皇の權力が非常に發達せるとよりして皆失敗に終れり。王權の封建的思想は望なく皇帝の行動を阻隔し、以太利人と獨逸人との絶へざる敵意は反亂をして止む時なからしめ、帝王は法皇の同盟にして君主にあらざることを保證せんが爲に法皇の權力を濫用せるは實際帝國的組織の發達に免除し難き障害物を置けり。オット以後百年間は獨逸諸帝以太利を制御し羅馬法權を支配せりと雖、此時に當りてヒルデブランド起り多年激烈なる争闘の後、獨逸皇帝は全く法皇の威壓する所となりアラ

ルプス以南の地胡人の馬を牧するなきに至れり。

## 第四節 僧權俗權の衝突

## 僧權俗權の衝突

帝王ヘンリー八世と法皇グレゴリ七世との演劇的競争は各其極頂に達せる僧俗兩權力の競争を代表せるものと見るべし。羅馬法皇の最上法權が明確に承認せらるゝに至るまでは帝は國家教會の主長として認められしが、教會の權力次第に増長し來り少くとも道德上の犯罪に對して純粹の精神的刑罰を課する權力を行使するに至れり。ミランの大僧正アンブローソの如き其顯著なる例にしてセオドシユウス帝が其反亂的臣民に對する約束を無視して臣民を虐殺せるが爲に之を聖餐會より排斥せり。其後數世紀間、教會の高僧は盛に破門の刑を須めて其同門並に他の階級の人を處罰し、教會の權力羅馬法皇の手に集中するに及びて、法皇が其配下の僧侶の承認を得て強行する破門の宣告は非常に重大なる効力を有するものとなり、教會以外の俗事に至まで其範圍を擴張し、遂に破門の刑に處せられたる諸侯は臣民に服従なく又臣民を統治する能はずと



法皇ニコラス  
一世とローレン  
帝

の慣例を潰すに至れり。  
 往古に於ける法皇權と世俗權との衝突は法皇ニコラス一世とローレン王との場合に於て之を見るを得べし。王はローレン國內の高僧會議の決議により其妻を離婚せり。然るに法皇ニコラス之に干渉し王に迫りて其妻を取戻さしめたり。然るに王の第ルキ帝並に離婚に協賛せし權力ある高僧等は皆法皇に反對して王を助け部下を率ゐて羅馬府に迫り容易に城壁内に入りしと雖法皇を窘窮するをなさずして却て自ら和睦を求むるに至れり。是れ蓋しルキ帝並に高僧等は法皇破門を憂苦せしに外ならず。是を以て法權俗權の衝突は概ね法權の勝利に終れり。然れども法皇權の要求が實際的形體を取るに至りしは其後二世世紀後に於て叙任の問題に付き衝突起りし時にあり。

ホルデブラン

此衝突の原因は種々の事情によりて曖昧の裡に葬られたりと雖グレコリー七世の教書其動機たりしや疑なし。グレゴリー七世(ホルデブランド)は紀元千〇七十五年に於て教詔を發し僧侶は爾後世俗侯伯の任命によりて叙任せらるゝとなかるべく。之を犯せる双方當事者は破門の刑に處すべきを命令せり。此

僧俗確執の極

教勅の目的は一面僧侶賣買の惡弊を改革して公共の誠實なる同情を發揮するにありと雖其眞意は法皇が俗權より全く獨立して茲に神權政治を建設し或ゆる人間の運命を指導せんとするの野心に外ならず。此教勅の結果法皇は從來帝王の掌握せる僧正任免の權を擧げて我に移轉せんとするや明也。此法皇の機敏なる政策の帝王に及ぼす影響豈少小なりとせんや。監督教會並に寺院の所有する土地は西部歐洲に於て大部分を占め僧正僧徒は是等の土地の借地人にして帝王の封建的臣下なりき。故に法皇の教勅は明かに封建的借地中に包含せられたる宗主權國の臣民をして君主と分離せしめ帝王の權力を無に歸せしむべきや明也。獨逸以太利に於て寺領非常に多くして其位民動もすれば帝王に對して反旗を翻する傾向あると共に獨逸帝は日夜諸侯伯の覇者たらんとの野心を包藏しグレコリーは最上權力を希望する餘り飽までも帝の權力を壓碎せんと欲しつゝありしを以て十二世紀十三世紀に於て僧權俗權がの衝突が其頂點に達する亦自然の數なりと謂ふべし。  
 千〇七十六年グレコリーが獨帝ヘンリーに向つて法皇庭に出席し法皇の教勅



僧權隆興

を無視せる理由を辨解すべきを申出せるは激烈なる僧俗兩權の争闘の動機となれり。ヘンリーは獨逸高僧の會議によりて法皇を黜罰し、グレゴリー亦王の破門廢位を宣告し獨逸臣民服從義務の解除を命令し、嚴格に權力を確保せんと殆んど歴代法皇中未曾有の果斷なりき。グレゴリーは獨逸國內王に對して不平を懐くの諸侯並に高僧を煽動し遂に王をして素車白馬カノッサに於て法皇に降を請はしむるに至れり。是れ實に争闘の發端に過ぎざりき。ヘンリーは其後權力を恢復しグレゴリーに反抗せりと雖僧俗兩權の優劣問題を決するに足らず唯一千百二十年に至りて僧侶叙任の問題に付き法皇和解せるに過ぎざりき。而して僧俗兩權の重要問題は其後二百年間人心を惑亂せしめたる歐洲政治問題の心髓となり一千二百五十四年ホーヘンスタウヘン家の消滅するに及びて法權の勝利始めて明了となり獨逸帝國は其後多年帝王の稱號を有する君主を奉戴せるも帝國の瓦解は既に此時に始まり。オット大王の挽回せる領土中、獨逸は單に諸侯の同盟にして以太利市共和國小侯國の集合に過ぎざりき。

道德の犯罪てふ理由に於て帝王侯伯を威壓する方便はグレゴリー七世並に其繼嗣によりて獨逸帝國外の土地に完全に扶殖せられたり。十字軍の影響として法皇の權力は十二世紀に於て飛躍的發達をなしインノセント三世千九百九十三年——一千二百十六年の時に至りて最高潮に達せり。法皇と帝王諸侯伯との關係は最も明了に歐洲政治に於ける法皇の地位を説明するもの也。獨逸帝國に於て法皇は帝位相續問題の紛争を判決する權利ありとし又實際フキリツプ、オットー四世、フレデリック二世の相續問題を決定せり。佛國に於ても法皇は一片の教勅によりて殘忍なるフキリツプ、オウガスタス王をして離婚せる妻を復籍せしめたり。英國のジョン王亦有名なる争闘の後其國土を以て羅馬の米邑にして自身法皇の臣下たるを承認するの止を得ざるに至れり。其他西班牙葡萄牙の諸王が漸くにしてムーア人より剝奪せる土地も其教徒を征服して得たる土地は羅馬法皇の所有なりとの理由によりて法皇の屬國として取扱はるゝ至り、アラコンの王も亦盛大の儀式を以て法皇の臣下たる資格を賜ひ、全基督教國は翕然とし、法皇の威風に壓倒せられ終りぬ。



法權の衰退

盛者必滅は物の數也。一時日月を轉ずる法皇の權威も焉んぞ永續するを得んや。インノセント三世以後百年ポニヘス八世の時に至り法皇の權は佛王フキリススゼ、フヘーアの爲に一大打撃を被りぬ。法皇の地位神聖にして其權力無限なりしと雖實際より觀察すれば實に其根據の薄弱たるを免れず。法皇は兵力を有せず又實權なし、其宗主權なるものは遂に有名無實となるべきは識者を待つて後に知らざる也。是を以て一時帝王侯伯を壓服せし法皇の權力なるものも偶強大なる臣僚の反抗に遭遇すれば又之を沈靜する途なき也。十三世紀に於て佛國ルキ九世の如き英邁なる君主出て、其王權の基礎を鞏固にせるは抑も、法權衰滅の前兆と見るべきものなり。故に法皇ポニヘス八世が法皇の允許なくして自由に寺領の租税を免除し能はざる議を出すや佛王フキリスは法皇に反對し、僧俗臣民の同情を得、以太利政治の紊亂に乗じ法皇の直轄地に侵入せしを以て法皇羅馬を去りてアヴグノンに走り、羅馬は全く佛王の配下たるに至りぬ。法皇はアヴグノンに於て佛王を擊退する方策を講ずること切なりしかど、法皇權の毀損せらるゝこと甚だしく、シーズ(千三百七十八年)：一

アケハンス學說の特

スコラスティクスの學風

千四百十五年の爲に更に一層の打撃を被り一敗地に塗れて亦起つ能ざるに至れり。教會の調和統一は法皇權の獨立を計るに於て一縷の望なきに非ざりしも法皇の諸侯に對する勢力は到底之を恢復するに由なかりき。社會の封建的組織は衰頽し封建的勢力の固執せる獨逸帝國に於ては羅馬教會猶多少の勢力を維持せしと雖佛英西班牙等の勃興しつゝある國民的國家に於ては法權微弱にして又振はず、法皇は唯僅に留保せる權力を失墜せざらんとするに汲々たりき。

セントトーマス、アケキナス

並ニ其學派

アケイナス學說の一般的性

歐洲政治に於て法皇の權力其頂點に達するや多年地中に窟伏せる政治學說亦漸く芽萌を發するに至れり。十二世紀に於て智識的生活の活動頗る盛となりスコラスティズムの主義を包含する文學は聯翩として輩出せり。所謂スコラスティズムの學說なるものは哲學と神學とを合體し、哲學を以て神學に從屬す



るものとなす學派に外ならざる也。中古の思想は其の想像力活動の根據を權力に置きしを以てスコラステシズムに於ける合理的要素は古代の希臘哲學並に高僧の神學によりて供給せられたり。第九世紀より十二世紀に至るまでのスコラステシズムは其材料の缺乏よりしてストイックプラト哲學の未明なる硬概を追ふて走るに過ぎざりき。是等の哲學は暗黒時代を經過して漠茫たる解釋により歐洲に傳播せられたり。而して當時に於て猶太人がアラビア文字の解釋より拉丁語に翻譯せる希臘の著書歐洲に輸入せられたりと雖、アリストートルの學說に關して知る所なく、後世スコラステックに共通なる推測式は未だ完全に理解せられざりき。

然るに十二世紀の後半に至りてアリストートル全部の著作は西部歐洲に輸入せられ、拉丁語に翻譯せられたる此先哲の著述はムーア人の諸大學に於て教科書に採用せられたり。其後幾許もなく希臘の著書は十字軍の爲に東方より持來され十三世紀の中頃に至りては當時の學者皆アリストートルの大著述を瀏覽するを得るに至れり。其結果スコラステシズムは最も完全なる形體を取るに

理性と天啓の  
調和

アクリナスは  
スコラテスト  
の巨擘なり

り。註解者説教者の秩序的勞働の結果として基督の教義は此時頃大に智識的となり、アリストートルの著作を合理的哲學の完全なる組織を包蓄せり。是を以て此二個の理論を合體し、天啓と理性を調和融解して一の哲學的系統を案出するはスコラステシズム派の應さに勉むべき所なりき。

之を大成せるをトーマスアクリナスありとす。彼れは當時のスコラステシズム中の巨擘にして、彼れによりて政治學は初めて再び科學の範圍に入り、アリストートルが嘗て建設せる位置に復するを得たり。唯彼れの思想たるや、高僧の獨斷は哲學者の理性的結論に優るてふ、中古の謬見を脱する能はざるを憾とす。彼れは實に多作の著作者なりしを以て四十七歳にて夭死せるに拘らず、豊富なる著述を此世に遺せり。政治に關する著述としてはアリストートルの政治學註釋「諸侯の支配」等あり。前者は殆んど全く註釋にして彼れの意見を加ふることも少なく、後者は政治學の組織的議論として起草せられたるも未だ之を完成するに至らずして逝けるは惜むべし。而して此書四卷中第一卷並に第二卷の一部のみ彼れの手になり、彼れの指揮を受けて門第等の手寫せるものなる



を以て明了を缺く點多し。トーマスアクキナスの神學と題する大哲學書は又天死の爲に完成するに至らざりしと雖其既成部分には政治學の基礎たる倫理正義の觀念を包含すること多く政治學の研究に資すること少なからず。

### 第二節 法律並に正義の理論

法律正義

セントトーマスの法律並に正義に關する理論はアリストテール、ストイック、シセロ並に羅馬法律家の理論をして近世の理論に變形せしめたる關門也。彼れの法律正義に關する分解並に定義は多年曖昧の裡に葬られたる理想を明晰ならしめたるに於て多大の效果ありき。彼れはシセロと同じく自然法の觀念より發足し法律を定義して社會の管理者によりて發布せられたる公共の幸福の爲の理性の命令なりとせり。彼れは法律を分類して永世法、自然法、人類法、神聖法の四となし、永世法を以て神の意中に存する宇宙支配の計畫なりとし、自然法を以て人間が理性的動物として永世法に分配するものなりし、人の善惡を判斷し眞正の目的を求むるは全く此法によるものなることを説明せり。而して彼れ

トーマスの法  
地上に於ける  
地位

は人類法は或特別な浮世の事情に自然法を適用するによりて發生するとなし、神聖法を以て人間理性の缺點を填充し之によりて永世の祥瑞を享くべき法即ち天啓の法なりとせり。

セントトーマスの法律の定義は法律の觀念の發達に於て一新機軸を出せるものと云ふて可なり。希臘の哲學者は法律を以て意思の表示にあらざして理性の斷定なりとなし、羅馬の法律家は法律を以て理性の決定なりとせずして意思の表示なりとして之を觀念せり。然るにトーマスは法律を定義して理性の決定と同時に意思表示なりとせり。彼れは法律を以て命令なるよりは寧ろ行動の規則なることを主張するも法律の起源を優者に歸し發布を以て法律の要素となす所を見れば法律の命令なることを認めたるや疑なし。殊に彼れが法律は個人の發意によりて任意に發生すべきものにあらざり公共の幸福の爲に社會全體若しくは社會の管理者たる公人より出てざるべからずと言へるに至りては其重きを強制的要素に於けるや明なり。彼れ曰く法律は効力を有する爲には制裁なかるべからず。私人は唯忠告しうるも處罰する能はず故に私人の命



令は法律たる能はずと。

彼れが巧妙に分類せし法律の四種類中第一と第四とは基督教神學の特性たるべき結論を包含するもの也。永久法は造物主たる神の宇宙の計畫にして神聖法は新舊經典に暗示せられたる神の意思也。彼れの永世法、神聖法の説明は哲學神學の歴史に於て最も重要なものたるも政治學に於ては自然法、人間法に關する彼れの議論が却て重要な結果を生ずるに至れり。

自然法に對する彼れの見解

彼れは自然法を總括して善を求め惡を避くるにありとし特別の規則は單に此目的を達する手段に止まるものなりとし、理性的動物として凡ての人間は此法律に服従すべきものとせり。彼れ曰く、人類は其の第一原則に於ては即ち同一なるも此原則は種々の事情の下に變化せらるゝを以て種々の人民中に差異を生ずるに至る。例へば掠奪は全く自然法に違反するものなるもシーザー時代のゲルマン入種は之を以て不正の行爲となさざりき。然れども人間中には普遍的重要な一致あるを見れば自然法の不易なること疑なしと。彼れは又人間法を説明して、刑罰の疑懼によりて働く人間法は平和なる社會の

人類法の意義

正義の觀念

存在に必要なり。人間法は其源を自然法に發し自然法の原則を變形し若しくは適用するによりて成立す。故に如何なる人間法と雖自然法と背反するものは法律にあらずして法律の腐敗也と云へり。

トーマスは正義を説明するに當りて羅馬法律家の如く之を以て自己の公正を他人に與ふる確定不動の意思なりとせり。然れども彼れは又平等を以て正義の根本的原則なりとせるを見ればアリストートルの説を採用せしや明也。ト

ーマスは平等は自然自身若しくは人間の決定に根帶するものなりとせしが此區別は自然法を實體法より區分するものなり。かくて彼れは正文法を以て公正、正義の本源となし、正文法の拘束力は自然それ自身より發源するものなることを論結せり。故に彼れの議論に従へば正文法は自然の正義に反するときは全く其拘束力を失ふことゝならざるべからず。

要するに法律正義に關する彼れの議論は能く彼れの政治論の特質を表白するものと謂ふべし。彼れの明確なる區別精巧なる議論はアリストートルストイック基督教の思想を調和するに於て大切なり。此問題に對して彼れのなせる

正義法律に關する彼の議論の特質を發露す



最大の功績は窮極的權力の本源に自然理性の力を代用し之を基督教の人的神に服従せしめたる法律の定義の解剖にあり。彼れは其議論を結了するに當りて法律の定義に於ける要素として單なる推論よりは寧ろ撰擇を必要とすべきを主張せり。

### 第三節 政治的權力の性質並に形式

政治學の議論に於てセントトーマスは方式に於ても實質に於てもアリストートルの説を採用せり。然れども彼れが中世思想の影響を受けたる結果として其政治論も亦之に腐蝕せらるゝこと多かりしは又免れざる所なり。彼れは殆んど往古の制度のみ説明せしサリスマバリのジョンとは全く異りたる方向をとり當時身邊を回繞せる事物によりて希臘の制度を説明せり。彼れの政治論は其材料を多く舊約全書並にオーガスチンの翻譯せる羅馬史にとれるに拘らず多く歴史的精神を有せること明也。

「諸侯の支配」に於て彼れはアリストートルの「人は性情に於て社交的動物也。社

政權

王國建設の必要

神以外に權力なし

會的存在は公共の幸福の爲め政府を必用とし、市は自給にして完全なる團體也との説を襲踏せり。然れども彼れは更に一步を進めてアリストートルの説明を以て不充分なりとし、幾多の市國を包含するプロピンス(王國の義)は敵の防禦に於て一層の財源を有するを以て自然の點に於て遙かに勝れりとなせり。嘗てアリストートルが實際的理想の範圍外として觀察せるプロピンス即ち王國は是に至りて始めて政治學中に採用せられたり。自然的組織並に帝國的廣大なる領土に關する議論は彼れの書中に散見せり。

彼れは、如斯政府の起原を以てアリストートルと同じく人類の性情に歸せしが政治上の權力を神に歸せしは前者と大に異れり。彼れは、神の外權力あることなしとのセントパウルの格言並に經典中の本文を引用して彼れの持論を確定し、更にアリストートルの最終原因並に第一動因等の形而上學の理論並にアウガステンの羅馬史を籍り來りて神が相當の人に權力を賦與せることを證明せり。彼れは人の人に對する支配權の種類を分類して奴隸の主人に對する關係並に普通人民の君主に對する關係の二となして曰へらく、奴隸は罪の爲に此世に採



用せられたり(セントアウガスチンの主張する如く)然るに臣民の君主に服従し其命令を奉ずるは罪なき世の現状にして神の人に與ふる社交的性情に一致す。社會は秩序を必要とし、秩序は不平等を意味す。故に指揮するの權力は神の許可に出づと。

## 奴隸制度

彼れは奴隸制度の説明に於てアリストートルアウガスチンに一頭地を抜くものあり。アリストートルは奴隸の起原を以て人間天賦の相異にありとし、アウガスチンは罪の處刑とし神の創設せられたるものとせり。然るにアクイナスに至りては軍人の勇氣を獎勵する爲のものなりとせり。彼れ曰く「敗北者を奴隸とするは人に敗北すべからざることを警戒するに於て最も有効也」と。彼れは此見解を以て羅馬人の戰功勇氣其他經典中多くの本文を引用せり。

## 政體的分類

政體の分類に關して彼れは又アリストートルに従ひ萬人の幸福を求むるものと自己の利益を計るものとを區別し、萬人の幸福を求むるものを以て正當なる政體とせり。帝王政治と民主政治の優劣を比較するに於て彼れの態度はアリストートルと均しく懸垂搖搖の状態にあり。然れどもアリストートルの寧ろ民主政

## 帝王の權力

治を重視せるに反し、彼れは帝王政治を尊重せる傾向あり。彼れは統一は社會の目的にして又政府組織の重要なる原則なりとの抽象的議論を披瀝せしに過ぎざりしを以て、如何なる政體を以て完全にして採用すべきものとせしやは明ならず。然れども彼れ曰く「社會重大の幸福は保持せられざるべからず、是れ平和也。而して平和は單一なることそれ自身によりて保障せられ得る也。一が他の多くのものを支配するは宇宙の原則にして、其實例は群蜂に至るまで之れあり……これ宇宙に其創造せられたる凡てのものを支配し玉ふに一の神あると同理なり」と以て其帝王政治に囑望せるや察見するに知るべし。况んや彼れが「共和政治の下に置ける市並に國は常に不和衝突を見ること多かりしに帝政は能く平和にして繁榮なるを得たり。唯帝政に於て最も憂苦すべきは君主政治に推移し易きにあるも共和政治必ずしも君主政治に変更せざるにあらざ」と明言するに於てをや。彼れの此問題に關する議論は往々不明にして又頗る矛盾する所なきにあらざるも概して中庸を得たるに近し。

「諸侯の支配」の未巻中には數多政體の分類に關する議論あり。(一)僧侶並に王の



權力(二)王權(三)政治的權力(四)經濟的權力等は其重なる分類也。(第一)の分類は法皇の權力を指示すること明了なるも他は精細の説明なきを以て判然せず。彼れはアリストートルの如く法律に服従する政府、法律によらざる政府を區別するも往々にして王政と專制とを混同し、アリストートルのポリチー中の政權と同一視するを以て其區別頗る紛雜を極むと雖、中古の政治に於て最も重要な事實たる帝王の權力に關する説明は一顧の價致なしとせず。此説明は基督の帝國はアツシリア、メデス、ペルシア希臘羅馬の諸帝國に次ぎて崛起せる第五の帝國なりとの長き歴史的事實によりて確保せられたる。彼れ曰く「キリストは浮世の神なりしも始め微賤の状態にありき。然るにコンスタンテンの力によりて教會を統御する權力を掌握し遂にシャールマンによりて帝王を左右する權力を得するに至れり。故に帝王の權は他の權力と根本的に其性質を異にす。唯此特別なる性質を除きては佐用に於て實質的に王權と一致するを以て一般に王權の一種と見働さる。其臣民並に法律に對する關係は王權と異なる所なし」と。

#### 第四節 政府の職掌

政府

アクイナスは又、治者の一般的職掌は世俗の事務の最高の支配により、其臣民中に正當の生治を設立し維持し進歩するにありて、アリストートルの原則を採用し、此目的を達するの重大手段を平和と稱する統一にありとなせり。希臘政治の眞想は統一と恒久を以て卓越せる政治組織の最高標準とする、スコラテストの學派によりて最も能く發揮せられたり。彼れの言に従へば帝國は其臣民の生活を指導する爲に、人民は適當に保護せられつゝあるや否やを視察せざる可らず。其法律に服従するを確保する爲に賞罰共に嚴格ならざる可らず。外敵に對して臣民を防禦せざる可らずと言ふにあり。是等の王侯の職務を論ずるに當りて彼れはアリストートルの衣鉢を受くること多かりしも、當時の事情は彼れに影響すること多く、其經典の感化は遂に彼れをして政府の職掌に關する希臘未發の學說を唱導せしめたり。例へば王侯は其の領土を自由安全にする爲に道路を開墾せざるべからずと云へる如き是也。これ純粹の羅馬思想なるも、



度量衡制度

アモライツはイスラエルに至る道路を開通せざりし爲め敗亡するに至れりと  
 の舊約全書の教訓によりて刺戟せられたる結果ならずんばならず。  
 又彼れが王侯は其國の爲に特別の貨幣を準備し度量衡の制度を設置せざるべ  
 からずと言へるは中世思想の致す所なりと雖神は數量尺度によりて萬物を整  
 頓せりてふ經典の教訓に胚胎せること明也。彼れ曰く「重量尺度は物の自然の  
 性質也。國法は其本源を自然法に發するを以て自然に存するものは國家之を  
 設備せざるべからず故に重量尺度の制度は必要にして國家之を設備せざるべ  
 からず」と

貧民保護

アクイナスの王侯は貧者を保護する義務ありとする説は希臘人と全く其趣を  
 異にせり。アリストトルも亦此種の議論なきにしもあらざりしもアクイナス  
 の説は其端を基督教の教旨に發せり。「自然は決して必要に應ずる者を缺かず。  
 ……術は自然を模擬すてふ二ツの希臘の教訓は中世に至りて特別の意義を有  
 するに至れり。アクイナスは國家は貧者の爲に準備する必要があることを證明  
 するに當りて此二ヶの句を引用して曰く「自然は必要に應ずるものを缺かず術

は自然を模擬す。然るに或ゆる術中政府は最も高尚なるもの也。故に此術を  
 行ふ人は必要を缺く人々に向つて其必要を供給するを怠るべからずと。彼れ  
 は尙進むて施捨を説くに當り人間の弱點の爲め往々正道を失する王侯は豫め  
 其罪の賠償金を貯蓄せざるべからずと主張せり。是等の議論はスコラステス  
 ト派の常事として前提と結論の關係を缺如するより近世の人を失望せしむる  
 こと多しと雖國家は慈善事務に對して義務を有するとの此結論は政治學の歴  
 史に於て實に重要なものたること疑なし。古代に於て缺乏困難に對する救濟  
 は敢て基督教時代と異なることなきにせよ貧者に對する政府の責任論に至りて  
 はアクイナスの議論とは其間大なる逕庭ありき。近世に於ける幾多の慈善事  
 業が政治學の範圍に其地歩を占むるに至りたるものは彼れを以て嚆矢となさ  
 しむるを得ず。

第五節 僧權と俗權

中世の大問題たる僧權俗權の關係に付きて自身僧侶たるアクイナスは何等の

僧權と俗權



眞理は説明すべからず感得し得べし

新機軸を出すとなかりき。然れ共其先驅者の議論を一括して彼れの哲學的系統中に溶鑄し駁雜多岐なる議論を秩序的に排列整頓せるに於ては彼れ關りて大に力よりき。彼れの議論の眞髓は眞理並に人間に最も重大なる眞理は理論によりて説明し得べきものにあらずして信仰並に直接の天啓によりて感得せざるべからざるものなりと云ふにあり。故に彼れの言に従へは罪、聖禮、肉體等の觀念は言語を以て表示し得べきにあらずして唯默會し得べしと云ふにあり。或ゆる事柄に關する最終の判斷權力は神の聲を有する教會にありと云ふにあり。彼れの思想既にかくの如し或ゆる人間の權力中寺院を以て最點權力者なりとなす亦怪しむに足らず。然りと雖彼れは又實際の方式により此教會の最上權を説明せんと企てたり。アリストートルの言に従へは治するとは治せらるゝものをして其眞正の目的を達せしむるにあり。然りとも人類の眞目的は果して何なりや。アキナスは希臘哲學者の如く徳行の爲に生活するとなさずして寧ろ徳行に叶へる生活を繼續し神の永遠の褒賞を享けんとせり。故に彼れ曰く若し此目的が人間の徳行によりてのみ到達し得らるゝものなりとせば

人生の目的

教會の必要

不信仰者に對する制裁

最上の政權を有する王にて足る。然れども人生の目的は人間外に超絶するを以て此目的を達する政府は更に高等のものならざるべからず。換言すれば宗教的政府ならざるべからず。王は俗界の事務を支配する權あるも人は更に高尚なる目的に指小せられざるべからず。此範圍内に於て王は基督の法の下に僧侶に服従するの義務ありと。

「神學に於て彼れは又不信仰者異教徒脱教徒を兼ねに對する基督教國の態度を精細に論述せり。彼れは猶太人異教徒の如き未だ基督教に入らざるものと基督教を離脱せるものとの區別を劃然たらしめ前者は寛恕すべきも後者は容認すべからざるもの也とせり。彼は又是等の不信仰者か基督教信者に對して政治上の權力を行使し得べきかの疑問に關して二ヶの場合を區別し、かゝる不信仰教徒をして新に權力を行使せしむるは教會の容認すべからざる所あるも既に判士を所有して政權を行使せるものは此限にあらずとし其理由を説明して曰く主權者と臣民の關係は人間の法にして信仰者と不信仰者の區別は神聖法のこと也。然れども神の恵より發する神聖法は自然の理性に基づく人間法を



眞理は説明すべからず感得し得べし

新機軸を出すと云ふなり。然れ共其先驅者の議論を一括して彼れの哲學的系統中に溶鑄し駁雜多岐なる議論を秩序的に排列整頓せるに於ては彼れ關りて大に力よりき。彼れの議論の眞髓は眞理並に人間に最も重大なる眞理は理論によりて説明し得べきものにあらずして信仰並に直接の天啓によりて感得せざるべからざるものなりと云ふにあり。故に彼れの言に従へば罪聖禮肉體等の觀念は言語を以て表示し得べきにあらずして唯默會し得べしと云ふにあり。或ゆる事柄に關する最終の判斷權力は神の聲を有する教會にありと云ふにあり。彼れの思想既にかくの如し或ゆる人間の權力中寺院を以て最點權力者なりとなす亦怪しむに足らず。然りと雖彼れは又實際の方式により此教會の最上權を説明せんと企てたり。アリストートルの言に従へば治するとは治せらるゝものをして其眞正の目的を達せしむるにあり。然りともし人類の眞目的は果して何なりや。アキナスは希臘哲學者の如く徳行の爲に生活するとなさずして寧ろ徳行に叶へる生活を繼續し神の永遠の褒賞を享けんとせり。故に彼れ曰く若し此目的が人間の徳行によりてのみ到達し得らるゝものなりとせば

人生の目的

教會の必要

不信仰者に對する制裁

最上の政權を有する王にて足る。然れども人生の目的は人間外に超絶するを以て此目的を達する政府は更に高等のものならざるべからず。換言すれば宗教的政府ならざるべからず。王は俗界の事務を支配する權あるも人は更に高尚なる目的に指小せられざるべからず。此範圍内に於て王は基督の法の下に僧侶に服従するの義務ありと。神學に於て彼れは又不信仰者異教徒脱教徒を兼ぬに對する基督教國の態度を精細に論述せり。彼れは猶太人異教徒の如き未だ基督教に入らざるものと基督教を離脱せるものとの區別を劃然たらしめ前者は寛恕すべきも後者は容認すべからざるもの也とせり。彼は又是等の不信仰者か基督教信者に對して政治上の權力を行使し得べきかの疑問に關して二ヶの場合を區別し、かゝる不信仰教徒をして新に權力を行使せしむるは教會の容認すべからざる所あるも既に判士を所有して政權を行使せるものは此限にあらずとし其理由を説明して曰く主權者と臣民の關係は人間の法にして信仰者と不信仰者の區別は神聖法のこと也。然れども神の恵より發する神聖法は自然の理性に基づく人間法を



破壊することなし。故に基督教徒の上に有する権力は單に治者が不信仰教徒なるの事實によりて打破せらるゝことなし。然れども若し教會にして其充分の権限により不信仰者の權力禁止停止を命令することあらんか其命令は斷定的にして動すべからずと。

### 第六節 アクイナスの後繼者エーヂデウス、ロマヌス

以上を以てアクイナスの學説は大要説明せられたりと信す。然れども彼れの *De Regime Principum* は彼の手によりて完成せられざる所多く、不充分なる點は其高弟エーヂデウスロマヌスによりて批補せられたるを以て大體エーヂデウスの學説を説明せんとす。其師の議論も弟子の議論も共に王家の皇子に教訓たらしめんとして著作せるものなれば此事實に付き共に顯著なる特性を有するは當然のこと也。然るにエーヂデウスが此書を以て教訓に資せる皇子は後日法皇權に一打撃を加へたりし佛王フキリツプなりしこそ實に奇怪なれ。

ロマヌス

王の性質を決定する三要素

エーヂデウスの議論は倫理學、經濟學、政治學の三部より成る。而して要するに彼れの議論は王の性格は其個人的道德、家族的關係、政府の活動によりて決定せられ、是等は皆特別の注意を要すべきものなりと言ふにあり。研究方法に於てもエーヂデウスは著しく系統的にして其議論又精確也。彼れの書は全體を幾部の明確なる部門に大別され、其各部門皆亦整然たる章に細分せられ、無數の深遠なる議論を包含せり。此研究方法の結果として文理整然彼れの抱懐し發表せんとする意見は明了に會得せらるゝを覺ゆ。彼れの議論は畢竟アリストートル、並にアクイナスの創設せる意見を序述せる事に過ぎず。或る學者はエーヂデウスに獨創の功績を寄與せんとせしも此要求は稍過當たるを免れず。彼れは其師の議論をして一層明了ならしめしと一言の教父の書に及ばざりしは彼れの特徴として見るを得べし。彼れの議論は十中の八九アリストートルの學説を採り其餘はアクイナスの採用せる經典の教訓を借りしに過ぎざるも亦多少政治學上に發明するところなきにあらず。

アクイナスの學説を發輝すること多し

アクイナスが王國を以て有用にして自然的なる團體の一形式なりとの説はエ



彼れの理想的國家

一ジウデウスによりて稍敷衍せられたり。アクイナスは市の總合たる王國は其存在の物質的手段に於ても徳行的生活を繼續する點に於ても自在たる點に於て遙かに市に勝されること稱道せり。然れども王國は外敵の侵害を防衛するに於て有効なりとの議論はエージデウスによりて一層巧妙に説明せられたり。エージデウスは平時に於ける政府を論ずるに當り、王政の要素を分配するに於て驚くべき手腕を表はせり。彼れ論じて曰く、國家は公正なる法律に從つて支配せられざるべからず。王は是等の法律を制定し、元老院は之を討議し、人民は之を觀察す。有益なる法律を求め、有害ある法律を避くるは元老院の職分に於て正當なる法律を求め、不正なる法律を避くるは司法裁判所の職務也。人民に至りては賞讃すべきものを求め、非難すべきものを避くるを以て其職となす。彼れの理想に於ては、如斯國家は政的組織の最も完全なる國家なりし也。此議論は大體に於て、其師と異なるなしと雖、權力の推移を防止する策として、彼れ王が位繼承に、長子相續の方法を採用すべしと主張せるは、全く其孤詣に出づるものにして、確かに出藍の名聲を値するもの也。

法律と權利

司法制度を論ずるに當り、エーデウスは、又アクイナスの未だ充分に説明せざりし法律權利の觀念を明了になせり。彼れ曰く、法律と權利とは、全一の分類によるべきものなり。何となれば法律は吾人の行爲中何れが正にして何れが不正なりやを決定する權利の規則なれば也。而して彼れはアリストートル並に羅馬法律家に倣ひ、權利の種々の種類即ち正文法の權利、不文法の權利、一般的權利、特別の權利、ユスゼシユム、ユスシヅケレ等を示し、是等の權利は結局自然法の權利と實體法の權利とに歸納し得べきものたることを断定せり。然れどもエージデウスはセントトーマスの如く、又法律の觀念に於て人並に命令の要素に重を置けり。彼れ即ち曰く、法律も公共の安寧を指揮する人を得るにあらざんは何等の用をなすことなし。何となれば若し法律にして神聖にして自然なりとせば、神によりて制定せらるべきを以てなりと。彼れ又曰く、何人もよく正しく行動すること、誘引し、勸告し、得べきも、此勸告誘引は強制的要素を有せざる故に、法律と呼ぶ能はず、是等の誘引勸告が強制的要素を具備するに至りて始めて、法律の名稱を得るに至るべしと。



神法と人爲法

エーデデウスの、ius並にiusに、關する、議論は、彼れが、自然法を、説明するに、當りて、シセロが、嘗て、想出せる、觀念を、大成せり。此、觀念とは、即ち、凡ての、權利は、法律に、其、根據を、有すること、これなり。羅馬の、法律家は、權利の、基礎を、法律よりは、寧ろ、自然並に、理性に、求めたり。中世の、理想にては、自然並に、理性を、以て、基督教の、人格的、神と、一致すると、なし、自然の、權利は、神の、意思に、發し、神の、強制的、力によりて、確保せらるゝものと、せり。自然法の、法律たるは、此、意味に、於てにして、人間の、制定せる、法律を、同じく、強制的、効力を、有するは、之が、爲なりと、せり。此、思想は、其後、幾百年、法律を、支配し、宗教改革に至りて、學者漸く、自然法を、神と、分配し、神の、意思による、強制力を、非認するに至れり。

歴史の、經過より、觀察すれば、アクイナスの、學説は、此、時代、思潮の、代表にして、又た、落着なりと、稱し、得べき乎。彼れは、激烈なる、紛争の、渦中に、於て、能く、其、思想感情を、表示するに、於て、沈靜なるを得たり。十三世紀は、其前世紀、前々世紀に、比すれば、争論少なき時代とも、云ふべく、實務に、應ずる爲の、議論を、避けて、冷靜に、思考する、學問的、態度を、表明せり。社會生活に、於ける、宗教上の、權力は、争論せられずし

て、推定せられ、説明せられたり。帝王政府の、一般的、優位は、神學的、觀念によりて、解釋せられたり。市國の、古代の、觀念は、アリストートルの、理論により、勢力ありしのみならず、ヴェニス、ゼノア、ビザ等の、諸侯が、其、獨立を、維持し、哀愁を、防止せんと、の意味より、盛んに、市國の、觀念を、懲慝せしに、拘らず、王國は、國家の、模型として、市國を、排除するに至れり。法律、權利、正義の、觀念は、一括せられて、過去世紀間、基督教が、羅馬、法律家により、經營せる、事業を、大成するに至れり。政治論の、凡ての、根本、觀念は、論駁は、過去に、屬し、感情は、純粹の、理論の下に、立つべきものなりとの、アクイナスの、獨斷によりて、決定せられたり。

然るに、アクイナスの、死後、廿年に、して、ポニフェス八世、法皇の、位に登るや、千二百九十四年、佛王、フィリップとの、激烈なる、争闘起り、十世紀は、再び、此、僧俗、權力の、優劣論の、爲に、兩者の、勢力、思想を、枯渴せり。是を、以て、沈靜なる、學理的、思索は、再び、此、論辨の、潮流の下に、消滅せられ、終りぬ。ポニフェスと、フィリップの、争闘は、ジョン十二世と、バリアの、ルキとの、争闘により、繼續せられ、遂に、彼の、大スシイズムの、爲に、教會の、分裂を、惹起するに至れり。アクイナスが、一時、斷定せる如く



基督教國が平穩に進歩せざりしのみならず、十世紀の基督教國は混頓たる激争の裡に投入せられたり。此當時の政治的思想の傾向は法權の擁護にあらずして前世紀の最も根本的思想たりし宗教の最上權を懷疑し破壊するにありき。法權の反對論者は疾呼怒號せり。アリストートルアウガスチンの著書は熟讀せられ、解釋せられたり。基督教の經典は法皇の特權に反對する材料として非常の熱心を以て研究せられたり。アクイナス死後五十年にして政治論は宗教改革の傳道者の喊聲と化するに至りぬ。

### 第七節 ダンテの學說

中世紀に於てアクイナスに次て政治學上功績あるをダンデーとマーシリオなりとす。ダンデーは帝王權力の辯護に従事せる思想家中最も著明なる一人にして其著書 *De Monarchia* はホーヘンスタウヘン家以來空しく虚器を擁するに過ぎざりし王室の聲援を興かること多く、其豊富なる思想、明晰なる論理は彼れの政治論に一種特有の形式を興へ、彼れをして帝王政治論者の白眉たらしめた

王權の擁護者

モナルヒーア

り。當時帝王の爲に辯護せる論客思想家鮮なしとせざるも平凡の議論、淺薄の思想は到底王權派の人意を強するに足らざりしが、ダンデー一たび出て、數百年來式微の嘆ありし帝室の爲に怪氣鋭を吐くに及びて王權論又一生面を開くに至りぬ。ダンデーは此目的の爲に遠くアリストートルの形面上學政治學を考へ、羅馬猶太の歴史を探り、羅馬の市民法、寺院法を引用せるは益其議論の價値を高からしめたり。若しアクイナスを以て法權擁護論の代表者なりとせばダンデーは應さに王權擁護論の先驅者たるものなるべし。

ダンデーの著書の命題たるモナルヒーアとは此世にある凡ての者を支配する主權に外ならず。而してダンデーは帝王權なる著書に於て三個の大問題を論述せり。即ち彼れは先づ(第一)に帝王權に、人世の幸福の爲に、必要なるや否やを、斷定し、(第二)に羅馬人は正當に此帝王權を確立せしや否やを、説明し、(第三)帝王權は、直接に、神より讓渡せられしか若しくは神の代理人より讓渡せられしか説明せり。(第一)の問題に對しては彼れは人生の幸福の爲には世界的帝國存在の必要を確認し論じて曰く、人の完全なる存在に避くべからざる最先必要條件は一

王權の存在は人生の幸福に必要なり



般人の平和なり。而して此平和の狀態たるや唯一人の下に統一せられたる政府組織によりてのみ到達せられ得べく、諸侯伯紛争の最終の決定は世界的帝國の成立によりてのみ企及せられ得べし。又かゝる政府は最も公正なる者なり。何となれば、絶對的權力強大の意思なければ公正を維持するに難く、絶對的權力と強大の意思を有するものは世界的帝王權の外之を求むる由なければ也と。

ダンテは又同一の理論より眞正の自由は世界的帝國の於てのみ實現し得べき者となし、平和と幸福の要素たるべき意思の一致は一帝王の意思の命する所によりて確保せらるべきものとなせり。然りと雖ダンテは必ずしも地方的主權の存在を以て世界的主權の存在と矛盾するものとなさざりき。諸國の人民は法律制度を異にして其利益を享有し、世界的帝王は是等の諸國を統一して幸福の最終目的を達すべしとは實に彼れの持論なりき。

羅馬人は世界的帝國を建設せり

(第二)の問題に對して彼れの主張する所は、羅馬人は正當の權限により神の意思によりて其理想たる世界的王國(帝國)を建設せりと云ふにあり。彼れは此説明をなすに當りヴァーギルの詩句中にある羅馬古代の歴史を引用し來り、羅馬古

代人民の崇高清廉なりしを稱揚し、羅馬人の征服は常に公共の幸福の爲なりしを唱道し、羅馬人が世界の霸王たらんと競争せる幾多の人民を征服して遂に世界の帝王となりしは全く神意の到す所なりと論結せり。彼れ即ち曰く、戦争による裁判は正義の最終の判断なり。決闘は精神的なると腕力的なるとを問はず、個人なると人民の集合體なるとを論せず、正義の最終判官也と。要するに彼れの此奇言は中世紀の思想を以て適者生存の近世的理論を表示せるものにあらざる乎。

ダンテは又當時の帝國は舊羅馬帝國の正統なる直系の相續者なるを主張し、法權の擁護者を痛罵するに篡奪者の從卒を以てせり。之に關する彼れの議論亦遠くアリストートルの流を掬み明晰なる論理を用ふると雖其議論概ね宗教に關し政治學上裨益する所少なし。要するに彼れは、法皇は神よりも帝王よりも人類の全體又は多數よりも何等の權力も譲渡せられしことなきを以て更に帝王に譲渡すべき權力を有することなしとし、反之神は人間の幸福に必要な二種の相異なる權力を有し、自ら其一を留保し、他の一を帝王に下賜せられし故に、



帝王は此權力を有すとすものい如し。

第八節 バドアのマーシリオ

平和の保護者

一、世の學者政治家相率ゐて法權政權爭奪の渦中に投入せられ中世の思想に腐蝕せらるゝに當りよく此弊風より蟬脱し多くの點に於て改革の新思想を唱道せるをバドアのマーシリオとす。其著書平和の保護者(Defensor Pacis)は全般に於て王權擁護の先驅者に比し著しく新奇の所説を見ると稀なりと雖其政治社會宗教社をの組織權力に關する議論に至りては實に一新機軸を出せる者と云はざる得ず。彼れの議論は概ねアリストートルに淵源するものゝ如し。彼れはアリストートルの如く組合は人性の自然に出づるとし政府を以て社會の生存を維持するに必要なりとせり。彼れは又實際的政府の活動力を以て法律に歸し國家の要素を以て立法者にありとせり。然れども彼れは國家の立法者主權者を説明するに當りて多少精細に工夫する所あるものゝ如し。彼れ曰く立法者の意思は直接に行動する市民の集合により若しくは其權限を委任せられ

國家と教會との比較 (一)類似の點

たる個人又は個人の集合體によりて表示せらる。而して此後者の場合に於ても立法者は又同じく人民なり。何となれば權限を受托せられたるものは只代理人に過ぎざれば也と。彼れは此理論よりして立法權と行政權との區別を明了に説明せり。人民主權説の觀念は全く羅馬法に胚胎し帝王は人民の代表者なりとは羅馬法律家の常に口にする所なりき。然りと雖マーシリオの此説を主張するや純粹の論理的なる羅馬風の適用を避けて寧ろ實際的希臘共和國の精神を採れり。マーシリオはダンテの如く帝王を以て世界の全能主權者なりとなさゝりしは寧ろ能く十四世紀の實際を達觀せるものと謂ふべし。固有の主權者たる帝王はマーシリオの政治組織に認むる所のものあらずして彼れの所謂立法者帝王なるものは撰擧による王を意味せり。故に彼れが帝王權を辯護するに當りても其世襲權の如きは毫も彼れの顧みる所とならざりき。マーシリオの國家論は彼れの教會論と對照するによりて一層明了となるべし。彼れは人民主權を有形に宗教上に應用し其教會論全體の基礎となせり。彼れは先づ教會を以て神の計畫を遂行する爲に人生に存在する社會的結社となし、



教會の要素は僧侶のみならず信者の全體にあるべきものとし、教會の最上權は他の個人の團體の如く神の下に信者全體にあるべきを論破せり。故にマリーシリオの考案によれば此最上權の意志を決定表示する機關も亦全基督教徒の總會なるか、若しくは各地方又は各團體が其地方其の團體の人員、性質に應じて撰出したる代表者の集會なりとするものゝ如し。僧侶は神法に熟達する故に僧侶をして是等の總會を代表せしむるは希望すべきことなるも本來の性質よりすれば俗人の信徒に此總會を代表せしむべきもの也。とは彼れの議論の根據也。彼れ曰く、經典の疑義を決定し、破門の宣告を通過し、基督教の儀式を準備し、教會の事務を整理するは此總會の多數決ならざるべからず。此最高總會の地位は撰舉による立法者の地位に比すべきものにして此最高機關の決議は法皇も僧徒も絶対に服従すべきもの也と。

## (二) 差異の點

マリーシリオは一方に於てかく普通の政府と教會の組織との間に類似の點あるを説明せしに拘らず一方に於て兩者の間に截然たる區別あるを指示せり。彼れ即ち曰く、教會は決して其真正の意義に於ける強制力を有することなく、之を

有するは立法者のみ也。教會の職務は唯未來に於ける神の救済を受くる爲に信仰心を深からしむるにあり。僧侶は唯人に真正の人道を教へ之に人を導くにあり、強制は如何なる意味に於ても其範圍内にあらず。故に總會それ自身は其決議を強制すべきものにあらずして、基督教を奉ずる人民の此世に於ける生活の墜落壞敗を匡正するを以て其主要なる職務とす。又彼の總會を召集し其入會を許可し、僧侶並に俗人に對して教會の意見を強行する如きも當然皆最高立法者即ち主權者に屬すべきのみならず、離門破門の宗教上の處刑を執行するも立法者の權力によらざるべからずと。

## 法權に與へたる打撃

彼れの精確犀利なる議論の法權に與へたる打撃は嘗て最も極端なる法權反對論者の加へたりし痛罵よりも法皇權を破壊する結果に於て却て多大なりき。彼れは外部より法皇權傳來の虚偽を指摘し、内部より羅馬教の教旨の誤謬を攻撃せり。僧侶の依て以て其地位光榮を保持するに必要なりし、鎖鑰の力、活殺自在の力なる秘密は彼れの強大なる打撃に逢着して殆んど根底より搖蕩し始めたり。彼れ法權を論ずるに當り、法皇教會は世俗の意味に於ける權力を有する



ことなきは勿論、宗教的意味に於ても何たる權力を有することなし。罪を許し罪人を罰するは僧侶にあらずして神なり。僧侶の職務は唯神法を遵奉し、人を神法の遵奉に指導するにあり。若し僧侶をして天國の鎖鑰の所持人なりとすれば、牢屋の番人の意味に於て鎖鑰の所持人たり。牢番は刑罰を命令し、強行する人にあらずして唯卑賤なる召使に過ぎずと極言せり。さなきだに薄弱なりし羅馬教が一たび此痛快皮骨の罵倒に遭遇して能く從來の威嚴を保持し得ざるや明なり。マーシリオは極力法皇權の根原を攻撃せるに拘らず、宗教界の事務を處理する便宜の爲に羅馬法皇の尊稱位階を留保するを是認せり。然りと雖一般に彼れが羅馬教の歴史的發達、獨斷的維持に對する態度はルーテルの宗教改革後、新教徒の取れる態度と髣髴たるものあり。

## 國家と政府

マーシリオの主權説に附帶して茲に説明すべきは、彼れが國家と政府との區別を明了にして政治學上に貢獻せること是なり。此思想の要點は彼れが立法者を行政官より區別せることによりて、理會し得べし。彼れの所謂立法者は必ずしも法律を公布し裁可する人を指すにあらずして、其背後にあり其上に位する

## 教會論と代議政體

人民全體を云ふ也。彼れの説によるに、法律を發布し、裁可するは、侯伯、其他、政府の機關にて足る。然れども法の要素は、人民意思の總合にありて、國家の要素は、人民全體の生活になかるべからず。只民主政治に於ては、此重要なる勢力の發現、直接、現著なるも、貴族政治に於ては、多少不明なるの差あるのみと云ふもの、如し。要するに彼れの政治組織に關する議論は、アリストートルの所謂、人民主權は直接に凡ての國務を處理するか若しくは其權限の一般的委任をなさざるべからずとの所説と大差なきもの、如し。然りと雖、彼れの教會に關する議論に至りては、實體的代議政體の組織にとりて有力なる計畫を與へたるものと云ふも過言にあらざるべし。彼れが宗教上の總會の爲に畫せる制度は、十四世紀の製作品として實に驚嘆すべき製作品にして、其議院政治の發達に及ぼせる影響亦決して英國憲法に譲らざるを見る。帝王は羅馬人民を代表す。獨逸の撰舉侯は全獨逸民を代表すとの思想は、數世紀間歐洲法學者の頭腦を支配せり。然れどもマーシリオが基督信者の世界は、其住民の人員性質に相應する代表者によりて代表せられざるべからずと云へる代表の文字と全く其意義を異にす。



國家團體說

マーシリオの所謂代表は全人民の代表と云ふが如き漠然たる形容にあらずして帝國の各地方若しくは各社會の均分なる代表と云ふ的確の意味なり。マーシリオが各地方各社會に於ける人員の割合に應じて代表者を出すべきを論ぜざるは當時にありては實に新奇の着想と云はざるを得ず。彼が人員の性質に應じて代表者の配合を定むべきを説けるは階級制度の現存せる社會に於ては固より怪しむに足らざるも人員の多少に相應する代表を考案せるは實に未前の創意と云はざるべからず。要するにマーシリオの主權並に教會に於ける代表説は政治學說の漸く近世的傾向を取るに至れるを示すに足る。

以上述べたる如く中世の主權政府並に自然法に關する學説は皆宗教的臭味を脱却すること能はざりしが獨り團體說の卓然として其間に傑出するあり。團體說を主張する法學者は當時の旺盛なりし所謂中世の固有思想を蟬脱し専ら事實によりて法理を研究し國家の説明を事實的觀察に求めたり。是等の法學者中最も有名なるは彼のオットーギルケーにして其學說の近世政治學上に貢獻せること少なからずとす。ギルケーの團體說は大に研究論評すべき價値な

きにあらずと雖専ら之を法理學研究に譲り茲に之を録せず。畢竟彼れの説く所は國家を以て鞏固なる組織と永續する目的を有する團體なりとし此團體は之を構成する分子とは全然特見なる生存をなすべきものなりと云ふにあり。ギルケーの此説明たる大に當時の思想を啓發するものありしと雖政治學說に急激の進歩をなさしめたるは實にマキアベリーの力にあり。



### 第四編 近世の政治學說

#### 第一章 マキアベリーの學說

##### 第一節 マキアベリーの生涯と其時世

マキアベリーの時世

國家並に教會の統一的傾向

政治論の時世の産物なることはマキアベリーに於て最もよく證明せられたり。此顯著なるフロレンツ人は確かに充分の意味に於て時世の生兒なりし也。彼れは千四百六十九年に生れ、政治的公生活をなすこと廿九年、千五百廿七年に死せり。彼れが中年の時期は即ち最も多事なる十六世期の前半なりしを以て其間四圍の事情が警奇なる彼れの頭腦を刺激せしこと多かりしや明也。十六世紀の初に於ては教會の分權漸く統一せられて羅馬法皇の權力増大し、歐洲諸國の貴族的割據の状態亦一變して專制王國の建設に忙はし。英國のヘンリー七世、佛國のルキ十一世、チャールス八世、ルキ十二世、スペインのフアーデナンド皆強大の權力を聚集し封建諸侯の會合をして萎靡遂に頭を擡ぐる能はざ

國民觀念の發達

らしめ、獨逸のマキスミリアンの如き無力なる帝王すら離散せる帝國の主權を一手に總攬するを勉め、此時代は實に教會に於ても亦國家に於ても優者兼併の時代なりき。是等の事實がマキアベリーをして強大なるプリンスとてふ觀念を固守せしむるに至れるや亦自然の有様也。此王權擴張の事實に伴ひて國民的觀念亦著しく發達し來れり。英國、佛國、獨逸、以太利、西班牙等の國家的獨立境界は政治的觀察の主點となり歐洲の基督教國と云ふ如き宇宙思想は漸く消し、ハホメント侵略の危險も、土耳其に對する十字軍の勸告も此國民的思想の發展を防遏するに足らざりき。然るにかく地方都府の集合體が結合に傾きつゝありし間に以太利のみは統一的進歩頗る遅々たりき。殆んど三百年間以太利半島はヘレニツク、ヲオルドの如く無數の市國の所在地なりしが十六世紀の初め漸次結合の結果として全半島はネーブルス王國、法皇地、ミラン侯國、ヴェニス、フロレンスの兩共和國の五國となりぬ。而して更に二層の合同はなし得らるべし。半島を恰も西班牙佛國の如く一の國民的帝國の下に統一せんとする理想は常にマキアベリーの腦裡に歸來しつゝありき。



然りと雖、以太利に於ては諸國の疾視反目激甚なると諸國の霸權を握るに足るべき人才なきのみならず。法皇の特別なる地位政策は又大に全國の統一を困難ならしめたり。

國內既に統一を欠ぎ外、佛獨西等の諸強國に介在する以太利半島にして少しく外交の方針を誤り施政宜しきを得ざらんか、憐れなる小羊は忽ち狼豺の好餌となりしならむ。是を以て當時以太利の外交は最も多忙にして且つ困難の地位に陥れり。此時に於てフロレンス政府樞要の地位に立ち十四年間折衝獻酬の中心たりしものは實にマキアペリなりし也。彼れの政治論が深遠なる思索に加ふるに實際的經驗の果實を以てしたるは畢竟其地位の然らしめたる所ならずんばならず。殊に彼れが使臣として其政府より他國に派遣せられしは以太利人以太利の事狀以外歐洲國民の實況を観察する便宜を與へたること少からず。政府に對する彼れの廣濶機敏なる觀察は彼れの思想を構成し著作を編述するに於て實に強大なる刺激なりし也。

マキアペリの思想は四圍の政治的事情に影響せられしこと如斯大なりと雖、彼

マキアペリの境遇

れ、の政治論をして學問上に一生面を開くに至らしめしものは希臘思想の復興せしによる。當時以太利に於ては文學美術漸く其趨勢を一轉し從來の中世思想を捨て、希臘の換型に就き哲學科學甚しきは宗教すらも古代の異教的新方向を取るに至れり。當時の顯著なる智的傾向は自由でありき。即ち中世のスコラステストが獨斷によりて人心に加へたる制限を脱離して自由に活動するにあり。恰も古代の哲學者がなせしが如く宗教政治の範圍を卓絶して思想を高遠に馳するにあり。而してフロレンスは學問復興時代の文明の中心にしてマキアペリはフロレンス世界の中心なりし也。彼れの智識訓練精神的教養は能く其四圍の事狀に適合せり。古代文學殊に歴史は彼れの長ずる所に於て彼れは常に此内に精神的慰安を見出せり。彼れは古代羅馬の天才に昵近し希臘文學に精通せり。彼れが其深淵なる智識と犀利なる論鋒を以て政治問題を解決し學問の方式實質に於て新機軸を出し千二百年間煙滅せる政治學を地下に喚起して之を大成の緒に就かしめたる所以のものは實に彼れが古典に精通せし爲也。



マキアベリーの  
學問研究方  
法の

### 第二節 マキアベリーの政治論並に其方式

マキアベリーの政治論の方式並に研究方法はアリストトル以外之が匹儔を求むる能はず。彼のスコラスチクス並に法律家等が援用せる形式は全くマキアベリーの蔑視する所なりき。彼の中世學者が議論の焦點として心血を枯渇せし法權帝權の關係 imperium Continuum の教義コンスタンチンの寄贈等はマキアベリーが冷然看過せし所、教父の意見、中世學者の思想、寺院法、市民法の組織等は又全く彼れの關知せざる所也。恰もコロンブスの所説が從來の地理書と全く乖離せし如く、彼れの政治論は過去千年間の政治論と趨舍を異にせり。

彼れの意見によるに政治學研究方法は歴史的ならざるべからずと云ふにあるものゝ如し。彼れ謂らく、人は或ゆる時代、或ゆる場所に於て、現代と同一にして同一の動機によりて影響せられ同一の方法を以て同一問題を解決するべく餘儀ならるゝを以て、過去の研究は現在の必要に光明を與へ將來の豫言をして容易ならしむべしと。彼れは先づ歴史と政治の關係を攻究し之によりて政治學

歴史的研究方  
法の

彼れの歴史  
的研究方法  
は學問的  
形式也

上未墾の地域を開墾せんとせり。然れども彼れが研究して以て其結論を演釋せる歴史は希臘羅馬の古代史に外ならずして中世の歴史の如きは彼れの顧みざる所なりき。彼れは此歴史的研究を適用せる結果として能くスコラスチックスの誤謬を校正し、基督教國と異教國を區別するの不必要を發見し、社會の智識的發達に寄與する所多かりしも、彼れが古代史の研究に熱中する餘り基督教が數世期間、世道人心に貢獻せる多大の効果を看過せり。彼れが其新研究方法の適用なりと公言せるテリス、リヴァイスの初年に關する議論 (Discorsi Sopra la Prima Deca di Livio) は全く羅馬人民に關する議論に過ぎずして其傑著候主 (The Prince) は當時の状態に對する彼れの意見也。而して歴史的研究方法中最も重要なる比較研究の如きも彼れの議論中甚だ稀にして往々附隨的形式を以て使用せらるゝを見るのみ。

マキアベリーの研究方法は實質に於て、よりは寧ろ形式に於て歴史のなりし也。彼れの議論の本源は彼れが其當時の人並に事情に就て感得せる利害に過ぎざりき。彼れは古代の歴史中より當時の状態と附合せる現象を捕捉し來り之に



政治的技術の研究

よりて當時の事狀を説明せり。當時の事狀に付て彼れは最も機敏なる觀察者にして又最も銳利なる解剖者なりしを以て彼れの議論の根據は凡て當時の政治的事實にあり。然れども彼れの議論を遣るや實際的に之を斷定するを避け、て歴史的事實を籍りて之を證明せり。換言すれば彼れの歴史を研究するは之によりて全體に通ずる眞理を發見する爲に、あらずして其議論を有力ならしむるが爲也。彼れが引用せる多くの事實は之を嚴正なる歴史の立脚點より見れば、往々にして妄誕無稽の甚しきものありと雖、一たび彼れの筆に入るや、恰もエソップ物語の說話と均しく堅實にして疑を挟む餘地なからしむるに至る。

彼れの研究方法が如斯奇異なる特性を帶ぶるに至りしは主として彼れが政治學に關して抱懷せる觀察點の特異なりしに依る。彼れの政治學は主として政治的技術の研究にして、國家に關する理論の研究にあらず。彼れの議論は寧ろ (Politik) 政治論にして (Staatslehre) 國家學にあらず。彼れは専ら政府の機關の維持作用のみを研究し、政權を創設し適用する勢力を考思せり。彼れは被治者の地位より事物を觀察せずして治者の地位より之を考察せり。被治者の精神動

マキアベリは專制政治の擁護者にあらずして共和論者なり

マキアベリの議論の範圍

機は彼にとりては唯治者の器械たり。彼れが人民より嫌惡せられたるは畢竟之が爲にして其著ブリンズの社會より排斥せられたるも亦之が爲也。然れども彼れは世人の誤解する如き絶対的專制政治の擁護者にあらずして、又一方に於て有力なる共和論者也。其著論叢 Discourses に散見する議論亦彼れの眞意を察見するに足るものあり。彼れはブリンズに於て強大帝國の政治的組織を推擧すると同時に Discourses に於て確固なる共和政府の建設を慫慂せり。彼れは一方に於て一個人の主宰する侯國を創設し、他方に於て自由市より成る共和國を組織せんと希望を抱懷せる者の如し。然れども彼れの根本觀念は小國分立に代ゆるに其獨立威嚴を維持するに足るべき君主國の存在にあり。

マキアベリの議論はアリストートルの學說と附合する點多きに拘らず、其範圍に至りては著しく後者に比して狹隘なるを見る。是れ蓋し二者其觀察點を異にする結果ならずんばあらず。アリストートルも亦マキアベリの如く政府の作用並に實際的政策の問題に多大の注意を拂へるも、彼れは唯社會的政治的生活の全組織を研究するに當りて附屬的に之をなせり。彼れの學說は廣義に於け



る國家論にして全體より小部分に論及せり。然るにマキアベリに至りては廣濶なる政治學の理論を全く度外視するにあらざるも彼れは直接の實際的政治問題を論斷するを主眼とし一般的政治學說を説明すると少なし。故に彼れの議論たるやアリストートルに比して比較的系統的にあらず政府の技術に關する説明亦論理に缺如すること多し。彼等二人の或事狀に適應する實際的政治の原則を考察せるは互に逕庭なしと雖アリストートルは人生の最高目的を達するに必要な標準的國家即ち不動なる沈靜的國家に着目するに反しマキアベリは領土の擴張權力の發展を目的とする活動的國家を理想とせり。マキアベリはアリストートルの理想の高遠にし卓越なるを是認せり。然れどもかゝる高尚なる理想は到底到達し難きを考察せり。彼れ曰く内部の黨派的紛争より全く離脱し得る如き完全なる國家は或は存在し得べし。然れども或ゆる社會の事は皆活動して靜止することなし。故に人事に進歩せざれば退歩し理性の指導せざる所は必要之を驅逐す。故に擴張するなくして徒らに存在を目的として組織せられたる國家の如きは遂に壞敗廢滅して存在を維持すること能は

ざるに至るべしと。

マキアベリ  
羅馬帝國

マキアベリが希臘の國家を蔑如し羅馬帝國を重視せるは全く此擴張的思想ありしが爲なり。彼れより見ればアゼン、スパルタは政治的智識の要素を缺如せしが故に確かに失敗なりし也。反對に羅馬は大なる帝國を建設せし故に大なる成功なりし也。若し夫れアリストートルをして羅馬人の偉績を目撃するの機會あらしめば或はマキアベリと同一の理想を抱持するに至りしや計り難し。アリストートルも權力即ち時世と人心を結合する技能を評價すること多く偉人を論ずるに當りて其結論は略ぼマキアベリと同一に歸せり。然れどもアリストートルは希臘專制の後に生長し唯專制家の醜惡を見聞せり。反之マキアベリは以太利の專制王國が成功の高潮に達せる時に成人し功名富貴皆擧げて專制君主の手裡に歸せるを目撃せり。前者の帝王を嫌惡し後者の之を賞揚する亦自然の勢なるのみ。

### 第三節 道德宗教に對するマキアベリの態度



政治と宗教道徳との分離

マキアペリが其學說に、歴史的研究方法を採用せるによりて、大に政治學上に裨益する所ありしのみならず、彼れの宗教道徳に對する態度は、彼れの盛名をして不朽ならむしるに至れり。マキアペリが後世批評の中心となりしも、畢竟之が爲にして、彼れが政治學に貢獻すること多かりしは、又此點にあり。中古の政治論者中には、歴史上の事實に着目するもの絶無には、あらずして、中世の法律家中には、又た多少歴史的观察を試むるものなしとせず。然れども、古代に於ても、中世に於ても、未だマキアペリの如く、確然と政治に關して、宗教道徳を附屬の地位に置きしもの、あらざる也。中世並に古代の哲學が、依て以て其本源とし、範圍とせし、自然法は、彼の爲に、悉く蔑視せられ、神法殊に、直接啓示説すらも、全く無益の妄誕として、彼れの思想の範圍外に、放逐せられたり。

此政治學に於て、未だ何人も、占領せざりし地位は、マキアペリによりて、占領せられたり。宗教道徳に對する、彼れの特異なる態度は、彼れの思想の種々の方面に於て之を、析度し得べし。(第一に、吾人は、彼れの政治論に於て、政治學と道徳學との合式的、自覺的、分離を認め得べし。アリストートルは、二千年前に於て既に此二

惡業の利用と濫用

者の分離を企てたるは、吾人之を前述せり。然れども、アリストートルの之を分離するや、彼れの學問の要素をして之をなせしよりは、寧ろ偶然に之をなせり。アリストートルは、明白に、政治學の獨立、政治の道徳より獨立すべきを要求せるにあらず。唯政治學は、道徳學中一定の地位を有するものたることを出張せり。反之。マキアペリは、組織的に、政治の現象を、孤立せしめ、道徳上の事實を、全く關係なくして之を、研究せんと企てたり。彼れは、道徳上の美德を、全然否認せるにあらず。然れども、政治的價值として之を採用するを拒めり。恰も彼の正統經濟派が、富の増殖に於ける成功を、以て其經濟的人(Melonomic Man)を評價する唯一標準となせし如く、マキアペリは、政治的權力の維持擴張に關する成功を、以て政治的人(Political Man)を評價する唯一試金石となせり。

彼れは、君主論叢に於て、暴行、殘忍、邪信、其他凡ての惡業を論ずるに、當り多く之を非難せざりし如く、德行、宗教を評するに於ても、又甚だ少しく之を賞揚せり。例へば、彼れが殘忍、暴行を論斷するに際し、濫用と利用とを區別比較せるが如きは、實に一種の奇觀にして、比類なき大膽と云はざるべからず。此學界の偉人が、他



年、罪惡の普及者、政界の惡魔として、嫌惡せらるゝに至りしものは、畢竟、彼れの學問的無頓着の結果ならずんば、あらず。如斯にして、彼れは云へり。「善なることは、君主にとりて、稱賛すべきことなるも、君主は、其權力を維持せんが爲には、必要ある場合に、其善を、抛棄し、事情に應じて、之を取捨する覺悟なかるべからず」と。彼れ又曰へり。「何人も、凡ての徳行を、兼備する能はざるが故に、君主たるものは、只國家を、危険ならしむる如き、惡業を、なすを、止め、國家を、維持するに、必要なる惡業のみに、限るべし」と。是れ尙可なり。彼れは、其著書中、最有名なる句に於て、信用は、嘉みすべきことなるも、政權維持の爲には、詭針偽善も、止むを得ざるべきを、明言せり。彼れ曰く、君主は、凡て、誠意の如く、見せしめざるべからず、端正なる如く、見せしめざるべからず、人情厚く、宗教に、熱心なる如く、見せしめざるべからず。然れども、國を、救ふに、必要なる場合には、是等のものに、顧慮するとなし、行動する程常に、熟達し、居らざるべからず。……故に、君主をして、常に、國家の維持を、目的とせしめよ。如何なる手段も、撰ぶ所なく、常に、人の、羨望する所とならむと。彼れが、共和國に、付きて、論ずるに、當りても、其結論は、又之と、全く同一なり。彼れ

マキアペリ  
は不道徳にあ  
らざりて無道  
徳なり

國家存在は第  
一要義なり

曰く、余は、共和國にても、王國にても、國家危険の恐ある場合には、皆信仰を、破り不徳を行ふに、躊躇せざるべきを、信じて、疑はざる也」と。如斯マキアペリは、道徳を以て、政治的存在並に、政治的幸福の必要に、服従せしめたり。彼れは、不道徳にあらざるも、無道徳なりし也。宗教に對する態度も、亦同じく、彼れは、宗教反對にあらざるも、全く、無宗教なりし也。宗教が、人間の理性に、及ぼす影響に、於て、勢力を有するや否やは、彼れに取りて、全く問題外なり。然れども、宗教は、國家と、政治的發達發の傾向との關係を、決定するに、於て、有力なるや否やに、付て、彼れは、道徳に對すると同一なる、冷血的分解を、與へたり。彼れは、宗教的感情を、以て、國家政策の、最も重要なる器械なりとし、政治家は、常に、之に對する注意を、怠るべからざるものとせり。然れども、彼れの、宗教を、重視するは、其感情が、深遠なる眞理と一致するが故に、あらずして、宗教心の、缺乏が、國家衰退の前兆なるが爲也。機智なる政治家が、宗教的感情に、訴へて、偉大の功業を、成功し得るが爲也。かくマキアペリは、其議論の第一原則として、國家存在の必要を、ふことを、念頭



に置きけり。而して此思想は又最もよく彼れの大膽なる愛國心の説明に於て約言せらるを見る。彼れ曰く「國家の危機に際しては最早何が正義にして何が不正なるか何が慈悲にして何が残忍なるか。何か名譽にして何が耻辱なるかを問ふに暇なし。人は國家の生命を救助し國家の獨立を維持するに必要なる手段を取れば可なり」と。

英雄崇拜

(第二)に彼れが宗教道德と政治との關係を關するに當りて權力あり技能ある偉人を尊敬せる傾向あるは頗る注目すべきことなりとす。此感情は彼れの特更に自覺的に發表せしものにはあらざるも彼れが眼中一人の奇材を措き之をして或目的の爲に完全なる成功を得せしむるを以て心に快とせる跡や宛として掩ふべからざる也。此點に於て彼れは一の英雄崇拜家なりし也。強き人並に其人の技倆はマキアペリが其天才を傾注せし好題目なりき。彼れはフロレンテン共和國の愉快苟且にして政策に統一なく常に列國に對して首鼠兩端の舉動をなすを見て甚心に快からず國家の政治をして確定不動ならしめんとし其模型を強き人大なる人に求めんとせり。彼れが其目的手段の如何を問はず潛

個人的生活にも理想と實際との差なり

四國の事情此宗教政治の分

主ケーザー、ボルギアを稱揚せしも之が爲にして、機會あるに法皇ユリウス二世を殺害せざりし故を以てバクリオニを非難せしも之が爲也。マキアペリの思想同一特徴は又彼れが國家の政務を論せる部分に於て之を察知し得べし。

(第三)マキアペリの政治に對する態度に付て特に注意すべきは彼れが政治より宗教道德を區別せるは、單に國家的現象に關して之を區別せるにあらず、個人生活の事實として既に此區別を認めたる結果として之を國家的生活に採用せること是なり。眞正の意味に於て彼れは實際政治の研究者なり。彼れの決定せんと欲する問題は理想的政治生活にあらずして實際の政治生活なり。想像的不可能の國家の如きは全く彼れの關知せざる所なり。彼れの目的は全く事物の真相を探究するにあり。彼れ曰く「人間の生活には其生活せんと欲するものと實際生活しつゝあるものとの間に大なる差異あり」と。彼れが其研究の題目として選擇せるものは生活せんとする生活にあらずして生活しつゝある生活なりき。

此見解は政治學上實に有用のものたりき。此見解は政治學を以て道德論宗教



類に貢獻する所多し

論の塊團堆積なりとす當時一般の偏見を匡正するを得たり。且つ此見解中には宗教改革の急進主義に於ける歴史並に政治論の解釋を包含せること多かりき。蓋しマキアベリの時代に於ては道德的宗教的の熱誠全く消沈し、行爲の實際的標準は利己主義のみなりしを以て基督教の教旨に對しても學者は從來の傳説に瞞着せらるゝことなく能く冷靜なる觀察をなすを得たり。マキアベリが道德的勢力神學的影響に感染することなくして政治論を案出し得たるも要するに四圍の事情之をして然らしめたるのみ。彼れがよく彼れの所謂事物の真相を闡明して警拔奇特の文辭を創成せるも亦實に此等の原因ありしが爲のみ。彼れが羅馬教を嫌苦せしが爲に(あらず)政治上の重要な地位を占領し學問の發運を阻害せりとして羅馬教を非難するに至りしや又自然の勢也。要之。道德宗教に教するマキアベリの態度たるや科學的に正當にして政治上に貢獻する効果も亦實に大なるものあり。唯彼れが四圍の譏笑を顧みず斷々乎として其所信を行ふの勇氣と彼れの言辭の間に瞥見する感情の缺乏とは彼れをして啻に不道德なるのみならず殘忍酷薄の惡人なりとの醜名を殘す

所謂マキアベリズムの假値

に至らしめぬ。然りと雖彼の所謂マキアベリズムなるものは果して俗人の想像する如く醜惡憎むべきものなりや否やに至りては實に疑なき能はざる也。識者恐らくは之を評價するに難からざるものあらむ。

#### 第四節 政治的動機に關する議論

人を社會的、政治的生活に指導するは如何なる動機によるか。マキアベリの之に對する見解は殆んど全く後世ホップスの唱導したる所と附合するものあり。唯ホップスはマキアベリに比して精細なる科學的形式に於て之を表示したる差異あるのみ。マキアベリの眼中に映する人は、唯利己的にして、常に、社交的、德義を無視する利慾によりて行動する動物なり。私慾、私利は實にマリアベリが依りて以て政治的現象を説明する唯一の根據なりき。而して彼れがホップスに比して廣濶にして而も周到なる心理的基礎を缺亡せるは偶以て一層多くの反對を惹起するに至れり。

此點に關する意見は特に明了に其「プリンス」に於て表示せられたり。一般に言

マキアベリの眼中に映する人

君主は愛せらるるよりは寧ろ



しる恐れらるべ

極端の實利主義

へは、彼れは人を以て忘恩、輕躁、詐欺、貪慾なるものと觀察せり。彼れが君主は愛せらるゝよりは寧ろ恐れられざるべからずとの結論に到達せるは全く此前提より發足せし結果なり。彼れ曰く「愛は貪慾なる人間が利己心の必要上何時にても違反し得べき義務なるも畏怖は無限に人を拘束し得る羈絆なり。……人の愚直にして羸弱なるや必要ある場合に於て果斷の君主は之をして其の必要の犠牲たらしむるを得べし。君主にして人を欺かんと欲せば欺かるべきもの、常に錯落として眼前に横出雜陳せらるゝを見ん。人は全く其外觀によりて判斷せらる。狡猾なる君主の利用するは此點にあり。加之。人は一般に羸弱暗愚なるのみならず又實際邪僻にして必要ある時のみ善人となし得べし。賢明なる君主が顧問に委ねずして自ら事を處するは皆此理由による」と。

人間の性情に關する是等の厭世的觀察は又多く論叢中に發見するを待べく、プリンスに比して又稍心理的解剖を含むこと多し。惟ふにマキアベリは政府の起原範圍、社會制度の基礎等に關する説明に於てポリビウスの議論を其儘採用せる者、如し。而して此議論たるアリストートルの所謂人類の社交的性質

なる見解を全然拋棄し、社會の起原は個人の利己心にありとの反對意見を採用するもの也。マキアベリが羅馬に於ける農法の解釋をなすに當りて實利主義を發表したるも畢竟此思想の一般的傾向に基づくもの也。彼れはホップスと同様の筆法を以て、人類は無限の欲望を有し、此無限の欲望を無限に満足せしめんとする渴望は人類の凡ての行爲の本源なるべきを主張し、此慾望中最大なるものは私有財産に對する欲望なることを明言せり。是を以て彼れは極端にも其君主に於て人は父の死を忘るゝこと易きも相續財産の損失を忘るゝこと難し。處刑は得る所少なきも沒收は畏れしむる所大なりと斷定せり。彼れの論叢中には是等の思想常に蘊蓄し、實利的個人主義は獨立の愛、自治政治の説明に於て幾度となく繰返されたり。彼れ曰く「人の行動は或範圍までは權力を行使せんと、念慮に驅らるゝことあるも、此動機の爲に活動する人たるや、極めて少なく、大多數は唯富貴安逸を得んが爲に齟齬しつゝあり。人民の多數が共和國を希望するものは物質的利益を獲得する機會多きが爲にして、王政にては君主獨り凡ての利益を壟斷す、其獨立を庶冀するものは他に服従せざる國家に於